

# 平成26年度第2回島根県農政審議会・次第

日時：平成27年3月17日（火）13：30～16：00

場所：島根県職員会館 健康教育室

## 1 開会

## 2 農林水産部長あいさつ

## 3 会長あいさつ

## 4 議事

新たな農林水産業・農山漁村活性化計画における「第2期戦略プラン」の取組状況等について

(1) 平成26年度実績見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1-1

(2) 平成28年度以降の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1-2

## 5 報告事項

(1) 平成27年度当初予算の主要事業の概要について・・・・・・・・資料2

(2) 島根県地産地消促進計画について・・・・・・・・・・・・資料3

(3) しまねの6次産業推進ビジョンについて・・・・・・・・・・・・資料4

## 6 閉会

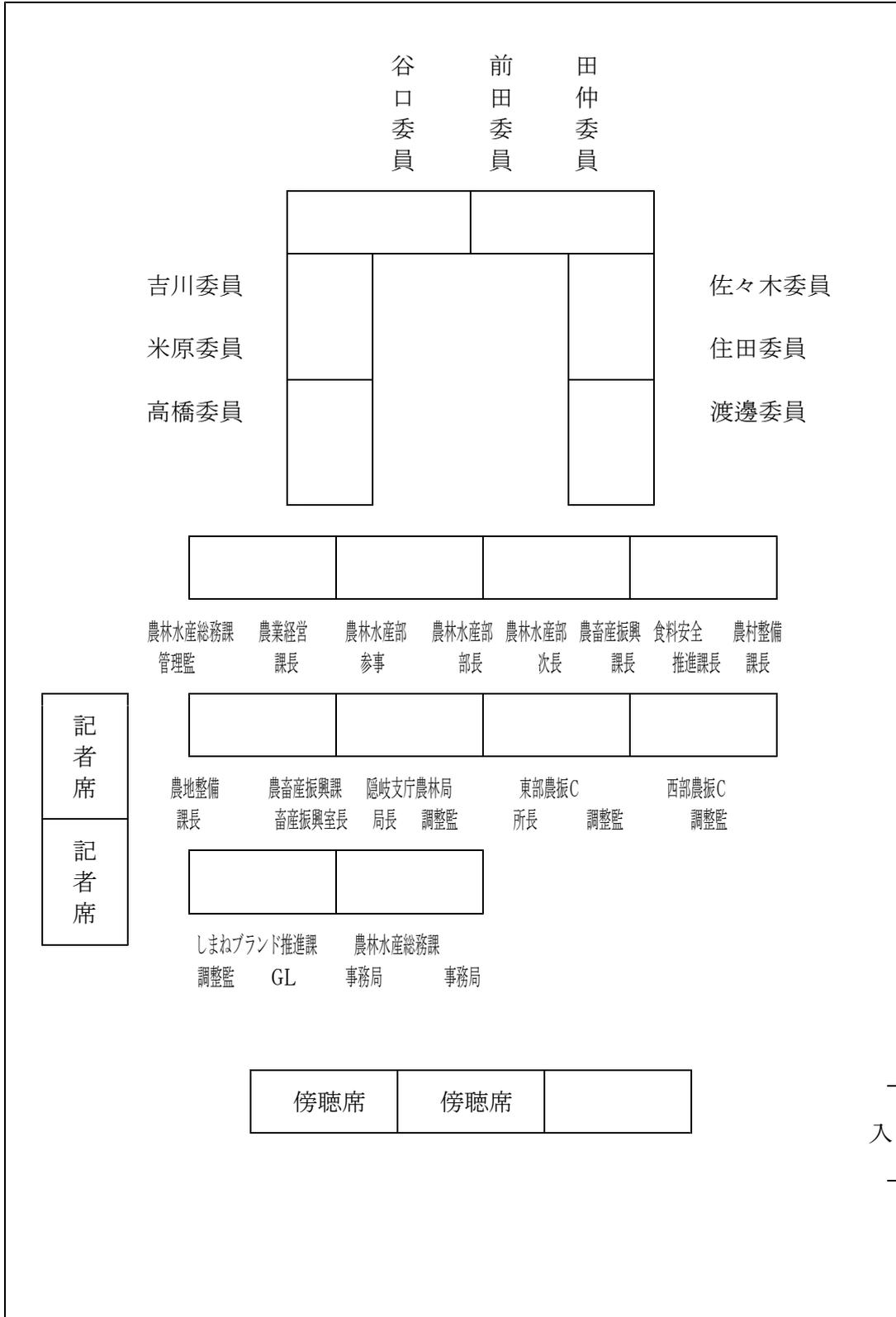
## 平成26年度第2回島根県農政審議会

分野		氏名	勤務先(所属団体)・役職	住所地	
市町村		ナカヤ マサル 中谷 勝	吉賀町長	吉賀町	欠席
関係団体		ハンダ ヨウイチ 反田 陽一	JALまね中央会専務理事	松江市	欠席
学識経験者	大学	タニグチ ケンジ 谷口 憲治	就実大学教授、島根大学名誉教授	岡山市	
	マスコミ	マエダ コウジ 前田 幸二	山陰中央新報社特別論説委員	松江市	
	ツーリズム	ササキ キョウコ 佐々木 京子	株式会社 扇原茶園	浜田市	
農業者	農外企業	タナカ ヒサオ 田仲 壽夫	(有)隠岐潮風ファーム代表	海士町	
	法人経営	スミダ フミコ 住田 富美子	酪農女性組織ミルククィーン代表	大田市	
	個人経営	キツカワ ヒロエ 吉川 裕江	水稻、施設野菜	飯南町	
	集落営農	ワタナベ イクコ 渡邊 育子	(有)赤雁の里、施設園芸	益田市	
消費者	流通	ヨネハラ ケンジ 米原 健二	松江連合青果(株)社長	松江市	
	流通	タカハシ ハルミ 高橋 晴美	高橋米穀、(株)ほんき村	浜田市	
	一般公募	ニシ ヒロノリ 西 宏規	一般消費者	松江市	欠席

県関係者	石黒 裕規	農林水産部 部長
	曾田 謙一郎	農林水産部 次長
	田中 浩二	農林水産部 参事
	中村 純一	農業経営課 課長
	森上 浩平	農畜産振興課 課長
	生田 祐介	農畜産振興課 畜産振興室長
	田邊 裕彦	食料安全推進課 課長
	多久和 卓志	農村整備課 課長
	高橋 裕司	農地整備課 課長
	鳥屋尾 健史	しまねブランド推進課 6次産業推進スタッフ 調整監
	高田 光	しまねブランド推進課 農林水産品グループリーダー
	酒井 浩純	隠岐支庁農林局 局長
	高仁 敏光	隠岐支庁農林局 総合振興スタッフ調整監
	景山 弘一	東部農林振興センター 所長
	石倉 秀樹	東部農林振興センター 総合振興スタッフ調整監
	重本 聡	西部農林振興センター 総合振興スタッフ調整監
	永岡 佳訓	農林水産総務課 政策推進スタッフ管理監
	加地 紀之	農林水産総務課 政策推進スタッフ企画幹
	青木 裕久	農林水産総務課 政策推進スタッフ主任

# 島根県農政審議会配席図

平成27年3月17日(火) 13:30~16:00  
職員会館 健康教育室



## 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画第2期戦略プラン

### ～平成26年度の実施状況～

農林水産総務課

#### 1 国の農政改革に対応したプロジェクトの見直し

- ・県では平成20年3月に「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」を策定し、この計画の実践計画となる「第2期戦略プラン」について、平成24年度から取り組みを開始。
- ・一方、国は農林水産業の成長産業化を目指して、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、平成26年度から農政改革が開始されたため、戦略プラン関係プロジェクトの見直しを実施し、県、市町村、関係団体等が一体となり、取り組みを強化。  
(新規プロジェクトとして、3プロジェクトを立ち上げるとともに、既存の8プロジェクトを変更)

#### 2 各戦略プランに基づくプロジェクト実績評価

##### (1) 分野連携、農業・農村の総括評価

- ・「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」第2期戦略プランの「分野連携・共通戦略プラン」及び「農業・農村戦略プラン」において、県、各圏域では市町村・関係団体・県が一体となって、40プロジェクトの活動が展開され、各プロジェクトにおいて設定している評価項目（114項目）のうち、集計中項目（5項目）と平成26年度に目標値がない項目（3項目）を除いた項目のうち、目標100%以上達成が5割以上、目標80%以上達成が約8割となっている。  
今後は、目標未達成の項目について、要因・課題の分析を行い、課題解決に向けて取り組む。

### 平成26年度末における各プロジェクト成果指標の達成状況

農林水産総務課

プラン・圏域区分	プロジェクト数	成果指標項目数	H26目標・達成見込み項目数	H26目標・8割以上達成見込み項目数	H26目標達成見込み割合(%)	H26目標の8割以上達成見込み割合(%)	
<b>分野連携</b>	5	11	6	2	55	73	
<b>農業・農村</b>	<b>小計</b>	<b>35</b>	<b>103</b>	<b>57</b>	<b>25</b>	<b>55</b>	<b>80</b>
	県全域	9	23	13	7	57	87
	松江	4	9	4	3	44	78
	出雲	5	17	10	4	59	82
	雲南	4	14	8	3	57	79
	大田	5	14	8	1	57	64
	浜田	3	8	4	1	50	63
	益田	2	6	3	3	50	100
	隠岐	3	12	7	3	58	83

## (2) 各プラン別の実績・評価

### ① 分野連携・共通戦略プラン

#### 【県全域プロジェクト】

##### ○美味しまね認証制度推進プロジェクト

- ・62件（農産物36件、畜産物18件、林産物7件、水産物1件）が認証取得となる見込み。引き続き、生産者、消費者等へのさらなるPR等による拡大が必要。

##### ○6次産業推進プロジェクト

- ・島根型6次産業ステップアップモデル事業（しまろく事業）の運用を開始。農林漁業者、商工業者、行政等の多様な取組申請があり、21件を採択。
- ・県内外からアドバイザー登録が進み、25事業所において、アドバイザー派遣事業を活用。

#### 【地域プロジェクト】

##### ○鳥獣害対策の推進プロジェクト（大田・浜田の2圏域）

- ・大田：獣害対策に取り組む14集落は、取り組みが継続するとともに、獣害対策に関心のある集落への支援活動、先行事例の活動調査を実施。
- ・浜田：新規狩猟免許取得者数が55名となり、前年（18名）を大幅に上回った。

##### ○隠岐産品のブランド力強化に向けた6次産業化の推進プロジェクト

- ・5事業者が国や県事業（島根型6次産業ステップアップモデル事業）を活用し、6次産業化への取り組みを開始。

### ② 農業・農村戦略プラン

#### 【県全域プロジェクト】

##### ○島根米の品質向上・売れる米づくり推進プロジェクト

- ・米をめぐる厳しい販売環境等を背景に「つや姫」の面積拡大が鈍化したが、食味ランキングにおける初の特A獲得や米共同乾燥調製貯蔵施設等の受入体制整備を契機により一層の推進。
- ・JAしまね農業振興重点施策と連携し、1.9mm選別ふるい目・食味計の導入により島根米のレベルアップ・他産地との差別化により、H30年を目途に「売れる米づくり」をより一層強化。

##### ○園芸産地の再生プロジェクト

- ・園芸産地での労力補完に取り組むモデル地域として、5地区（出雲、斐川、益田、安来、大田）を選定し、サポーター制度や新規就農者の受入制度などを検討。

##### ○和牛繁殖地の再生プロジェクト

- ・繁殖雌牛放牧頭数は3,160頭に微増。今後、集落営農組織等を中心に放牧頭数の拡大を図る
- ・JA統合を見据え、飼養管理の省力化や分業化を図るためのキャトルステーション等の設置構想について協議を重ね、27年度事業化。

##### ○有機農業の拡大プロジェクト

- ・有機農業取組面積は、着実に拡大。
- ・農林大学校有機農業専攻には今年度も7名の入学者。有機農業専攻卒業生7名のうち、5名が有機農業関係（自営就農1、雇用就農3、研修1）。引き続き就農に向けた支援が必要。

##### ○新規就農者の育成・確保プロジェクト

- ・就農希望者の確保から、研修、就農後のフォローまで積極的な支援を展開。今後は、市町村、定住機関と連携し、受入情報のパッケージ化を推進。
- ・農の雇用事業により、52名が採択（1月末現在）

### ○集落営農の強化による農地利用集積の促進による地域の維持・活性化プロジェクト

- ・中山間地域等直接支払は、新規協定の設立、高齢農家をサポートする体制への移行が進み、協定面積が増加。今後、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を促進。

(H22:12,833ha→H26:13,300ha)

### ○国営農地開発地の有効利用プロジェクト

- ・農業参入企業の作付拡大等により農地活用面積が67ha増加。

(H22:685ha→H26:752ha)

- ・農地中間管理事業を活用して利用権が設定される見込み(横田13件、約2.8ha)

### ○水田フル活用に向けた耕畜連携推進プロジェクト

- ・飼料用米専用品種の栽培比較展示ほを設置、収量調査結果は、全品種とも数量払の最大限の交付が可能な収量を確保。
- ・26年産主食用米の価格下落に伴い、27年は飼料用米やWCS用稲への大幅な転換が想定されるため、需要先確保や受入・流通体制づくりが急務。

### ○日本型直接支払を活用した農地・環境保全推進プロジェクト

- ・各直接支払制度とも県と市町村が連携して取組を推進した結果、目標面積を達成する見込み。
- ・集落支援に係るモデル地区として、2市町で農地保全支援員を設置し、各直接支払い制度を一体的に推進、27年からの法制化後における推進体制の構築、制度変更内容の周知が必要。

## 【地域プロジェクト】

### <松江圏域>

#### ○まっえ特産品産地強化プロジェクト

- ・「だんだん営農塾」のキャベツ受講生(3名)から2名が就農。26年度から新たに柿塾も開講(受講生5名)し、1名が柿栽培を開始予定。

#### ○やすぎ地域特産物の産地活性化と地産地消の推進プロジェクト

- ・生産者とプロジェクト関係者が一体となり、いちごの産地ビジョンを作成。新規就農者の育成や労力補完制度(サポーター制度)、団地化等の産地課題の解決に向けて更なる取組を確認。
- ・やすぎいちごの消費拡大に向け、加工品の開発やPRを業者・農福・観光との連携で推進。市民を巻き込んだ「いちご女子会」の活発な活動もあり、加工商品数や消費が大幅に拡大。

### <出雲圏域>

#### ○耕畜連携による夢とロマンのある「いずも型畜産」の確立プロジェクト

- ・飼料用米の栽培面積は、目標を上回る356haとなる見込み。更なる生産拡大に向けて、保管施設の整備を検討中。WCS用稲の作付面積は約89haで、25年産と比較し約25ha増加。

#### ○安心・安全・環境調和の農業推進プロジェクト

- ・環境保全型農業直接支払制度の取組を31経営体で実施。25年度に比べ経営体数で3戸、面積では、「堆肥施用」で7.4ha、全体取組面積で18.5ha増加。
- ・特別栽培米つや姫の生産体制強化のため、2JA連携による集出荷体制、貯蔵施設の整備を実施。

### <雲南圏域>

#### ○島根の米をリードする雲南の米づくりプロジェクト

- ・集落営農組織への推進を強化し、特別栽培米の作付面積が着実に増加(H22:381ha→H26:528ha)。飯南町では、エコロジー米の生産・販売拡大に向け、米乾燥調製貯蔵施設の増強を実施中。

### ○和牛振興（三位一体で奥出雲和牛の再構築）プロジェクト

- ・酪農、集落営農等との連携とキャトルステーションや受精卵移植等の活用による繁殖基盤強化の仕組みを構築。県内肉用牛振興のモデルとして、畜産総合センターの整備を実施中。

### <大田圏域>

#### ○「おおだ」で作り「おおだ」で食す地産地消推進プロジェクト

- ・春期の低温、夏期の高温による入荷減や産直市近隣にスーパーが新設された影響で、産直販売目標額には届かなかったが、給食センターと生産者、関係機関の協議により、地域内生産物の利用が拡大するとともに、JA主催の「農園塾」受講生から新規会員を確保。

#### ○持続可能な水田農業の確立と地域資源の活用プロジェクト

- ・WCS用稲の収穫作業等を受託しているアグリサポートおーなんは、一般社団法人として法人化。
- ・転作作物の生産面積は、198haとなり、目標を概ね達成。次年度からWCS用稲に加えて、24年度まで行われていた飼料用米を改めて導入。

### <浜田圏域>

#### ○産直市を核とした絆づくりプロジェクト

- ・各店舗で消費者モニター活動を実施し、生産への理解を深めてもらうとともに、店舗運営改善を実施。
- ・年間を通じて品目によって過不足が発生、ピーク時の平準化のための作付分散や加工品の利用・開発、不足品の生産振興が必要。

### <益田圏域>

#### ○西いわみ農産物の産地力強化プロジェクト

- ・益田市の遊休柿園（開発地）において、柿部会での研修生受入や農福教連携による柿の収穫補完システムの試行など、柿園再生への仕組み作りを実施。
- ・メロン産地の維持・強化に向け、産地ツアー実施等による益田メロンのPRや、直売所設置等による贈答販売の強化、高齢者の支援制度となるハウスビニール被覆支援体制の構築を実施。

### <隠岐圏域>

#### ○隠岐の水田農業担い手プロジェクト

- ・26年産の「島の香り 隠岐藻塩米」（藻塩米）は作付面積37.2ha、前年度より約10ha増加。ブランド力強化のため、新たな品質区分（世界ジオパーク米）を設定し、首都圏へ販売。

#### ○隠岐牛産地拡大プロジェクト

- ・海士町の法人を中心として、肥育牛を162頭出荷。優良子牛を地域に残すことにより、隠岐全体の繁殖牛の能力が向上。

## 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画の平成28年度以降の取組について

農林水産部

### 1 経緯

平成20年3月、概ね10年後の島根の農林水産業・農山漁村の将来像と、基本目標及び施策の基本方向等を示す「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」（以下、活性化計画という。）を策定。

この活性化計画に基づき、農業・農村、森林・林業、水産の各分野において、第2期戦略プランとして、重点的・集中的に実施する具体的取組（プロジェクト）を定め、平成24年度から実践しているが、平成27年度をもって終了。

### 2 平成28年度以降の取組の検討

第2期戦略プランの実績評価や、農林水産業・農山漁村を取り巻く情勢（以下の検討ポイントを含む）を踏まえ、現行の活性化計画に基づく施策展開の基本方向（5本柱・13重点課題）を基本とした上で、平成28年度以降の重点的施策の展開方向（重点推進項目）について検討する。

#### ◇新たな農林水産業・農山漁村活性化計画に基づく施策展開の基本方向◇

5つの柱	13の重点課題
県民の安心と誇りの実現	○生産者と消費者の信頼関係構築による安全・安心の醸成 ○農林水産業、農山漁村の役割への県民理解促進
消費者に好まれる商品づくり	○多様な流通・販売の推進 ○消費者ニーズに対応した競争力のある生産体制の強化 ○消費者の好みや社会変化に対応した試験研究と技術支援 ○生産を支える基盤の整備
地域の実情にあった担い手づくり	○産業として自立する担い手の育成・確保 ○地域を守る担い手の育成・確保
魅力ある農山漁村づくり	○いきいきと暮らすための仕組みづくり ○地域資源を活かした農山漁村の活性化 ○快適に暮らせる農山漁村の整備
環境保全と多面的機能の維持増進	○地域資源の維持保全活動 ○環境負荷の軽減と資源の循環利用

#### 検討のポイント

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく国の諸施策や、「地方創生総合戦略」が本格的に展開される中、引き続き「活性化計画」の5本柱を基本とした上で、以下の視点等を踏まえ、島根の農林水産業・農山漁村の持続的発展を目指す。

#### ◆農業・農村プラン

水田農業を巡る情勢の変化、JA統合を契機とする産地拡大・強化、県と地域あるいは担い手育成と産地対策の連携強化、生産から販売までの一体的取組等

#### ◆森林・林業戦略プラン

「循環型林業の確立、林業の成長産業化」のさらなる推進等

#### ◆水産戦略プラン

「漁業の構造改革、もうかる漁業」の確立等

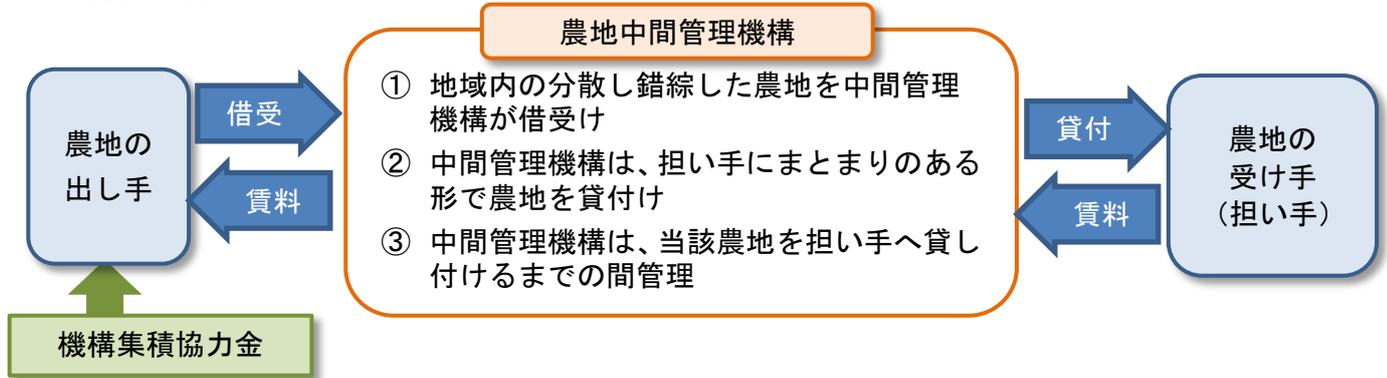
## 農地中間管理事業について

島根県農林水産部農業経営課

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、平成 26 年度から農地中間管理事業が開始。

島根県では、公益財団法人しまね農業振興公社を農地中間管理機構に指定し、農地の賃貸借による担い手への集積を推進。

## 1. 制度の概要



## 2. 農用地の集積目標

国の集積目標「今後 10 年間で担い手に全農地の 8 割を集積」を達成するため、国が各都道府県に集積目標を割り当て

**【H35 集積目標面積】 25,393ha（現状 10,033ha、年間 1,540ha の集積）**

## 3. 平成 26 年度の実施状況（2 月 20 日現在）

- ・ 機構業務の一部（窓口・相談業務、貸付け事務等）を市町村・市町村公社・JA に委託し、協力して農地中間管理事業に取り組んでいく体制を構築。
- ・ 現在、公募による借受希望者とマッチングを行っているところ。

公募の状況		
応募者数		344
借受希望面積		2,061ha
機構借受面積(2月20日現在)		456ha

- ・ 農地利用集積の加速を目的に、平成 27 年 4 月から農地台帳と地図の電子化と公表が義務付けされたため、市町村農業委員会では、インターネットや窓口での対応ができるよう作業中。

## 4. 平成 27 年度当初予算

区分	事業費		主な内容
		県費（一財）	
農地利用集積促進事業費	700,897	63,258	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業推進費</li> <li>・ 機構運営、業務委託費</li> <li>・ 農地の管理費等</li> </ul>
農地中間管理事業費	413,782	63,258	
機構集積協力金	287,115	0	
農地利用関係調整・調査費	46,199	0	・ 農地所有者の意思確認調査等
合計	747,096	63,258	

# 新規就農者等育成確保推進事業

農林水産部農業経営課

## 1. 新規就農者総合対策事業（平成24-26年度）の成果

### (1) 新規就農者の確保

- ・24年度から新規就農者数目標170人/年（～23年度：90人/年）を設定し、取組み強化
- ・25年度の新規就農者数が161人となり、前年度に比較して36人増加（過去2番目）

### (2) 就農希望者の増加

- ・農業振興公社の就農相談員を増員し、県職員も相談会へ参加  
→ 相談件数 20年度まで：100～150件程度 → 21年度：358件・・25年度：394件

## 2. 課題

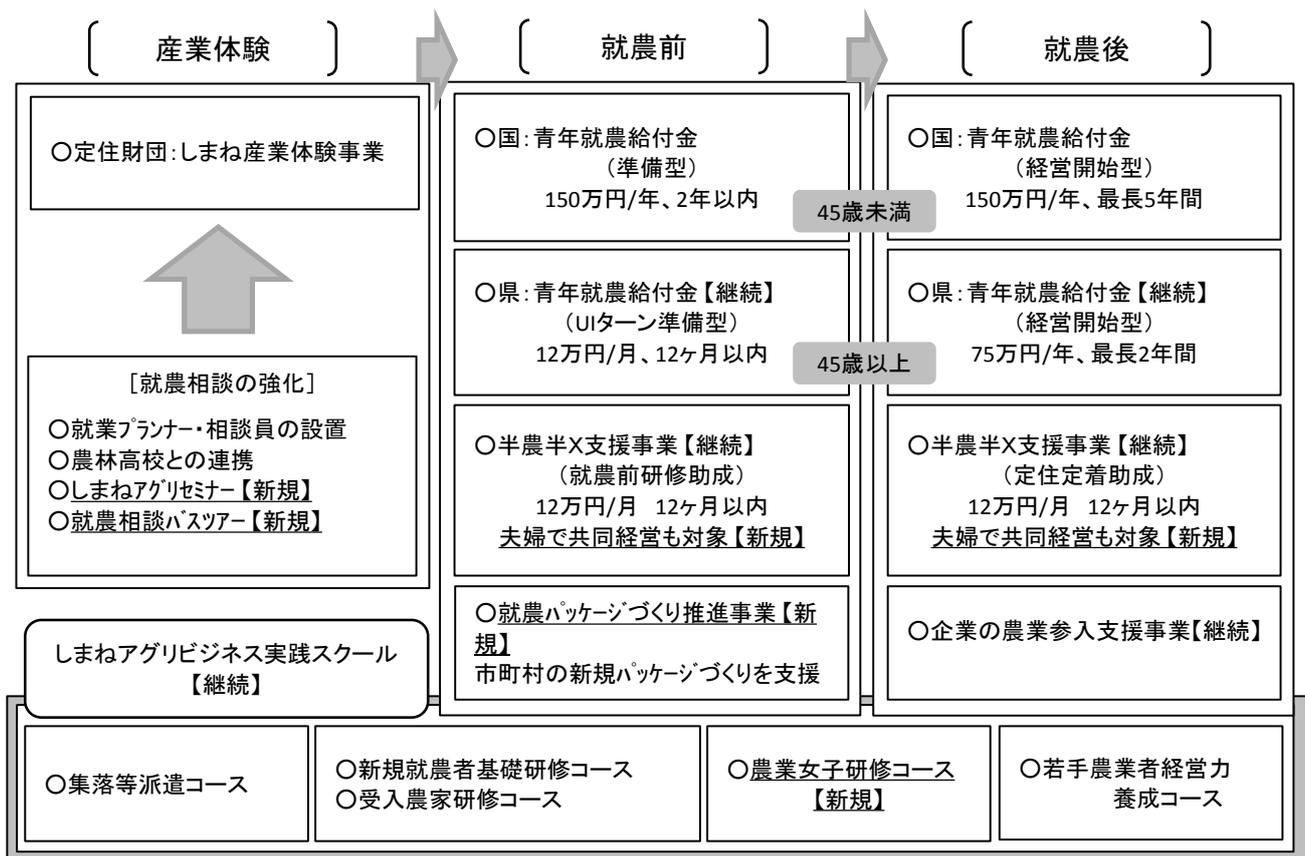
- (1) 就農者確保段階での工夫
- (2) より具体的な各種情報のパッケージ化提案
- (3) 集落営農組織や園芸産地の世代交代と新たな担い手の取り込み

## 3. 次期対策のポイント

既存事業のスキームを残しつつ、県内外からの就農希望者の確保と受入体制の強化を図る

※なお、これまで別事業として取り組んできた企業の農業参入事業を組み入れ

## 4. 新規就農者等育成確保推進事業の主な支援策



## 5. 27年度当初予算

414,782千円（うち県246,782千円 国168,000千円）

# 農業・農村振興対策事業費

農林水産部農畜産振興課

## 1. 概要

県内農業者の所得向上及び農村の活性化を図るため、JAしまね等と連携した農業振興策を平成26年から計画的に実施

## 2. 平成27年度実施事業

### (1) 島根の「売れる米づくり」推進事業

島根米のレベルアップと他産地との差別化を図り、契約的取引の拡大等「売れる米づくり」の一層の拡大が必要であることから、販売強化のための体制づくりを支援

カントリーエレベーターやライスセンターへ、食味計及び1.9mmの選別網目を導入する体制整備に対して支援

- ・ 補助対象 食味計、1.9mm選別網目
- ・ 補助率 1/3以内
- ・ 実施主体 JAしまね、市町村等
- ・ 事業期間 H27～29
- ・ H27年予定地域 JAしまね（大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町）

### (2) 園芸産地再生担い手育成事業

新規就農者の確保・育成、既存生産者の規模拡大を促すため、施設リースによる初期投資の軽減を支援

JA等がハウスを建設し農家にリースする場合、県が5年間分のリース料を一括補助

- ・ 補助対象 リース料（契約開始から5年分）
- ・ 補助率 リース契約1～3年目：年間リース料の1/2以内、4～5年目：年間リース料の1/3以内
- ・ 実施主体 JAしまね、市町村等
- ・ 事業期間 H26～H28
- ・ H27年予定地域 JAしまね（出雲市ぶどう、安来市いちご・有機野菜）、美郷町（いちご・ミニトマト）

### (3) 「しまね和牛」生産基盤強化対策事業

しまね和牛の生産基盤を強化するため、飼養管理技術の不足を補う広域的な共同子牛育成施設や共同繁殖牛管理施設の整備を支援

キャトル・マザーステーション（繁殖牛や子牛を集中管理する施設整備）の整備を支援

- ・ 補助対象 繁殖牛や子牛を集中管理する施設
- ・ 補助率 1/3以内
- ・ 実施主体 JAしまね、市町村等
- ・ 事業期間 H27～H29
- ・ H27年予定地域 JAしまね（飯南町、安来市、西ノ島町）、奥出雲町

## 3. 予算額

事業名	予算額（千円）
島根の「売れる米づくり」推進事業	7,000
園芸産地再生担い手育成事業	78,310
「しまね和牛」生産基盤強化対策事業	30,000
合計	115,310

# 水田農業緊急総合支援対策

農林水産部農業経営課・農畜産振興課

## 1 背景

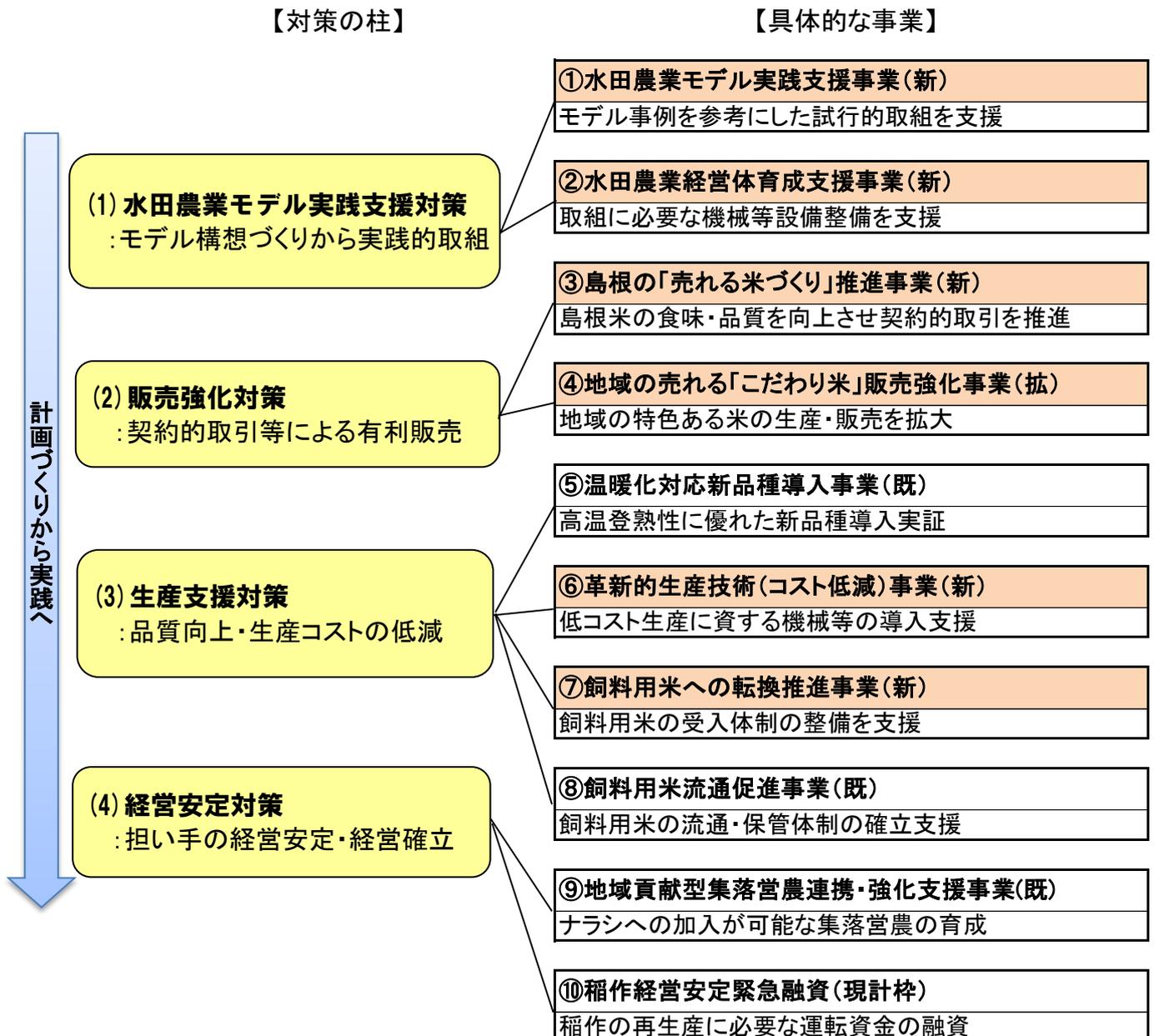
(1) 農林水産省が発表した平成26年6月末の米の在庫量が、前年と同水準の222万tであり、全国的な米需要の減少が続いている。

(2) 平成26年産は2.8万haの過剰作付と作柄(作況指数101)から24万tの供給過剰。

(3) こうした厳しい需給動向を反映して、平成26年産米の概算金は、前年比60キロ3,000円以上の下落幅となったため、稲作農家の営農継続意欲が減退するなど、将来に向けた不安が募っている。

## 2 総合的な支援体系

昨年の米価下落により厳しい経営環境となった稲作担い手農家等の経営実態等を踏まえながら、平成27年度以降も営農を継続するために必要な対策を体系化し、緊急かつ中長期的な視点で支援措置を講じる。



## 3 予算額 90,500千円

#### 4 具体的な事業内容

(単位:千円)

対策の柱	事業名	説明	事業主体	内訳	予算額
水田農業モデル実践支援対策	①水田農業モデル実践支援対策	水田農業展開モデル事例をヒントにした新たな取組を支援	新規地区	先進事例の調査活動、研修会等のソフト活動及び試行的取組経費 [補助率]定額	①新 4,000
	②水田農業経営体育成支援事業	水田農業展開モデルを参考にしたモデル的な取組を後押しするため、その取組に必要な農業機械等設備の整備を支援	水田主体の経営体	経営体育成支援事業(国)の助成対象者に対して融資に係る利息相当分を支援	①新 3,000
販売強化対策	③島根の「売れる米づくり」推進事業	島根米の食味・品質のレベルアップ販売体制を整備し、契約的取引等の推進を支援	JALしまね	カントリーエレベーター・ライスセンターへの食味計・選別網目1.9mmの導入 [補助率]1/3	①新 7,000
	④地域の売れる「こだわり米」販売強化事業	「地域の特色ある米(PB)」の生産・販売拡大、安定的な販売システムづくりを支援	JA地区本部、担い手組織等	生産・販売促進、新たな販売システムづくりに係る経費 [補助率]1/2	①拡 5,000
生産支援対策	⑤温暖化対応新品種導入事業	高温登熟性に優れた「つや姫」等の新品種導入・普及を目指し研究と現地実証を一体的に推進	県	温暖化対応新品種「つや姫」等の導入実証、求評調査等を実施	5,000
	⑥革新的生産技術(コスト低減)事業	低コスト化に資する高生産性機械等の導入を支援	担い手組織等	直播栽培技術等普及のための機械導入補助 [補助率]1/3	①新 5,000
	⑦飼料用米への転換推進事業	米価下落に伴う収入減を補い需要に応じた米生産を推進するため飼料用米等への転換を支援	島根県飼料用米推進協議会(JA地区本部等)	次年産からの作付転換に必要な生産・利用・流通体制整備に対する支援 [補助率]1/3	①新 3,000
	⑧飼料用米流通促進事業	飼料用米の生産を拡大し、飼料自給率の向上を図るため、飼料用米の流通・保管体制の確立を支援	島根県飼料用米推進協議会	飼料用米の流通・保管に要する経費を支援 [補助率]1/3	4,500
経営安定対策	⑨地域貢献型集落営農連携・強化支援事業	「地域貢献型集落営農」の育成やUIターン者を含めた雇用の受け皿づくり、多様な主体との連携による新たな事業展開への発展を支援するとともに、集落営農の新規育成等によりナラシ対策への加入を促進	集落営農組織、サポート経営体等	地域貢献型集落営農の新規設立、経営多角化・地域貢献・組織間連携活動支援 [補助率]ソフト1/2 ハード1/3	54,000
	⑩稲作経営安定緊急融資	種苗費、肥料費、農薬費等の稲作の再生産に必要な運転資金の融資	認定農業者、集落営農組織	米価下落の減収の範囲内(償還5年)	
合計					90,500

# 畜産競争力強化対策事業 (農業競争力強化対策事業費)

農林水産部農畜産振興課

## 1 事業の概要

### (1) 目的

- ・畜産農家をはじめとする地域の関係者が、連携・結集し地域ぐるみで高収益型の畜産を実現することに資する

### (2) 事業内容

- ・畜産クラスター計画※①に定めた施設整備等への支援
- ・支援対象施設等：家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設、及び支援対象施設の補改修

### (3) 補助率

- ・1 / 2 以内（国庫補助事業：新規）

### (4) 事業主体

- ・畜産クラスター協議会※②

### (5) 支援対象者（取組主体）

- ・中心的な経営体※③（法人）及び中心的な経営体に畜舎等の貸し付けを行う地方公共団体等

### (6) 本事業の特徴

- ・施設の補改修も支援対象
- ・1 戸 1 法人から支援対象

#### ※①畜産クラスター計画

地域の畜産の収益性向上のための具体的な取組を定め、生産コストの低減、販売額の増加等の目標・効果を可能な限り定量的に示した計画（知事の認定が必要）

#### ※②畜産クラスター協議会

上記クラスター計画の策定を行う地域の協議会  
（構成：畜産農家、J A、市町村等）

#### ※③中心的な経営体

畜産クラスター計画に「中心的な経営体」として位置づけられ、自ら経営の収益力向上等に取り組むことによって、地域の畜産振興に貢献する畜産農家等

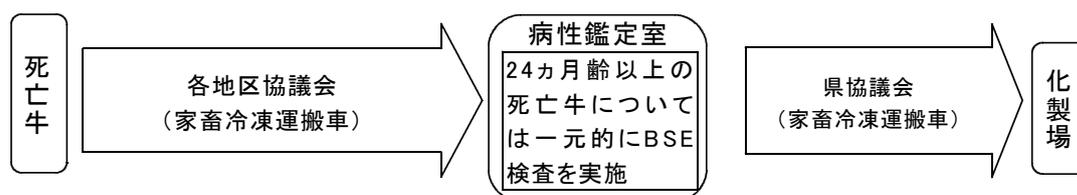
# 死亡家畜処理体制整備事業

農林水産部食料安全推進課

## 1 現状

本県には家畜死体を処理できる施設(以下、化製場)がなく、全ての死亡家畜(牛)は各地区の死亡家畜処理に係る協議会(以下、各地区協議会)が運用する家畜冷凍運搬車により、出雲市内の家畜病性鑑定室に一旦集積し、24ヵ月齢以上の死亡牛についてはBSE検査で陰性を確認後、島根県死亡家畜処理推進連合協議会(以下、県協議会)が運用する家畜冷凍運搬車に積替えて、広島市内の化製場に搬入し処理する体制が構築されている。

《現行の処理体制》



## 2 課題・検討

○家畜冷凍運搬車の更新費用や維持経費が多額

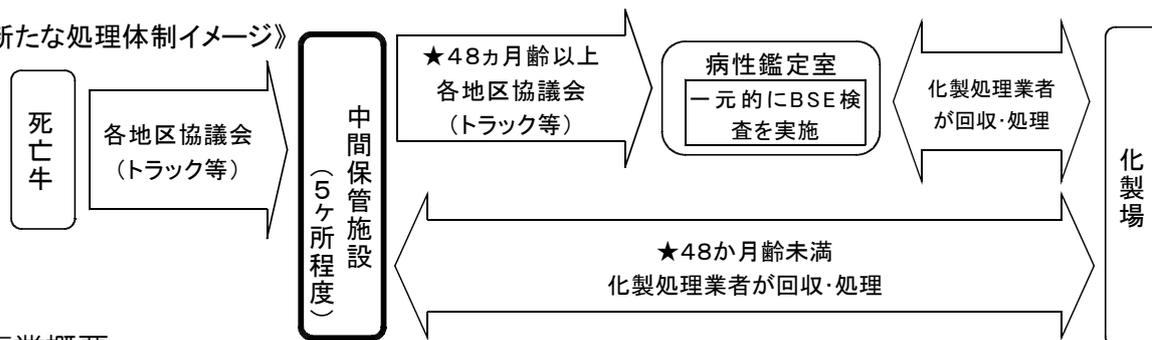
⇒継続的な適正処理体制維持のためには、抜本的な体制の見直しが必要

○死亡牛BSE検査の対象月齢が、H27.4.1より引き上げられる予定であるが、引き続き、家畜病性鑑定室に集中搬入して一元的に検査する体制を維持する必要がある。

(24ヵ月→48ヵ月齢、検査頭数見込：800頭→600頭)

○県協議会や各地区協議会で、今後の効率的な処理体制の検討が行われ、「各地域に中間保管施設等を新たに整備し、化製処理業者が直接収集運搬する」ことを基本とした、新たな死亡家畜(牛)処理体制を構築する方向性が出された

《新たな処理体制イメージ》



## 3 事業概要

○一元的なBSE検査体制維持を図るため、各地区協議会が運用する中間保管施設等による新たな死亡家畜適正処理体制の構築を支援。

①実施主体：地区協議会を構成する地域団体等 (JA、NOSAI等)

②事業内容：中間保管施設等の整備支援

・保冷库      ・フォークリフト等      ・密閉式死亡家畜運搬車 (隠岐地域のみ)

③補助率：1/2

④事業期間：H27～H28

## 4 予算額

H27年度 51,000千円

## 平成27年度 主要事業の概要

【しまねブランド推進課】

### 農林水産業と商工業連携支援（155,969千円）

#### 6次産業推進事業（155,969千円）

- ・6次産業に関わる幅広い分野を対象として、商品開発や製造等の取組みを支援
- ・農林漁業者、商工業者、関係機関等の多様なネットワーク形成を支援
- ・農商工連携の促進を支援

### 食品産業の総合支援と県産品の販路開拓・拡大支援（266,263千円）

#### 県産品ブラッシュアップ支援事業（7,434千円）

- ・消費者ニーズ、小売店等の意見を反映した商品開発を支援するため、必要な知識や手法を学ぶ研修を実施
- ・しまねふるさと食品の認証
- ・広島地区消費者モニターを活用したニーズ調査支援

#### しまね食品産業総合支援事業（67,419千円）

- ・トップセミナーや基礎講座の開催
- ・「売れる商品」を意識した商品開発の支援
- ・衛生管理や品質管理における知識習得や管理計画等の策定支援
- ・首都圏等で開催される全国規模の総合展示会への出展支援
- ・インターネットを活用した販路拡大支援
- ・営業アドバイザーによる相談、助言、指導による営業力強化支援
- ・豊かな食文化等を広く県内外にPRし、認知度向上と販路拡大を図る。

#### 県産品販路拡大事業（15,861千円）

- ・県パートナー店との連携によるフェア開催やバイヤー招聘

#### にほんばし島根館の管理運営事業（118,567千円）

- ・にほんばし島根館の管理運営を委託
- ・消費者モニタリング、PR、イベントの開催

#### 農林水産物の流通促進事業（13,555千円）

- ・契約的取引や直接販売の拡大を支援
- ・料飲食店、宿泊施設、高質スーパー等への提案やバイヤーの招致

#### ご縁の国しまね食のPR事業（4,149千円）

- ・観光キャンペーン「ご縁の国しまね」と連携した食の認知度向上や食と工芸のコラボによるメディア戦略
- ・観光客向けの着地型情報として「しまね故郷料理店」のパンフレット作製、観光ナビを活用した食の情報発信

#### 物産観光館の管理運営等事業（25,333千円）

- ・物産観光館の管理運営を委託
- ・物産展や島根フェアにおける県産品の紹介・斡旋を支援

#### 地産地消推進事業（13,290千円）

- ・「食のポータルサイト」等による地域食材等の情報発信
- ・県産品展示商談会の開催
- ・食品加工事業者による地域食材の利活用推進
- ・生産者と実需者との交流活動等を支援
- ・「地産地消推進店」の制度創設
- ・「マルシェ」の推進

#### 市場流通適正化推進事業（655千円）

- ・卸売市場を介した効率的な流通の実現等に向けた研修会の開催、市場動向の情報収集

### 伝統工芸品の育成（15,719千円）

#### 未来へつなぐ工芸品総合振興事業（15,719千円）

- ・スキルアップセミナー、展示会等への出展支援
- ・伝統技術・技法を継承するための後継者確保及び育成を支援

### 海外への販路拡大・国際経済交流（102,875千円）

#### 国際経済交流促進事業 52,836千円

- ・海外市場への輸出促進や販路拡大に向けた取組みを支援 **【輸出拡大支援プロジェクト】**
- ・重点的に輸出促進に取り組む品目・対象国(市場)への集中的な現地マーケティング活動 **【同上】**
- ・日本貿易振興機構(ジェトロ)、しまね産業振興財団との連携による国際取引を支援  
(貿易・投資相談会、国内外企業ネットワークの構築、経済情報の収集、商談会の開催)

#### 浜田港ポートセールス推進事業（39,109千円）

- ・県浜田港湾振興センター及び浜田港振興会と連携し、国内外でのポートセールス活動を実施
- ・浜田港振興会のプロジェクト事業を支援(定期コンテナ航路の維持・利用促進)
- ・浜田港のロシア貿易拡大に向けた取組みを支援

#### 境港利用推進事業（2,120千円）

- ・境港貿易振興会のポートセールス活動を支援

#### しまね食品等輸出促進対策事業（8,810千円）

- ・民間主体で輸出に取り組む「食品輸出コンソーシアム」を育成
- ・観光部門と連携したPR活動や、独自に輸出に取り組む産地等を支援 等
- ・独自に輸出する産地等を支援

# 日本型直接支払制度について

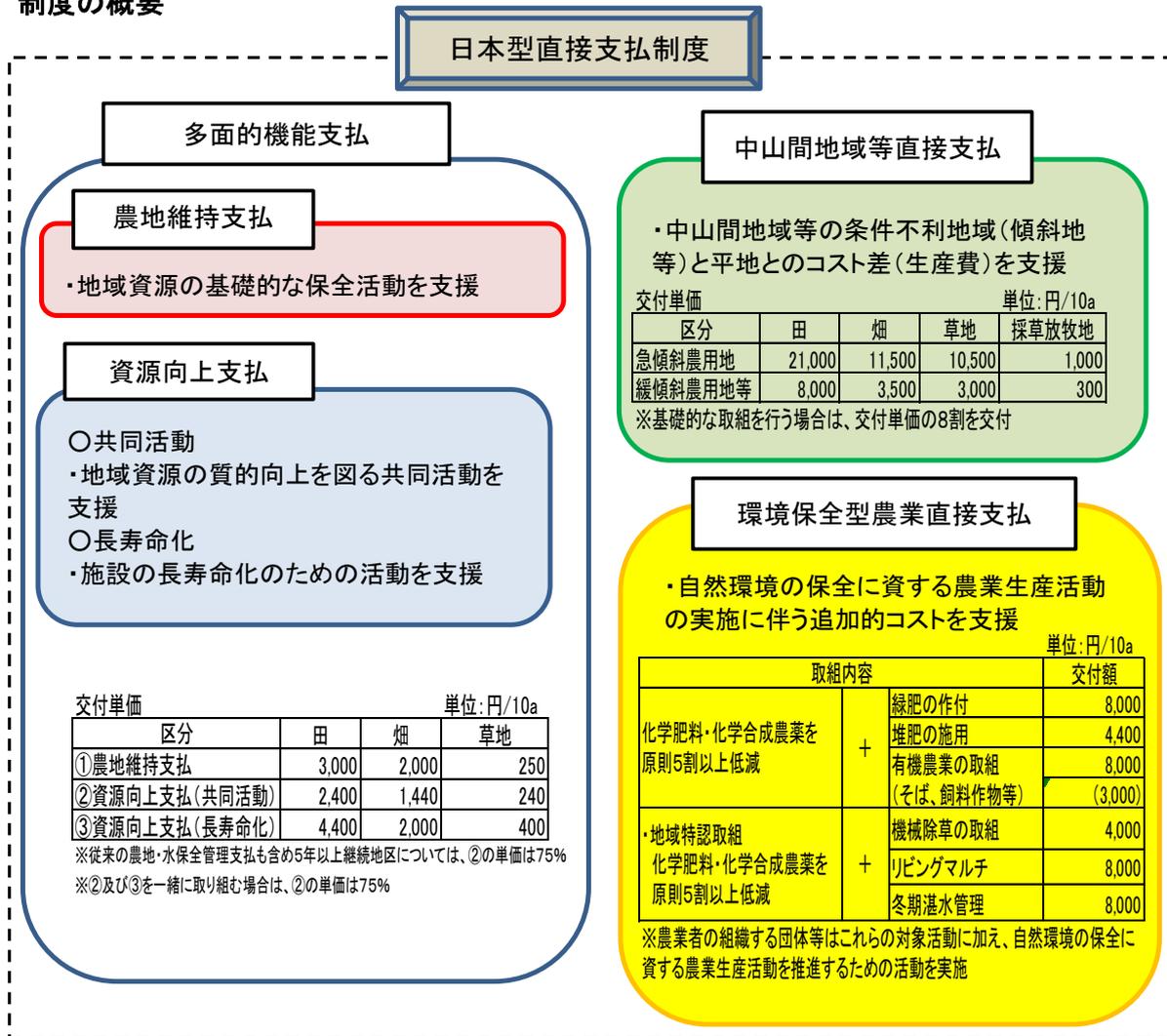
農林水産部

## 1 目的

近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動で支えられている農業・農村が有する多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にある。

このため、平成27年度から施行される「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動等に対して支援を行い、多面的機能が今後も適切に発揮されるようにするとともに、担い手育成等の構造改革を後押しする。

## 2 制度の概要



## 3 平成27年度当初予算額

事業名	単位: 千円		
	国費	県費	予算額
<b>多面的機能支払事業</b>	<b>864,434</b>	<b>420,010</b>	<b>1,284,444</b>
・多面的機能支払交付金	812,761	406,380	1,219,141
・多面的機能支払推進交付金	51,673	13,630	65,303
<b>中山間地域等直接支払交付金</b>	<b>1,052,825</b>	<b>512,864</b>	<b>1,565,689</b>
・中山間地域等直接支払交付金	1,011,542	512,215	1,523,757
・中山間地域等直接支払推進事業費	41,283	649	41,932
<b>環境保全型農業直接支援対策事業</b>	<b>57,168</b>	<b>26,545</b>	<b>83,713</b>
・環境保全型農業直接支援対策交付金	53,046	26,523	79,569
・環境保全型農業直接支援対策推進交付金	4,122	22	4,144

# 「農業の有する多面的機能発揮の促進に関する法律」に係る島根県基本方針の策定について

農林水産部

## 1. 法律の趣旨

農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）を踏まえ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払（多面的機能支払等）の取組を法律に位置付け、平成 27 年度から施行。

【法律施行日】平成 27 年 4 月 1 日

## 2. 法律の概要

### (1) 基本理念

- ① 農業の有する多面的機能は、国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料の供給の機能と一体として生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、将来にわたって国民がその恵沢を享受できるよう、国、都道府県及び市町村が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進を図られなければならない。
- ② 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たすとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資することに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならない。

### (2) 制度の仕組み

＜日本型直接支払の対象となる取組＞

- ① 多面的機能支払  
農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する取組
- ② 中山間地域等直接支払  
中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組
- ③ 環境保全型農業直接支払  
自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組

#### 1. 農林水産大臣による「基本指針」の策定（第 4 条）

#### 2. 都道府県知事による「基本方針」の策定（第 5 条）

国の基本指針に即して、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を作成（法律第 5 条）

基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標
- ② 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準
- ③ 市町村促進計画の作成に関する事項
- ④ その他の事項（推進体制等）

#### 3. 市町村による「促進計画」の作成（第 6 条）

県の基本方針に即して、農業の有する多面的機能の発揮を促進する事業（日本型直接支払の対象となる取組）の実施を促進する計画を作成

#### 4. 農業者団体等による事業計画の作成・実施（第 7 条）

農業者の組織する団体等は、3. の事業を実施する計画（事業計画）を作成し、市町村に認定申請。認定された事業計画に基づき事業を実施

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針(案)

島根県

## 第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

### 1. 現況

島根県の農業は、中国山地の山々からの豊富な水資源や肥沃な農地など地域資源を活用し、中山漁村地域の暮らしと密接な関わりの中で培われ発展してきた。

しかし、耕地面積は総面積の1割に満たず総じて経営規模が零細であり、加えて、農業者の高齢化や人口減少が進んでおり、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障や農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担の増加とともに、中山間地域等においては農業生産活動の維持が懸念される状況となっている。また、一方、環境への関心が高まる中、自然環境の保全に資する農業生産活動の推進が求められている。

そうした中、大規模化による生産性向上に取り組む認定農業者や、集落営農組織等による地域ぐるみでの農地・農業生産の維持、有機農業等環境に配慮した農業生産など、意欲的な取り組みが芽生えている。

今後は、こうした取り組みが県内各地に広がり定着するよう、地域の実情に即した担い手の育成や地域あげての多面的機能の発揮に向けた活動を進めていくことが必要である。

### 2. 目標

1を踏まえ、島根県においては、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理や担い手農家の負担軽減を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業（以下「多面的機能支払」という。）を推進する。また、中山間地域等の条件不利地域では、集落における営農の継続や農地の維持及び集落機能等を強化していくために第3条第3項第2号に掲げる事業（以下「中山間地域等直接支払」という。）を推進する。さらに、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着のため、「島根県『環境農業』推進基本方針」や「島根県有機農業推進計画」に基づく事業と一体的に法第3条第3項第3号に掲げる事業（以下「環境保全型農業直接支払」という。）を推進する。以上により、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。

2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそで行われている営農の特徴に鑑み、市町村が農業者団体等による各種の取組を促進すべきと考える区域を的確に設定することとしており、その際には、各市町村の実情に応じてその取組を実施している区域、及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めることとしている。

3 本県においては、以上を踏まえ、多面的機能発揮促進事業を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において区域を設定するものとする。

- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

### 第3 促進計画の作成に関する事項

#### 1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上または地番によりその範囲が特定できるように設定することとする。

#### 2 促進計画の目標

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

#### 3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

#### 4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上または地番によりその区域が明確となるよう設定することとする。

#### 5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。

### 第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

#### 1 第三者委員会に関する事項

本法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、県内における施策の点検及び効果の評価等を行うため、県段階に法第3条第3項各号の事業ごとに第三者委員会を設置する。

#### 2 県内における推進体制の整備に関する事項

(1)「多面的機能支払」においては、島根県、市町村、農業団体等で構成する推進組織を設置し、事業の推進を図ることとする。

(2)「中山間地域等直接支払」においては、島根県、市町村等と連携し、情報の共有を図る体制を整備して、事業の推進を図ることとする。

(3)「環境保全型農業直接支払」においては、島根県、市町村、農業団体等と連携し、情報の共有を図る体制を整備して、事業の推進を図ることとする。

(4)(1)～(3)の推進にあたり、市町村においては、地域での調整や事務的支援を担う者の設置など多面的機能発揮促進事業を円滑に進める体制を整備し、県は、市町村の取り組みに対し支援に努めることとする。

#### 3 関係者間における連携の確保に関する事項

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は、関係者間での情報共有等が行われるよう、その連携の推進に努めることとする。

# 島根県地産地消促進計画

県民による地消、県民のための地産



豊かな食生活の実現と  
農林水産業・地域経済の活性化を目指して

平成26年11月

島根県

# 目次

1	策定にあたって	1
(1)	島根県における地産地消の理念	1
(2)	策定の経過	1
(3)	計画の位置づけ	1
(4)	計画の期間	2
2	地産地消の意義	3
3	現状と課題	4
(1)	地産地消に関する意識	4
(2)	生産と流通	4
①	農畜産物	4
ア	米	5
イ	畜産物	5
ウ	野菜及び果実	5
②	林産物（きのこ類）	5
③	水産物	6
④	農林水産物の流通	6
⑤	生産・流通上の課題	6
(3)	個人消費	7
①	県内における個人消費の市場規模推計	7
②	食をめぐる消費動向の変化	7
③	量販店等の小売店	8
④	農産物直売所及び水産物直売所	8
(4)	業務系消費	9
①	飲食店・宿泊施設	9
②	公立学校（学校給食）	9
③	福祉施設等の給食施設	10
④	食品製造業	10
(5)	食育の取組との連携	10

4	基本的な考え方	11
5	推進の柱、推進の項目及び方策	12
	推進の柱1「知る」	
	(1) 地域食材と農林水産業に関する情報発信と啓発	14
	(2) 体験・交流を通じた消費者と生産者の絆づくり	15
	推進の柱2「味わう（使う）」	
	(1) 個人（家庭）消費における利用拡大	18
	(2) 給食施設における利用促進	18
	(3) 観光と連携した利用拡大	20
	推進の柱3「伸ばす」	
	(1) 魅力ある「商品」づくり	22
	(2) 安全・安心な農林水産物の生産と流通体制づくり	23
	推進の柱4「伝える」	
	(1) 食育との連携強化	26
	(2) 「旬」を体感できる健康で豊かな食生活の推進	26
6	成果指標と数値目標	28
7	推進体制	29
	島根県地産地消促進計画〈H27～H31〉のポイント	31

[ 参考資料 ]

島根県地産地消促進計画策定検討委員会開催状況	34
島根県地産地消促進計画策定検討委員会委員名簿	35
関係資料	36
用語解説	41

## (1) 島根県における地産地消の理念

本県の豊かな自然の中で育まれた美味しい農林水産物やその加工品を味わう「地産地消」の取組を通じ、豊かな食生活の実現、農林水産業・地域経済の活性化、郷土愛の醸成を図り、住みやすく活力ある島根を目指します。

## (2) 策定の経過

島根県の地産地消の取組は、平成15年7月に、行政関係団体、経済団体、食育関係団体等で組織する「しまね地産地消推進協議会」が策定した「島根県における地産地消推進の基本的な考え方」を基に、広報誌やパンフレットによる啓発活動、直売所や学校給食へ出荷する生産者組織の育成、学校給食における県内産食材の利用拡大、「しまね故郷料理店<sup>1)</sup>」認証制度の創設、「しまね・ふるさと食の日<sup>2)</sup>」に合わせた消費拡大などを実施してきました。

その結果、県民の地産地消に対する理解は広がり、各地域における直売所の整備、学校給食における県内産食材の活用割合の向上、市町村における地産地消の施策の実施など、全県で地産地消の取組は拡大しました。

しかし、この10年間に、消費者の食の安全・安心に対する意識の向上、食習慣の多様化、生産者の販売手法の多様化、農林漁業に携わる者の高齢化など、「食」や「農林水産業」を取り巻く県民の意識や環境が大きく変化しました。

こうした状況を踏まえ、現状に合わせた地産地消の取組を一層推進させ、県民の豊かな食生活の実現と農林水産業・地域経済の活性化等を図るため、本計画を策定し、それに基づいた効果的な施策や活動に取り組みます。

## (3) 計画の位置づけ

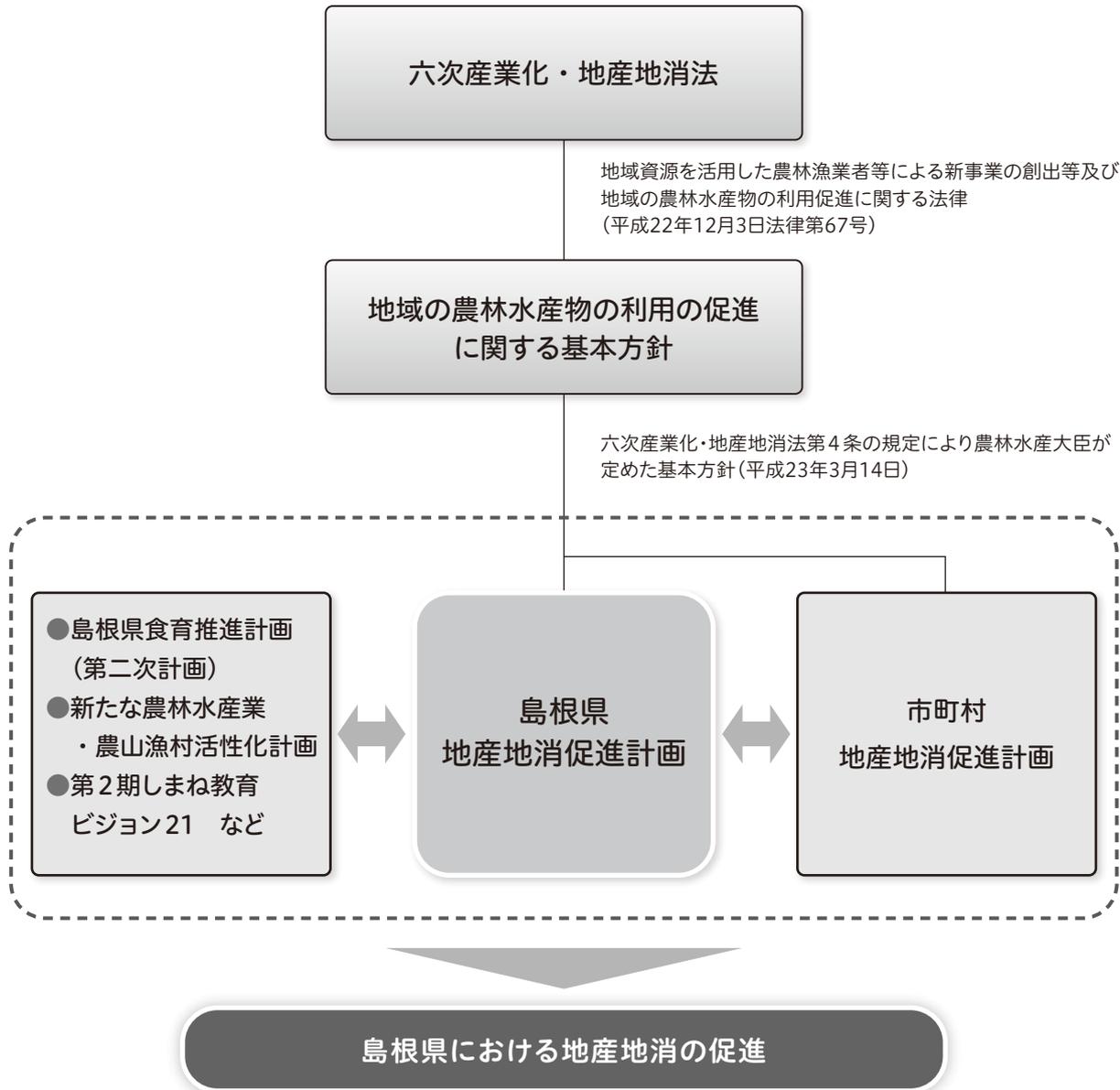
本計画は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律<sup>3)</sup>」第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」と位置づけます。

本計画での「地産地消」とは、県内で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を県内において消費すること（消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。）と定義します。

地産地消は、できるだけ近くで生産されたものを優先的に消費するのが原則であり、市町村又

は圏域を基本単位として推進し、品目や供給量によって対応が困難なものについては、県全域を対象として推進していきます。

また、県の「島根県食育推進計画（第二次計画）<sup>4)</sup>」、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画<sup>5)</sup>」、「第2期しまね教育ビジョン21<sup>6)</sup>」等の関連計画と連携し、効果的に推進します。



#### （4）計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、情勢変化などが生じた場合は、その都度必要な見直しを行います。

# 2

## 地産地消の意義



本県における地産地消の理念は、本計画の「1（1）島根県における地産地消の理念」に記載していますが、地産地消には、消費者と生産者にとって次のような多面的な意義があります。

消費者	旬で新鮮な農林水産物を食べることができる。
	身近な場所で生産されているため安心感がある。
	流通経費等の節減等により比較的安価に購入できる。
	地域食材や郷土料理などを継承することができ、食生活が豊かになる。
	地元の農林水産物を優先的に購入・消費することで、地域の農林水産業及び関連産業の応援ができる。
生産者	消費者との顔が見える関係により消費者の反応や評価を得ることができ、生産の効率性や生産意欲が高まる。
	流通経費等の節減により収益性の向上が期待できる。
	生産者が直接販売することにより、不揃いの品や規格外品も販売することができるなど、販売の機会が増える。
	直売所など身近な販路を確保でき、高齢者の生きがいづくりにつながる。
	地域資源を活用した新たなビジネスの創出が期待できる。
共通	学校給食において地域食材を活用した食育を推進することにより、子どもたちに郷土愛を醸成することができる。
	伝統野菜 <sup>7)</sup> や地域食材を活かした郷土料理などの保存・継承につながる。
	輸送距離が短くなることで環境負荷が低減される。

# 3

## 現状と課題

### (1) 地産地消に関する意識

本県では、「しまね・ふるさと食の日実施協力店<sup>8)</sup>」における地産地消フェアやインショップ方式の直売所コーナーの設置、しまね故郷料理店での地元食材や郷土料理の提供、広報誌・パンフレット等を通じて地産地消に関する普及啓発を行ってきました。また、各市町村、圏域においても独自の取組や広報誌、イベント等を通じた地産地消の普及啓発を実施してきました。

その結果、平成26年3月のインターネットアンケート調査(しまねブランド推進課)では、「地産地消という言葉を知っている」人の割合が約93%、「地産地消の意義を知っている」人の割合が約77%といずれも高い数値を示しましたが、一方で、「島根県産の農林水産物やその加工品を優先的に購入する意識」が「強くある」人の割合は約19%にとどまっています。

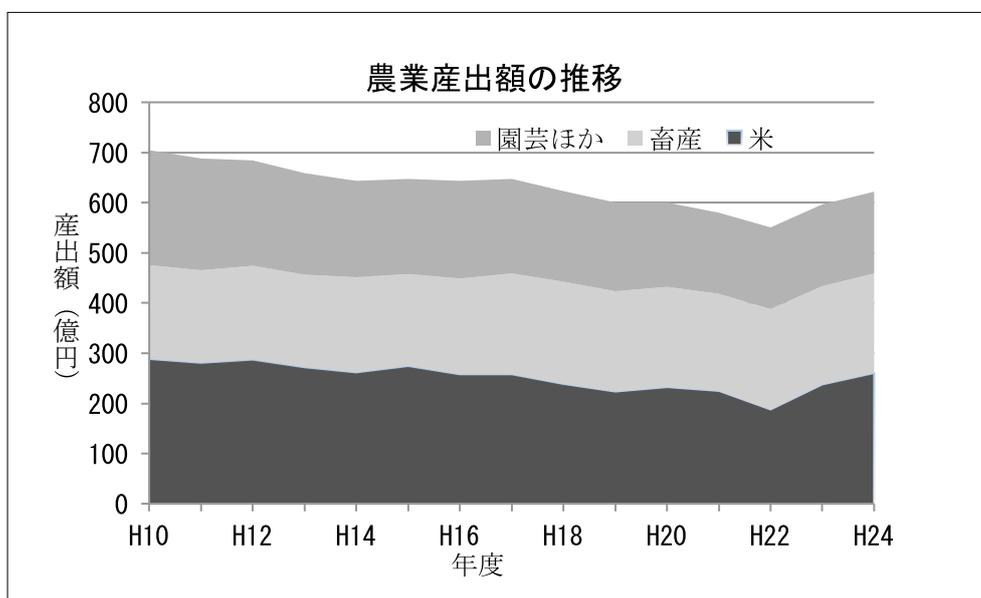
また、県産品について「今、地域で何が生産されているか」、「旬の食材は何か」、「どこで購入できるか」などの旬の食材情報、各地域で開催されている「食」に関するイベント情報などが消費者に十分に届いていないとの声があります。

このため、今後、引き続き広報誌やパンフレット等を活用した地産地消の普及啓発に取り組むとともに、旬の食材情報や地域イベント情報を消費者の視点で分かりやすく整理し、インターネット等で情報提供することが必要です。

### (2) 生産と流通

#### ① 農畜産物

本県の農業産出額は、平成24年に624億円となっており、このうち、米が42%、畜産32%、園芸等26%の構成比となっています。



平成22年の552億円から増加に転じているものの、最も多かった昭和59年の1,039億円と比較すると約40%の減少となっています。島根の農業が稲作依存型の農業形態であることから、米価の低迷や米の生産調整が大きく影響しているほか、担い手の高齢化、農業就業人口の減少などが影響しています。

## ア 米

米は、JA全農しまね取扱分販売状況（平成24年産、玄米ベース）で見ると、県内向け23,508トン、県外向け19,590トンとなっており、近年は県内向けの割合がわずかに増加しています。

## イ 畜産物

畜産物は、生乳、肉用牛、鶏卵、肉豚が県の農業産出額の第2位から5位を占めています。肉用牛は京阪神を中心とした県外への出荷割合が増えた時期もありましたが、近年は県内への出荷割合が増加し、約40%で推移しています。肉豚の県内出荷割合は、生産量の70～80%で推移、生乳と鶏卵は県内消費の充足率が高く、近年は県外向けの出荷が増加しています。

## ウ 野菜及び果実

野菜及び果実は、県内の青果市場での県外・県内別の取扱状況を見ると、平成24年度は野菜と果実合計で市場取扱量の約1/4が県内産、約3/4が県外産となっています。

また、主要野菜の取扱状況を見ると、ほうれんそう、トマト、きゅうり、ねぎなどは比較的県内産の割合が高くなっていますが、たまねぎ、にんじん、ばれいしょなど土地利用型の野菜は県内産の割合が低くなっています。これらの野菜は学校給食など業務用としても需要が多い品目ですが、水田地帯の多い本県では、産地化が難しく県内の需要に応えられていないのが現状です。

## ② 林産物（きのこ類）

林産物のうち栽培きのこ類の平成24年産出額は、18億円で近年横ばいとなっており、約8割をしいたけが占めています。

近年、ハウスでの周年栽培が可能な菌床栽培によるきのこ生産が主流となっており、しいたけ、まいたけ、エリンギなど、いろいろなきのこが県内、県外の市場や量販店等へ出荷されています。

また、乾しいたけを主体に原木栽培によるきのこ生産も、県内各地で引き続き行われています。

### ③ 水産物

海面漁業・養殖業の生産量は、イワシ、アジ、サバ等の資源変動の影響で年次変化が見られますが、ここ数年は12～13万トン前後でほぼ横ばいの状況で推移し、生産額は200億円前後となっています。

内水面漁業・養殖業の生産量は、宍道湖におけるシジミの資源量減少に伴う漁獲制限の影響で、近年減少傾向が続いています。

県内あるいは境港の各水産市場等に水揚げされたものが、卸売業者等を経て県内、県外へ出荷されています。

### ④ 農林水産物の流通

県内で生産された農林水産物の主な流通先としては、卸売市場の割合が高いものの、近年、直売所やインターネット取引など卸売市場を通さない市場外流通が増加しています。

消費者の食料品の購入先は、一般小売店の割合が減少し、量販店の割合が高くなっているほか、生鮮品については直売所で購入する層も増えています。また、若年層を中心にコンビニエンスストアやインターネット通販で購入する割合も高くなってきており、農林水産物の流通は、より多様化が進む傾向にあります。

### ⑤ 生産・流通上の課題

一部の品目を除くと、全体的には担い手の高齢化や産地の縮小などで生産量が減少してきています。担い手の確保、産地の再編などによる生産体制の強化が必要です。

また、野菜や果実で見られるように県内の需要に対して生産量が少ない品目も多くあります。県内の実需者<sup>9)</sup>(量販店、飲食店等)と生産者・産地が連携した、需要に対応した生産・流通体制づくりが望まれます。

また、業務系や加工原料としての需要においては、生産コストの低減や規格の均一化などが求められます。加工向けに特化した生産や豊作・大漁時の需給調整を兼ねた一次加工などの取組が考えられます。

地産地消においては、市町村あるいは圏域内の流通が基本となりますが、品目や供給量によっては、より広域な対応が必要となってきます。

しかしながら、市町村や圏域などの地域間においては、連携不足と流通の課題を指摘する声があります。JAグループによる東西物流の取組も見られますが、県産の農林水産物の利用拡大を図る上では、地域間、各利用場面での食材情報の共有化とそれに合わせた地域間物流の確保が求められます。

### (3) 個人消費

#### ① 県内における個人消費の市場規模推計

総務省が実施している家計調査(平成25年)の平均速報結果によれば、松江市における1世帯当たりの年間食料支出金額(外食等も含む)は、705,305円となっています。松江市については標本世帯数が少なく、相当の標本誤差が考えられますが、これに平成22年国勢調査時の本県の世帯数262,219世帯を乗ずると、本県における県民による食料品消費額の試算値は、1,849億円となります。同様の手法で品目別に試算し、品目ごとの本県の産出額(魚介類は生産額)と比較すると以下のとおりです。

品目名	1世帯支出額	試算値	産出額
米	20,551円	54億円	261億円
魚介類	60,639円	159億円	-
うち生鮮	34,845円	91億円	194億円
肉類	55,516円	146億円	-
うち生肉	44,060円	116億円	94億円
乳製品	27,461円	72億円	69億円
卵	6,775円	18億円	31億円
生鮮野菜	45,896円	120億円	91億円
きのこ	4,725円	12億円	18億円
生鮮果物	29,825円	78億円	36億円

米や卵は、試算値を産出額が大きく上回っており、実態から見ても県内消費をほぼ満たしていると考えられます。生鮮魚介類は、試算値を生産額が上回っていますが、県内の漁獲量の多くは、イワシ、アジ、サバなど特定の魚種であり、県内消費に対応できない魚種もあります。また、生鮮野菜や生鮮果物については、県内で生産される品目も限られており、県内消費を県内産品で対応できていない状況です。

#### ② 食をめぐる消費動向の変化

近年、共働きや単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化などを背景に外食、中食<sup>10)</sup>といった食の簡素化や外部化が進み、自分で料理をしない人が増えています。今後、こうした消費動向の変化に対応した商品づくり、外食産業や中食産業へ地域食材を安定的に供給することが必要となってきています。

また、食の安全をめぐる事件、事故も数多く報道されており、消費者の「食の安全・安心」への関心はより強くなっています。GAP<sup>11)</sup>やHACCP<sup>12)</sup>など生産行程管理手法の導入、トレーサビリティ<sup>13)</sup>の仕組みづくりの推進、安全で美味しい島根の県産品認証（美味しまね認証<sup>14)</sup>）、エコロジー農産物<sup>15)</sup>、有機JAS<sup>16)</sup>といった各種認証制度の普及など、消費者の信頼に応える取組が求められます。

### ③ 量販店等の小売店

個人消費は、量販店等の小売店を通じた供給が多くを占めています。量販店等の小売店における地産地消の取組としては、JAや生産者組織と連携したインショップ方式の地産地消コーナーが設置されており、地域食材を中心とした売り場づくりの事例が増加しています。また、「食育の日<sup>17)</sup>」や「しまね・ふるさと食の日」に合わせ、地産地消フェアなども開催されています。

このような生産側と連携した県産品の利用拡大を引き続き進めるとともに、量販店等においては、消費者が求める商品が品揃えできない場合は、機会ロス<sup>18)</sup>となるため、年間を通じた安定的な確保が課題です。

### ④ 農産物直売所及び水産物直売所

農林水産省統計部「農業・農村の6次産業化総合調査（平成23年度）」によれば、県内には、320か所の農産物直売所と10か所の水産物直売所があります。直売所の運営主体は、個人、任意団体、法人など様々であり、法人が運営主体であるものが約4割となっています。

近年、直売所の総数に大きな増減はありませんが、単独店舗が減少し、量販店等でのインショップ方式や道の駅併設型の直売所が増えています。会員農家数を見ると、約6割の直売所が50人未満となっています。また、来店者以外の販売先としては、保育施設や学校などの給食施設に提供している直売所も多数あります。

実態調査によれば、直売所の抱えている課題として「品揃え」が最も多く挙げられており、その他、「会員数の確保」や「来客数の確保」など、数多くの課題が挙げられています。また、2～3年後の売上額については、「減少する」が46%と最も多く、「増加する」は16%にとどまっています。

このことから、直売所においては、品揃えの確保、それを支える会員農家数の確保が課題であり、また、同時に来客数の確保のため消費者にとって魅力ある直売所づくりが求められます。

## (4) 業務系消費

### ① 飲食店・宿泊施設

飲食店・宿泊施設においては、店舗の特色づくりのために地元の新鮮な食材、特色ある食材を積極的に利用されているケースが多く、県も地元の食材や郷土料理が気軽に味わえるお店を「しまね故郷料理店」として認証し、PRを行っています。しまね故郷料理店は年々増加し、平成26年10月現在で172店舗を数えていますが、平成26年3月に実施したインターネットアンケート調査（しまねブランド推進課）では、この認証店制度の認知度は約2割にとどまっています。

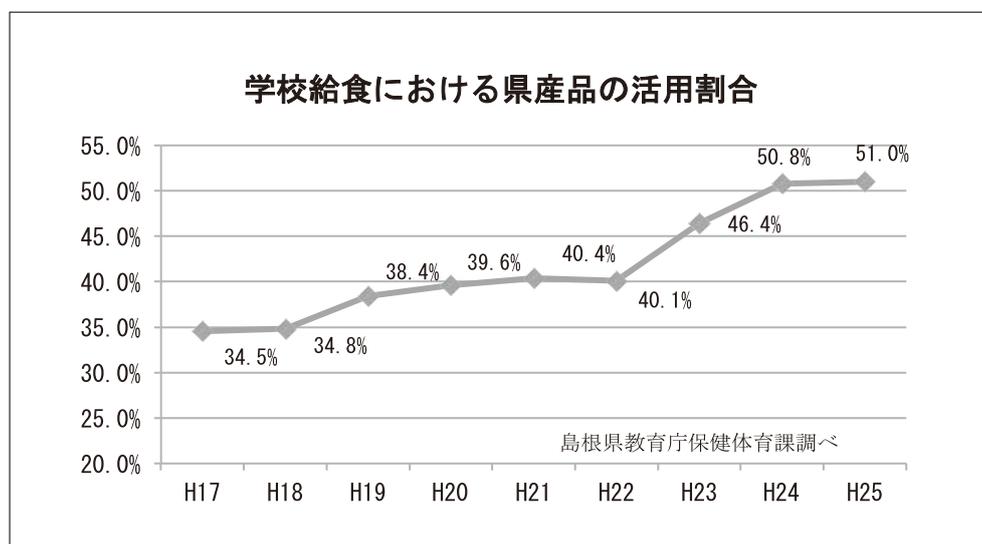
飲食店・宿泊施設においては、メニュー表にある料理を常時提供する必要があり、年間を通じた安定的な食材の確保が課題です。

また、平成の大遷宮や隠岐世界ジオパーク認定、全県での誘客対策によって島根を訪れる観光客が増加しています。県外から島根を訪れる観光客にとっては、島根の豊かな自然、歴史に育まれた「しまねの食」は大きな魅力です。飲食店・宿泊施設などで地元の食材を使った特色ある料理を観光客に提供することも、地産地消を進める上で重要な要素です。

### ② 公立学校（学校給食）

学校給食においては、地元の農林水産物を積極的に取り入れる取組が進んでおり、給食が「生きた教材」として学校教育の中で活用されています。特に6月と11月は「しまね・ふるさと給食月間」として、身近な地域の郷土食や行事食を取り入れた給食が提供されるとともに、生産者を講師に招いて食に関する授業等が実施されています。

県が毎年度実施している学校給食における食品数ベースで見た県内産食材の活用割合は、平成25年度で県平均51%（平成17年度35%）と島根県食育推進計画（第二次計画）において目標として掲げた50%を上回っています。一部の給食調理場では、直売所との連携や食材コーディネーター<sup>19)</sup>の配置など、先進的な取組が実施されています。



近年、給食調理場が集約化、大規模化されたことにより、従来にも増して食材の規格均一化、調理時間の短縮が求められています。また、地元の農林水産物の供給を支えていた生産者組織では高齢化が進んでいます。このような中、学校給食に安定的に地元の農林水産物を提供していくためには、調理時間の短縮が図られる一次加工品の開発やJ A、漁業協同組合、生産者組織及び直売所等と連携した食材供給体制の再構築、地域の実情に精通した食材コーディネーターの配置等が課題です。

### ③ 福祉施設等の給食施設

公立学校以外にも、保育所、病院、福祉施設など、給食施設には様々なものがあります。しかし、平成24年度の調査では、公立学校に比べると各施設での県内産食材の活用割合は低くなっています。これらの給食施設は運営を外部委託しているところも多く、直営施設に比べると外部委託した施設では県内産食材の活用割合が低い傾向にあります。

保育所においては、現状でも食育の観点から地域食材の利用や農業体験等を取り入れている施設も数多くあります。また、老人福祉施設においては、地域食材を活かした和食メニューの提供や介護食の商品化など、今後の利用拡大の可能性が大きいと考えられます。各施設への地域食材に関する情報提供や生産者等とのマッチングなどを行い、利用拡大を図ることが必要です。

### ④ 食品製造業

県内の食品製造業では、県産農林水産物を原料とした加工食品を製造している事例も数多く見られます。しかし、加工原料の仕入れ、使用状況についての調査は実施されておらず、今後の利用拡大を図る上では、実態を把握するための調査が必要となります。

また、食品製造業者を対象とした個別のヒアリングでは、県内産の加工原料について「どこに、どのような食材があるか情報が不足している」、「価格が高い」、「必要量が確保できない」、「品質にばらつきがある」、「生鮮ではなく一次加工品があると用途が広がる」といった意見が出ています。これらの課題解決、食品製造業者と生産者とのマッチングの機会づくり、加工需要に応じた安定的な供給が求められます。

## (5) 食育の取組との連携

本県における食育の取組は、島根県食育推進計画（第二次計画）により目標や推進施策等が定められ、県及び市町村の関係部局、関係団体等が連携して取組を進めています。食育と地産地消の取組は共通する事項も多く、引き続き連携して取り組むことで、食育と地産地消の両面で、より効果的・効率的な取組が可能となります。

# 4

## 基本的な考え方

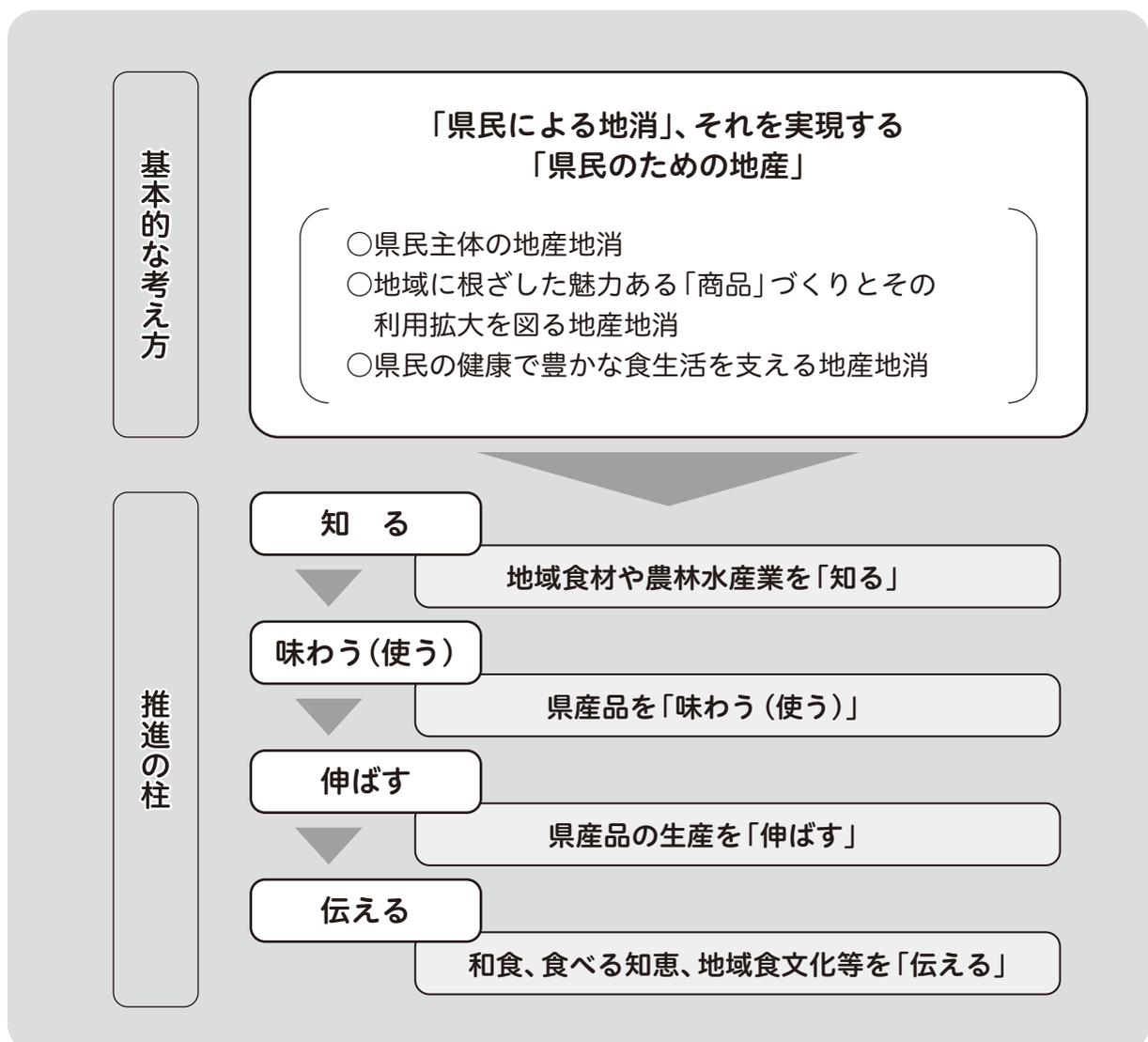


地産地消の推進は、旬で新鮮な食材の供給、健康的な食生活の実践、豊かな地域食文化の継承、更には、観光資源としての魅力づくりや地元農林水産物の生産振興による地域経済の活性化など多面的な効果が期待できます。

このため、県では、県民が日頃の食生活や地域の農林水産物を身近な問題として認識し、関心を高めることにより、県産品を優先的に選択する「県民による地消」、それを実現する「県民のための地産」を推し進めます。

その推進にあたっては、県民一人ひとりが主体となり、地域に根ざした魅力ある「商品」づくりとその利用拡大を図るとともに、県民の健康で豊かな食生活を支えることを目指し、4つの推進の柱を掲げ取り組みます。

### < 地産地消の「基本的な考え方」及び「推進の柱」 >



# 5

## 推進の柱、推進の項目及び方策

推進の柱	推進の項目	方策
<b>1</b> <b>「知る」</b> 地域食材や 農林水産業を 「知る」	(1) 地域食材と農林水産業に関する情報発信と啓発	①旬の食材の流通情報（今、どこで、何が購入できるか等）、「食」のイベントの開催情報など地産地消に関する情報を発信 ②地域、学校及び企業等の活動を通じた地域食材や農林水産業に関する啓発
	(2) 体験・交流を通じた消費者と生産者の絆づくり	①消費者の農林漁業体験活動や生産者との交流活動の促進 ②消費者と生産者が支え合う仕組みづくり
<b>2</b> <b>「味わう（使う）」</b> 県産品を 「味わう（使う）」	(1) 個人（家庭）消費における利用拡大	①消費者に向けた県産品のPRと消費拡大 ②直売所、量販店、飲食店等での県産品の利用拡大
	(2) 給食施設における利用促進	①学校給食における和食献立の充実と県産品の利用促進 ②保育施設、病院・福祉施設及び企業の社員食堂における県産品の利用促進
	(3) 観光と連携した利用拡大	①宿泊施設・飲食店等における県産品の利用拡大 ②観光客に向けた地域食材や郷土料理などのPR
<b>3</b> <b>「伸ばす」</b> 県産品の生産を 「伸ばす」	(1) 魅力ある「商品」づくり	①地域の特色を活かしたより魅力ある「商品」づくり ②農林水産物の付加価値を高め、流通を促進する「加工品」づくり
	(2) 安全・安心な農林水産物の生産と流通体制づくり	①安全・安心を担保する生産・流通体制の整備 ②県内の消費需要に対応した農林水産物の供給 ③一次加工・業務用に対応した農林水産物の供給 ④県産品の地域内及び地域間流通の促進と提供の場づくり ⑤6次産業化・農商工連携による農林水産物の利用拡大
<b>4</b> <b>「伝える」</b> 和食、食べる知恵、 地域食文化等を 「伝える」	(1) 食育との連携強化	「島根県食育推進計画（第二次計画）」及び「第2期しまね教育ビジョン21」と連携した、学校、家庭及び地域等における地産地消の推進
	(2) 「旬」を体感できる健康で豊かな食生活の推進	①和食文化の普及推進 ②地域食材や郷土料理など地域食文化の継承



# 推進の柱 1

## 知る

～地域食材や農林水産業を「知る」～

地産地消は、県民が、それぞれの立場で地産地消を自分に深く関わることとして捉え、県民一人ひとりが主体となって取り組むことが大切です。

このため、県民が県産品について「今、地域で何が生産されているか」、「旬の食材は何か」、「どこで購入できるか」、「誰が、どこで、どのようにして作ったか」を『知る』ことにより、地域食材や農林水産業に対する県民の理解を深めます。

## (1) 地域食材と農林水産業に関する情報発信と啓発

地産地消を推進する上では、地域食材や農林水産業に対する県民の理解を深め、それらに愛着や安心感を持ってもらうことが大切です。そして、地産地消は、消費者と生産から加工、流通、販売に関わる人たちが、理解し合い協働して取り組むものです。

このため、県民が地域食材の魅力や農林水産業の役割、大切さについて理解を深めるよう働きかけます。

### <方策>

- ①旬の食材の流通情報（今、どこで、何が購入できるか等）、「食」のイベントの開催情報など地産地消に関する情報を発信
- ②地域、学校及び企業等の活動を通じた地域食材や農林水産業に関する啓発

○地域食材の旬、調理方法、購入先、生産に関する情報発信を積極的に行います。その際、従来の広報誌、パンフレット、イベントなどによる情報発信に加え、インターネット、SNS、TV番組など、より迅速に、広範囲にわたって情報発信できる媒体を活用します。

○地域、学校及び企業等の活動を通じ、親と子どもが、地産地消について共に学ぶ（見る、聞く、体験する）機会を増やします。

○行政が主催する行事や公共施設において県産品を積極的に利用し、県民が地域食材に対する親近感や愛着を深めるよう促します。

○企業や市町村等が地産地消に取り組む際のヒントになるよう優良事例の収集・提供を行います。

- 地産地消は、固定的、画一的なものではなく、地域の特色を活かした多様な取組であることから、市町村においても地産地消促進計画の策定に努め、計画に基づく施策の実施が期待されます。県は、これに向けて情報提供や支援を行います。

## (2) 体験・交流を通じた消費者と生産者の絆づくり

地産地消は、消費者と生産者が、互いを意識しながら取り組んでいくことが大切です。そのためには、相互理解が必要ですが、現状では、消費者と生産者との物理的・精神的な距離は離れていっていると考えます。

消費者ニーズ、生活スタイル、食生活が多様化する中で、消費者と生産者が相互に理解を深め、共感する関係を築いていくために、消費者と生産者の交流を推進し、更に進んで、双方が共に支え合う仕組みづくりに努めます。

### <方策>

- ①消費者の農林漁業体験活動や生産者との交流活動の促進
- ②消費者と生産者が支え合う仕組みづくり

- 生産体験や消費者と生産者が交流する場などを積極的に情報発信することにより、交流の機会を拡大し、「食」と「農林漁業」の距離を近づけます。
- 「しまね田舎ツーリズム<sup>20)</sup>」をはじめ、行政が行う出前講座などで、農山漁村における体験交流活動を推進します。特に、未来を担う子ども向けの体験活動が充実するよう努めます。
- 地域で地産地消に熱心な方やグループを、消費者と生産者との架け橋となる地産地消のサポーター（応援団）とし、県とサポーターが協働して地産地消に関する情報発信などの取組を積極的に行います。



## 推進の柱 2

# 味わう(使う)

～県産品を「味わう(使う)」～

県産品の利用拡大を図るためには、多くの消費者が県産品を『味わう』こと、また、給食施設や飲食店・宿泊施設等で県産品を優先的に『使う』ことが必要です。

このため、県産品のPR拡大、消費者や実需者と生産者等を結びつけるコーディネート機能の充実・強化などに取り組むことにより、県産品の需要を喚起します。

## (1) 個人（家庭）消費における利用拡大

地産地消を推進する上では、県産品の個人（家庭）消費を拡大することが重要です。消費意欲をかき立てる販売戦略と、消費者が購入しやすいよう直売所や量販店等における県産品の充実を図ることにより、個人（家庭）消費における利用拡大に取り組みます。

<方策>

- ①消費者に向けた県産品のPRと消費拡大
- ②直売所、量販店、飲食店等での県産品の利用拡大

○具体的な目標を掲げて地産地消に取り組む意欲がある量販店等を地産地消の「推進店」と位置づけ、県と連携して「地産地消コーナー」の充実に取り組みます。

○食料品の購入先として多くの人々が利用する量販店等と生産者や食品製造業者とのマッチングに取り組みます。

○直売所における品揃えの充実、出荷者の確保に向けた支援を行うことにより、直売所の魅力向上に取り組みます。

○魚食普及に向け、新たな地魚のブランド化に取り組むとともに、漁業協同組合、漁業者グループ等が行う新規加工品の開発や販売拡大の取組を支援します。

## (2) 給食施設における利用促進

地産地消において、給食施設での取組は、その効果が大きいと期待されています。

中でも学校給食での取組は、積極的に行われており、学校給食における県内産の食材の利用率は向上しています。今後とも県下全域で、地域ぐるみの取組となるよう発展させる必要があります。

す。また、地元の食材を利用しやすい和食献立の普及にも取り組みます。

一方で、その他の給食施設での地産地消の取組は、学校給食に比べ遅れていることから、県産品の利用を促進します。

<方策>

- ①学校給食における和食献立の充実と県産品の利用促進
- ②保育施設、病院・福祉施設及び企業の社員食堂における県産品の利用促進

○学校給食においては、「しまね・ふるさと給食月間（6月、11月）」や「全国学校給食週間（1月24日～30日）」に、より一層の県内産食材の活用を図ります。

○一部の市町で取り組まれている地域の生産者と学校給食とを結ぶコーディネーターの配置が、地産地消にとって有効な役割を果たしています。市町村や学校給食関係者に対し、地域を熟知し、生産者と学校給食との間をつなぐコーディネート機能を担う者の配置を働きかけます。

○学校給食において、県産品の利用促進を図るため、栄養教諭等に対して、地域食材や農林漁業者等の情報を提供します。

また、和食献立の充実に向けた献立づくりや調理方法に関する研修会等を実施します。

○規模の大きい学校給食センターにおいて、野菜や魚等の生鮮品を扱う場合は、供給量、規格の均一化、調理時間の短縮などの課題を抱えているため、島根県学校給食会や食品製造業者と連携し、県産農林水産物の加工品の普及拡大に取り組みます。

○保育施設、病院・福祉施設及び企業等の社員食堂における県産品の利用について、実態把握を行うとともに、それらの施設関係者との意見交換の場づくりや生産者とのマッチングに取り組みます。

### (3) 観光と連携した利用拡大

食材、伝統料理、食文化などは、その地域固有の自然や歴史・文化と密接に結びついたものであり、地域の魅力を発信する資源となっています。

また、旅行先では、その地域ならではの「食」を味わうことが大きな楽しみの一つです。食と観光の視点から、地元農林水産物の観光への積極的な活用及び「食」を通じた地域の魅力発信を行います。

#### <方策>

- ① 宿泊施設・飲食店等における県産品の利用拡大
- ② 観光客に向けた地域食材や郷土料理などのPR

- 県の観光PRと連携し、県産品のイメージアップに取り組みます。
- 地元食材を利用した料理や郷土料理が気軽に味わえる「しまね故郷料理店」におけるメニュー等の充実を図り、観光客はもとより地元の人にも、より親しんでもらえるよう努めます。
- 市町村、宿泊施設、飲食店等の関係者と協力し、隠れた「食」の素材の発見・発掘に努め、「食」の観光的活用に取り組みます。
- 各地域で創意工夫した取組を広域的に連携させることにより、観光資源としての魅力向上に取り組みます。

#### しまね・ふるさと食の日（毎月、第3週の金・土・日）

地産地消を全県的な運動として一層の広がりをもたせるため、消費者、生産者、流通関係者等がそれぞれの立場で、地元産品の利用を進めることを目的に設定した日です。





## 推進の柱 3

# 伸ばす

～県産品の生産を「伸ばす」～

県産品の生産量の維持・拡大、品質の向上など県産品の生産を『伸ばす』ことで、県内の消費需要に対応することが必要です。

このため、消費者や実需者に選ばれる魅力ある「商品」づくりと安全・安心な農林水産物の生産振興に取り組みます。

## (1) 魅力ある「商品」づくり

生産者は、農林水産物やその加工品を単なるモノづくりや食料品の生産としてではなく、消費者や実需者へ販売する「商品」という意識を持って生産することが求められています。

そのため、生産者、実需者及び行政等が連携し、消費者ニーズを的確に反映した、地域の特色ある「商品」づくりを目指します。

また、農林水産物の付加価値を高めるため、県産品を活かした加工品（一次加工品を含む）づくりを推進し、農林水産業及び関連産業の振興を図ります。

### <方策>

- ①地域の特色を活かしたより魅力ある「商品」づくり
- ②農林水産物の付加価値を高め、流通を促進する「加工品」づくり

○生産者や食品製造業者など商品づくりを行う者のスキルアップのための研修会を開催します。また、マーケットイン<sup>21)</sup>の考え方に基づき、消費者に選ばれる商品とするため、商品改良や売れる仕組みづくりの修得のための講座を開催します。

○新品種の育成、しまね和牛肉の食味向上、魚の高鮮度化など、農林水産物の魅力や品質の向上に向けた試験研究に取り組みます。

○外食、中食の利用などに見られる食の簡素化・外部化が進み、加工・業務用の農林水産物の需要が拡大しているため、食品製造業者等のニーズに合わせ、農林水産物を供給する一次加工（選別、調製、カット等）の拡大に向けて取り組みます。

○農林水産物の利活用を志向する県内の食品製造業者等を組織化し、情報交換会、勉強会等を実施し、県内の加工需要への対応、農林水産物の高付加価値化に取り組みます。

○県内の食品加工に対するニーズやそれに対応する供給能力など、県内の加工に関する実態調査を行うとともに、生産者も含めた加工関連事業者間のマッチングに取り組みます。

## (2) 安全・安心な農林水産物の生産と流通体制づくり

地産地消を推進する上では、安全・安心な農林水産物を安定的に供給することが基本となります。県民へ安全・安心な県産品を提供するため、品質管理の向上、食品表示の適正化、県民の食の安全に関する理解の向上を図ります。

また、県内で消費ニーズがあるにも関わらず、県外産で対応している製品については、県内産で対応できるよう生産拡大に向けた取組を進めます。

さらに、県内における物流を改善することにより地産地消の拡大を図ります。

### <方策>

- ①安全・安心を担保する生産・流通体制の整備
- ②県内の消費需要に対応した農林水産物の供給
- ③一次加工・業務用に対応した農林水産物の供給
- ④県産品の地域内及び地域間流通の促進と提供の場づくり
- ⑤6次産業化・農商工連携による農林水産物の利用拡大

○GAPやHACCPなどの生産行程管理手法の導入を進め、農林水産物の安全確保を図る「美味しまね認証制度」を普及推進します。

○食品表示の適正化に向け、食品表示に関する研修会の開催、食品アドバイザー等による表示に関する相談に対応します。

○県内のエコファーマー<sup>22)</sup>が作るエコロジー農産物、有機農産物の生産拡大に取り組みます。

○県内の消費需要に対応するため、実需者（量販店、飲食店等）と生産者や産地が連携した契約取引の拡大など、安定的な農林水産物の供給に取り組みます。

○加工・業務用農産物のニーズに対応するため、低コスト栽培技術や労力補完の仕組みづくりなどの生産技術の確立に努めます。

○担い手の高齢化に対応した直売所や学校給食の集荷体制の整備、地域内あるいは地域間の物流体制の検討を進めます。

○地域資源を活かした多様な6次産業化・農商工連携<sup>23)</sup>による農林水産物の利用拡大を図るため、「島根型6次産業ステップアップモデル事業<sup>24)</sup>」や「6次産業化アドバイザー派遣事業<sup>25)</sup>」等に取り組みます。

## いらっしゃいませ、「しまね故郷料理店」へ



しまね故郷料理認証店

島根県では、県内の食材や郷土料理を提供し、地産地消に積極的に取り組む飲食店や旅館等を「しまね故郷料理店」として認証しています。平成26年10月現在、県内に172店舗あります。

旬の食材を活かしたこだわりのしまねの味が楽しめますので、ぜひ、ご賞味ください。



### あなたはどっちで味わう？「しまねの味」



#### こだわり「しまねの食材」のお店

一年間を通じて島根県の農林水産物を素材にした料理が楽しめます。もちろん旬の素材も積極的に取り入れていますので見逃せません。



#### こだわり「郷土料理」のお店

島根県の伝統的な郷土料理や、その店オリジナルの郷土料理を提供しています。懐かしい味や、今まで味わったことのない料理に巡り逢えるかも。





## 推進の柱 4

# 伝える

～和食、食べる知恵、  
地域食文化等を「伝える」～

現在、県民の食に関する知識や健康的な食生活への関心が高まり、豊かな食生活の実現が求められています。

このため、食育との連携を強化し、家庭や地域において和食、食べる知恵、地域食文化等を次世代に『伝える』ことを通じ、県産品の利用拡大を図ります。

## (1) 食育との連携強化

本県では、全市町村で食育基本法に基づく食育計画が策定されるなど、食育の取組が進んでいます。また、学校では食育を通じた地産地消の取組が行われるなど、両者には密接な関係があります。今後、地産地消と食育との連携をより強化し、食や健康に対する関心を高めることにより、県産品の利用拡大を図ります。

<方策>

### ■「島根県食育推進計画（第二次計画）」及び「第2期しまね教育ビジョン21」と連携した、学校、家庭及び地域等における地産地消の推進

- 学校、家庭、地域における地産地消の実践活動が進むよう「しまね食育まつり」や県産品を使用した料理コンクールなど、地産地消と食育とが連携した取組をより充実させます。
- 学校において、食と農林漁業を結び付けた体験活動、子どもと家族が協力し自宅で弁当を作り学校で味わう「弁当の日」に取り組めます。
- 「食の学習ノート<sup>26)</sup>」を用いた学習を家庭での実践に活かせるよう取り組むとともに、学校において使用される食育教材の充実に努めます。

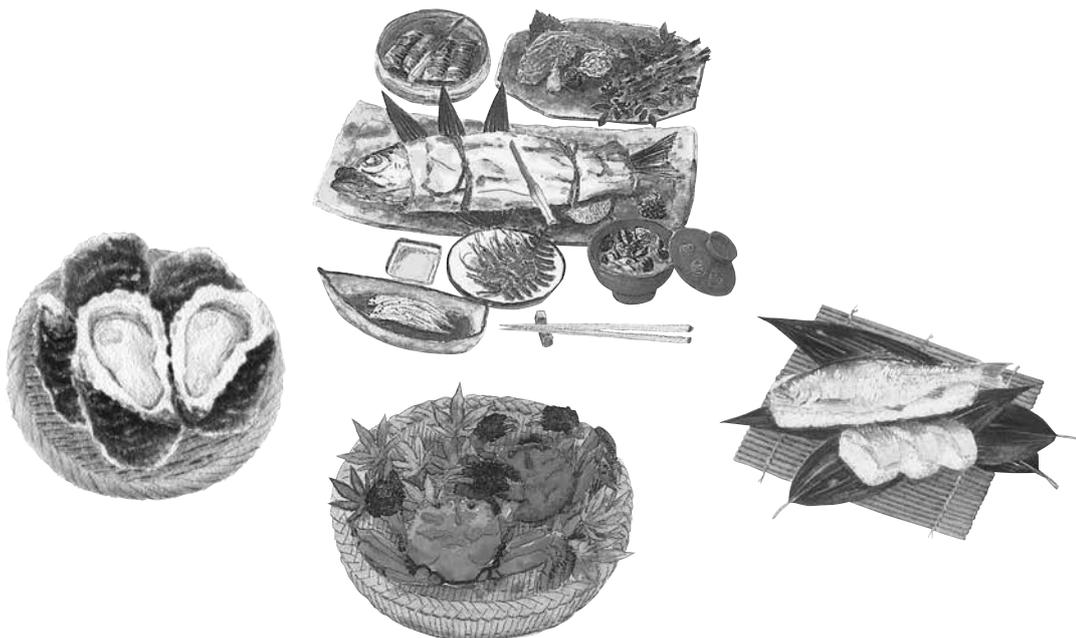
## (2) 「旬」を体感できる健康で豊かな食生活の推進

野菜、果物、魚など食材には、「旬」があります。四季折々の旬を味わうことで、食材の香りや美味しさを体感できます。また、旬の食材は、栄養価が高く経済的です。旬の食材を用い、栄養バランスに優れた和食文化の普及、そして、各地域に伝わる食文化の継承を通じ、健康で豊かな食生活の推進を図ります。

<方策>

- ①和食文化の普及推進
- ②地域食材や郷土料理など地域食文化の継承

- 野菜、果物、魚の旬が分かる食材カレンダーを活用して、広く「しまねの旬」の情報を提供します。また、直売所や量販店等で旬の食材を活用したレシピの配布や料理教室の開催等を推進します。
- 米を中心に多様な副食から構成され、栄養バランスの優れた和食を推進するため、和食レシピやその食材に関する情報提供を行います。
- 各地域に伝わる地域食材を使った郷土料理の情報を収集し、ホームページなどで情報発信を行います。
- 子どもたちが四季折々の食材や地域食文化についての理解と関心を深めるため、学校給食において、お祝い事や季節行事に合わせた郷土料理や行事食などを取り入れることを推進します。



## 6

## 成果指標と数値目標

本計画を着実に推進し、本県の地産地消を促進するため、成果指標と数値目標を設定します。

推進の柱	成果指標	数値目標	
		現況値	目標値(31年度)
推進の柱1 「知る」	県産品を優先的に購入する意識が「強くある」県民の割合	18.8% (H26.3月現在)	30.0%
推進の柱2 「味わう(使う)」	県内の量販店等のうち、具体的な目標を掲げて地産地消に取り組む「推進店」として認証した店舗数	0店舗 (H26.10月現在)	50店舗
推進の柱3 「伸ばす」	六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画 <sup>27)</sup> 」の認定数	13計画 (H26.10月現在)	30計画
推進の柱4 「伝える」	学校給食における県内産食材の活用割合	51.0% (H25年度)	63.0%

(注) 県産品を優先的に購入する意識が「強くある」県民の割合についての現況値は、インターネットアンケート調査(しまねブランド推進課)による値。

# 7

## 推進体制



本計画に関する取組は、幅広い分野に関係することから、その推進にあたっては、国・市町村、生産者団体、流通関係者、給食関係者、消費者等と連携し推進します。

本計画の進行管理は、県の関係課で構成する進行管理のための会議を設置し、毎年度、実施します。また、市町村と地産地消に関する意見交換や施策調整をする場を設け、それらを進行管理に反映させます。

本計画の進捗状況は、関係者と情報共有するとともに、県のホームページに掲載します。

# 島根県地産地消促進計画<H27~H31>のポイント

「県民による地消」、「県民のための地産」  
～豊かな食生活の実現と農林水産業・地域経済の活性化を目指して～

## 計画策定の背景等

### 計画の位置づけ

○「六次産業化・地産地消法」第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」とする。

○関係する計画等と連携し、効果的に推進する。

「島根県食育推進計画(第二次計画)」  
「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」  
「第2期しまね教育ビジョン21」 など

島根県地産地消促進計画

市町村  
地産地消促進計画

### これまでの取組と成果

本県の地産地消の取組は、平成15年7月に、しまね地産地消推進協議会が策定した「島根県における地産地消推進の基本的な考え方」を基に実施してきた。

- ・広報誌による普及啓発
- ・直売所や学校給食へ集荷する生産者組織の育成
- ・地産地消に協力する飲食店や量販店等における県産品の利用拡大
- ・「しまね故郷料理店」認証制度の創設 など

①県民の地産地消に対する理解の広がり  
地産地消という言葉を知っている県民の割合 93%  
地産地消の意義を知っている県民の割合 77%

②直売所及び「しまね故郷料理店」における県産品の利用拡大

・直売所数(H23)	農産物直売所	320
	水産物直売所	10
・しまね故郷料理店(H26.10月)		172

③学校給食における地元食材の活用割合の向上  
H17:35% → H25:51%

◎「六次産業化・地産地消法」  
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(H22.12.3)  
(都道府県及び市町村の促進計画)第41条  
都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画を定めるよう努めなければならない。

## 主な課題

### 「食」と「農林水産業」をめぐる変化

- ①消費者の食の安全・安心に対する意識の向上
- ②県民の食習慣の多様化(外食、中食の増加等)
- ③生産者の販売手法の多様化
- ④農林漁業に携わる者の高齢化

### 地産地消に関する意識

「今、地域で何が生産されているか」、「旬の食材は何か」、「どこで購入できるか」などの旬の食材情報や「食」のイベントの開催情報などを分かりやすく県民へ提供

### 個人消費

- 消費者に選ばれる魅力ある「商品」づくり
- 消費者が購入しやすいよう直売所や量販店等における県産品の充実

### 業務系消費

県内産の農林水産物を利用した加工品の拡大

### 観光との連携

農林水産物の観光への積極的な活用及び「食」を通じた地域の魅力発信

### 生産と流通

- 県内の消費需要に対応した安全・安心な農林水産物の供給
- 県産品の地域内及び地域間流通の促進(物流の改善)

## 推進の柱、項目、方策

### 【推進の柱1】「知る」 ～地域食材や農林水産業を「知る」～

#### (1)地域食材と農林水産業に関する情報発信と啓発

- ①旬の食材の流通情報(今、どこで、何が購入できるか等)、「食」のイベントの開催情報など地産地消に関する情報を発信
- ②地域、学校及び企業等の活動を通じた地域食材や農林水産業に関する啓発

#### (2)体験・交流を通じた消費者と生産者の絆づくり

- ①消費者の農林漁業体験活動や生産者との交流活動の促進
- ②消費者と生産者が支え合う仕組みづくり

### 【推進の柱2】「味わう(使う)」 ～県産品を「味わう(使う)」～

#### (1)個人(家庭)消費における利用拡大

- ①消費者に向けた県産品のPRと消費拡大
- ②直売所、量販店、飲食店等での県産品の利用拡大

#### (2)給食施設における利用促進

- ①学校給食における和食献立の充実と県産品の利用促進
- ②保育施設、病院・福祉施設及び企業の社員食堂における県産品の利用促進

#### (3)観光と連携した利用拡大

- ①宿泊施設・飲食店等における県産品の利用拡大
- ②観光客に向けた地域食材や郷土料理などのPR

### 【推進の柱3】「伸ばす」 ～県産品の生産を「伸ばす」～

#### (1)魅力ある「商品」づくり

- ①地域の特色を活かしたより魅力ある「商品」づくり
- ②農林水産物の付加価値を高め、流通を促進する「加工品」づくり

#### (2)安全・安心な農林水産物の生産と流通体制づくり

- ①安全・安心を担保する生産・流通体制の整備
- ②県内の消費需要に対応した農林水産物の供給
- ③一次加工・業務用に対応した農林水産物の供給
- ④県産品の地域内及び地域間流通の促進と提供の場づくり
- ⑤六次産業化・農工商連携による農林水産物の利用拡大

### 【推進の柱4】「伝える」 ～和食、食べる知恵、地域食文化等を「伝える」

#### (1)食育との連携強化

「島根県食育推進計画(第二次計画)」及び「第2期しまね教育ビジョン21」と連携した、学校、家庭及び地域等における地産地消の推進

#### (2)「旬」を体感できる健康で豊かな食生活の推進

- ①和食文化の普及推進
- ②地域食材や郷土料理など地域食文化の継承

## 成果指標と数値目標(目標年度H31)

- |   |   |
|---|---|
| ①県産品を優先的に購入する意識が「強くある」県民の割合<br>現況:18.8% → 30.0%                 | ③六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」の認定数<br>現況:13計画 → 30計画 |
| ②県内の量販店等のうち、具体的な目標を掲げて地産地消に取り組む「推進店」として認証した店舗数<br>現況:0店舗 → 50店舗 | ④学校給食における県内産食材の活用割合<br>現況:51.0% → 63.0%         |

## 推進の体制

○計画の進行管理は、県の関係課で構成する進行管理のための会議を設置し、毎年度、実施する。また、市町村と地産地消に関する意見交換や施策調整をする場を設け、それらを進行管理に反映させる。

○計画の進捗状況は、関係者と情報共有するとともに、県のホームページに掲載する。



## 参考資料

---

## 島根県地産地消促進計画策定検討委員会開催状況

回	開催日	主な内容
第1回	平成26年4月24日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検討委員会の設置について</li> <li>○島根県地産地消促進計画の策定の背景及び必要性について</li> <li>○島根県における地産地消の取組状況について</li> <li>○地産地消の活動報告（委員から）</li> </ul>
第2回	平成26年5月22日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地産地消の推進の基本的な考え方について</li> <li>○関係者からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館関係者</li> <li>・生産者</li> <li>・公益財団法人島根県学校給食会</li> <li>・島根県中山間地域研究センター</li> </ul> </li> </ul>
第3回	平成26年6月5日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地産地消の活動報告（委員から）</li> <li>○推進の項目及び方策について</li> <li>○主要な施策（活動、事業）について</li> </ul>
第4回	平成26年8月6日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画の骨子について</li> <li>○成果指標及び数値目標について</li> <li>○推進体制について</li> </ul>
第5回	平成26年9月4日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成果指標及び数値目標について</li> <li>○島根県地産地消促進計画（素案）について</li> </ul>

## 島根県地産地消促進計画策定検討委員会 委員名簿（敬称略）

氏 名	所 属 ・ 役 職 名	区 分
津森 良治	島根県PTA連合会会長	消費者 給食・食育
領家 康元	株式会社キヌヤ 代表取締役社長	小売店・量販店関係者
竹内 覚	産直市みずほ企業組合 産直市みずほ店長	直売所（道の駅）関係者
中東 多久夫	株式会社浜田青果市場 代表取締役社長 株式会社益田青果市場 代表取締役社長	卸売市場関係者
荒木 健 H26.4.14～H26.6.30	全国農業協同組合連合会 島根県本部 米穀農産部長	生産者（農、JA）
足立 淳 H26.7.28～	全国農業協同組合連合会 島根県本部 米穀農産部長	生産者（農、JA）
中島 謙二	島根県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長	生産者（内水面）
錦織 紀子	島根県学校栄養士会会長 （出雲市立湖陵小学校栄養教諭）	給食関係者
田中 恭子	公立大学法人 島根県立大学准教授	学識経験者
西村 健一	雲南市産業振興部農林振興課長	行政
有田 昭一郎	島根県中山間地域研究センター主席研究員	行政
森上 浩平	島根県農林水産部農畜産振興課長	行政
角 敬	島根県農林水産部水産課 水産しまね振興室長	行政
梶谷 朱美	島根県教育庁保健体育課 健康づくり推進室長	行政
松本 新吾	島根県しまねブランド推進課長	行政

○委員長 田中 恭子

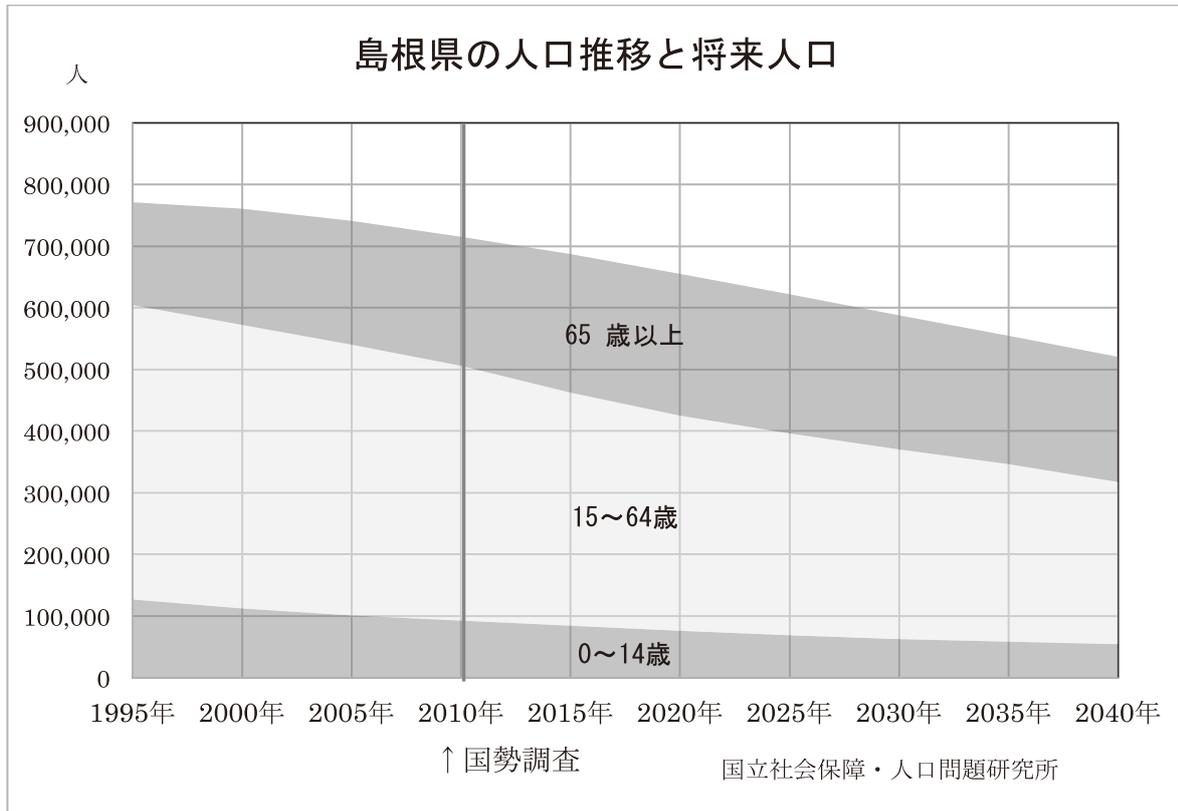
副委員長 荒木 健、足立 淳

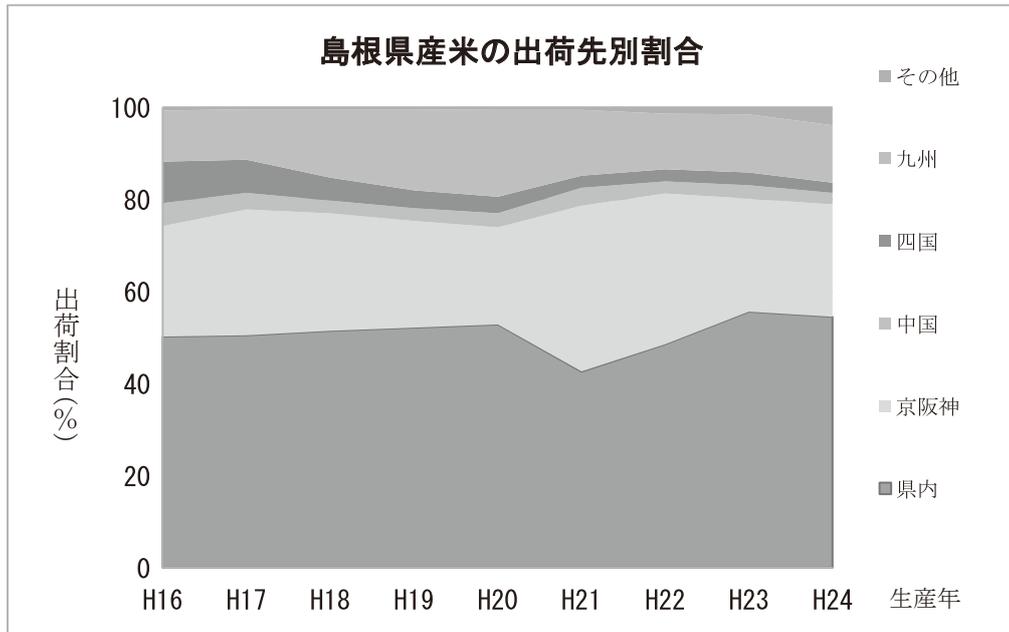
島根県の人口推移と将来人口

単位：人

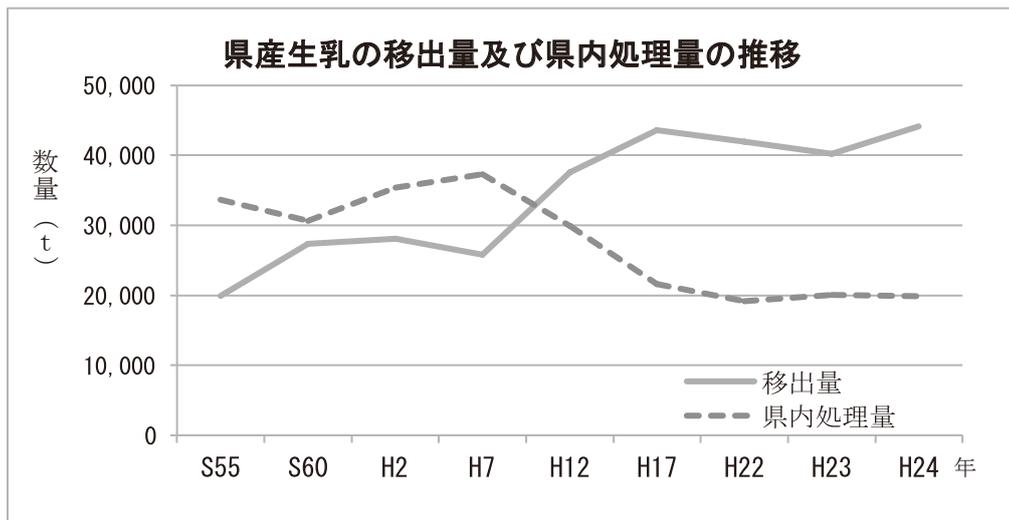
	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
0～14歳	126,403	111,982	100,542	92,218	84,707	76,516	68,775	62,352	58,050	54,813
15～64歳	477,919	460,103	439,471	414,153	377,654	348,927	326,963	308,169	288,435	262,238
65歳以上	167,040	189,031	201,103	208,548	224,744	230,039	226,144	217,706	208,139	203,607
総数	771,441	761,503	742,223	717,397	687,105	655,482	621,882	588,227	554,624	520,658

国立社会保障・人口問題研究所 H25.3月推計

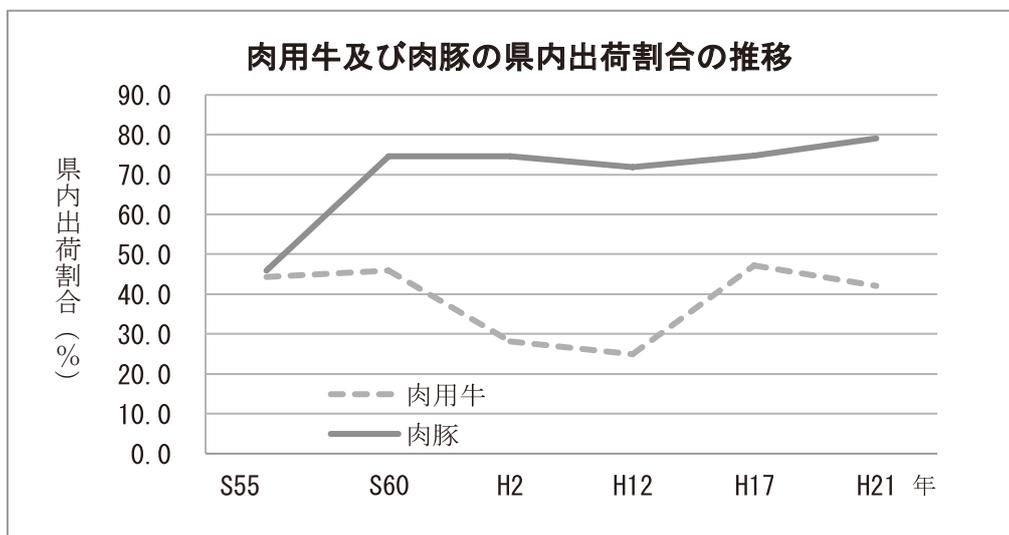




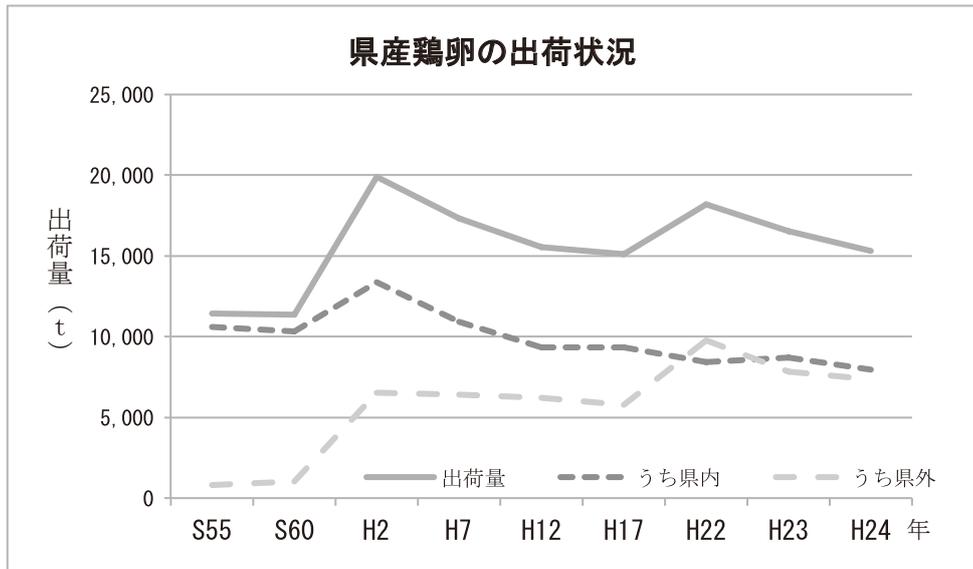
「農林水産関係資料（平成 26 年 4 月、島根県農林水産部）」掲載データを基に作成



「農林水産関係資料（平成 26 年 4 月、島根県農林水産部）」掲載データを基に作成



「農林水産関係資料（平成 26 年 4 月、島根県農林水産部）」掲載データを基に作成



「農林水産関係資料（平成 26 年 4 月、島根県農林水産部）」掲載データを基に作成

### 県内の青果市場における野菜・果実の取扱状況（H24）

県内の 6 青果地方卸売市場及びその他の卸売市場

区分	数量(トン)	金額(千円)	県内産割合 (数量)	県内産割合 (金額)
野菜	34,123	7,170,427	34.2%	36.2%
うち県内産	11,686	2,594,269		
果実	20,894	5,320,767	12.6%	19.1%
うち県内産	2,636	1,017,596		
合計	55,017	12,491,194	26.0%	28.9%
うち県内産	14,322	3,611,865		

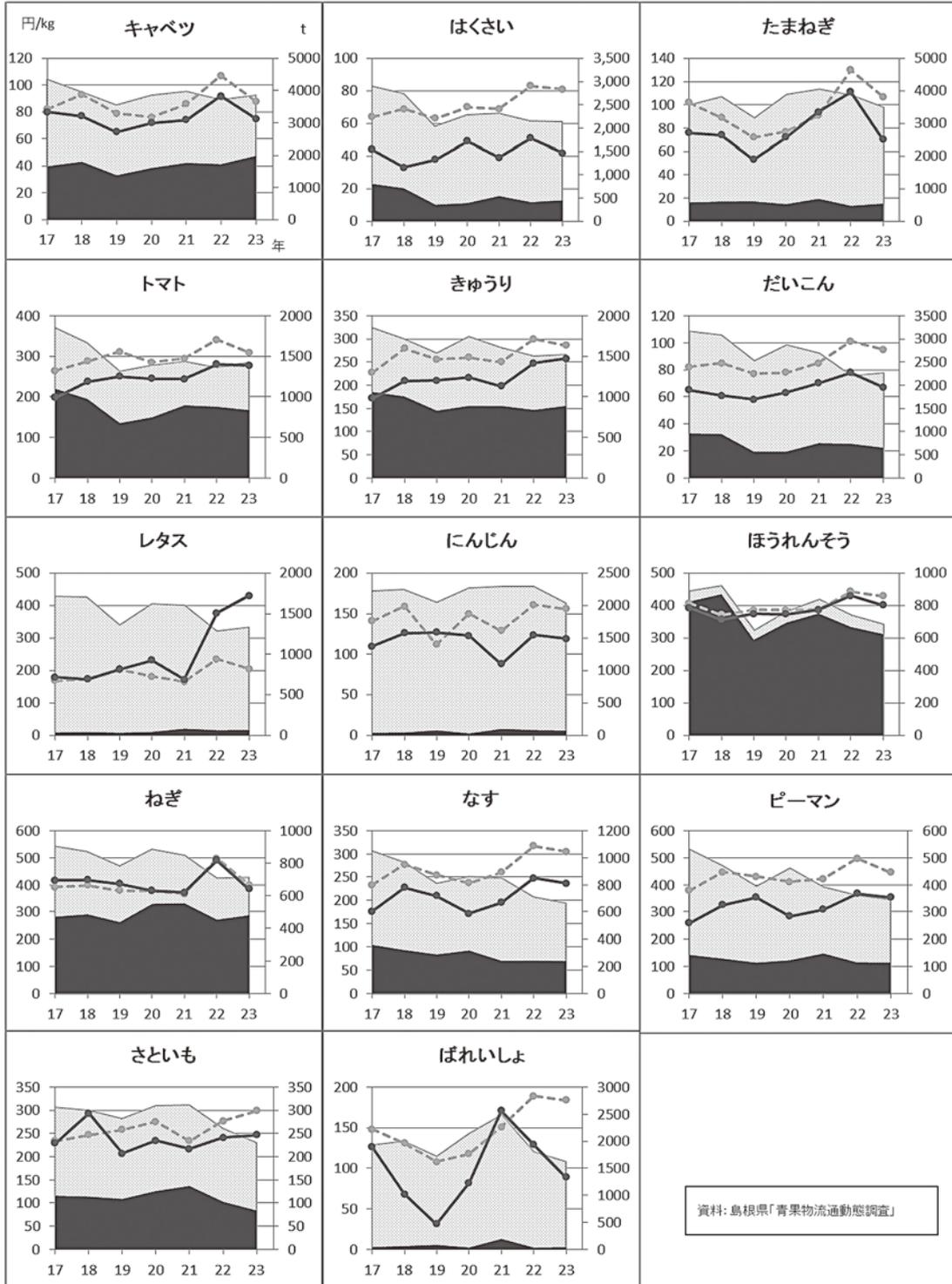
島根県しまねブランド推進課調べ

### 平成 24 年産県内産きのこ出荷状況

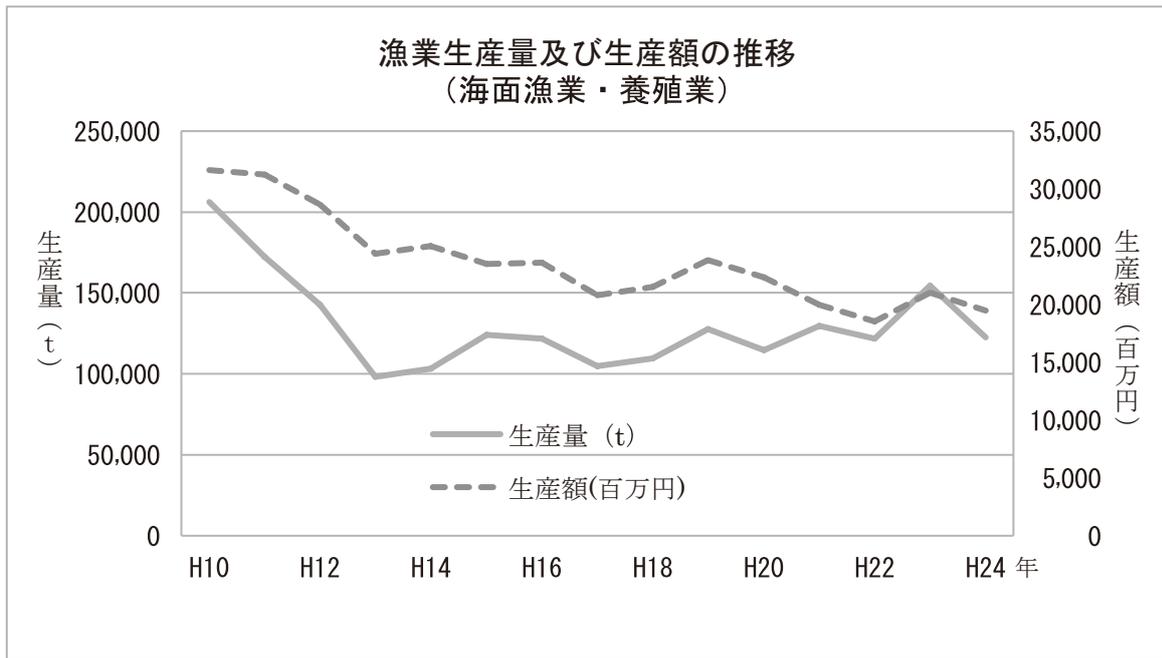
区分	県内(トン)	県外(トン)	計(トン)
乾しいたけ	9	13	22
生しいたけ	575	1,343	1,918
まいたけ	63	74	137
エリンギ	257	229	486
ぶなしめじ	8	20	28
なめこ	73	0	73

島根県農林水産部林業課調べ

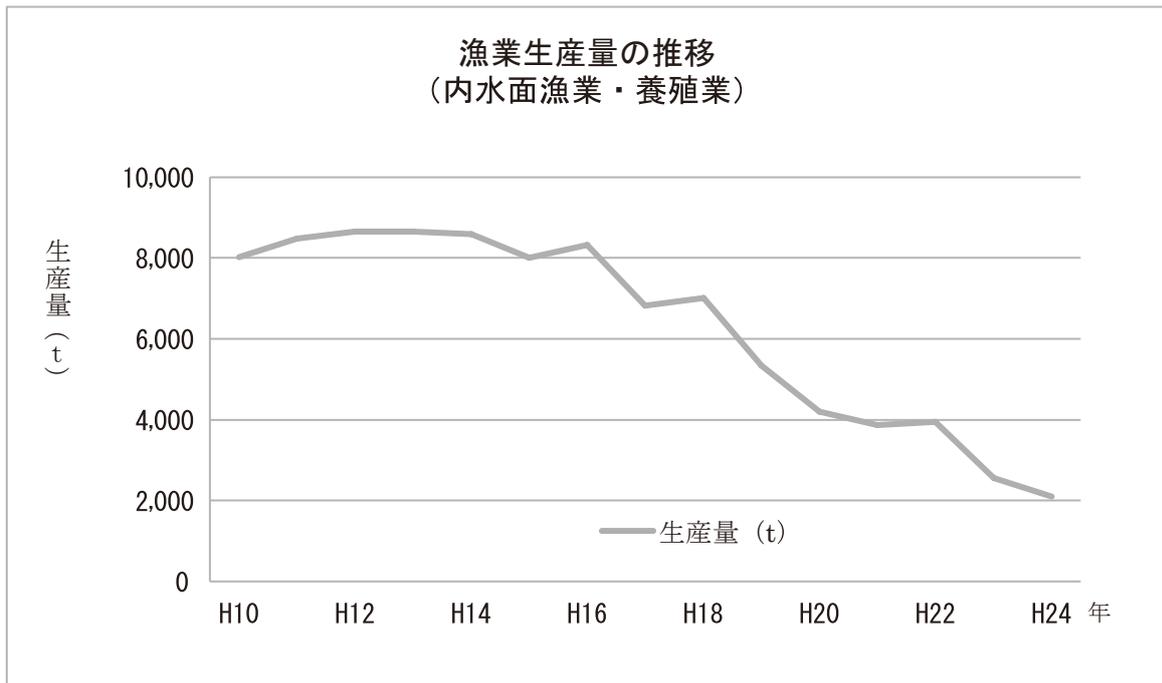
## 島根県内の市場における野菜の入荷量と価格



資料: 島根県「青果物流通動態調査」



「島根農林水産統計年報」各年次データを基に作成



「島根農林水産統計年報」各年次データを基に作成

## <用語解説>

### 1) しまね故郷料理店

県が、県内の食材や郷土料理を提供し、地産地消に積極的に取り組む飲食店や旅館等を「しまね故郷料理店」として認証。平成26年10月現在、県内に172店舗。



### 2) しまね・ふるさと食の日

地産地消を全県的な運動として一層の広がりをもたせるため、消費者、生産者、流通関係者等がそれぞれの立場で、地元産品の利用を進めることを目的に設定した日。「しまね・ふるさと食の日」は、毎月、第3金・土・日曜日。



### 3) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

6次産業化及び地産地消に関する法律で、「六次産業化・地産地消法」と略称される。6次産業化とは、地域資源を活用し、1次産業（農林漁業）と2次産業（製造業）、3次産業（小売業等）の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取組。

この法律の第41条で、都道府県及び市町村が、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（地産地消促進計画）を定めることと規定。

### 4) 島根県食育推進計画（第二次計画）

県が、食育基本法第17条に基づく食育推進計画として第一次計画を評価し、平成24年3月に策定。家庭、学校、幼稚園、保育所、地域等様々な分野における関係機関・団体等の食育推進活動の共通の指針として活用。計画期間は、平成24年度から平成28年度の5年間。

### 5) 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画

島根県の農林水産業・農山漁村の持続的な発展に向けた総合的かつ長期的な方向を示す基本計画で、平成20年度を初年度とした概ね10年後の島根の将来像と基本的な目標や施策の方向、当面4年間の戦略的行動を取りまとめた計画。

### 6) 第2期しまね教育ビジョン21

島根県教育委員会が、教育基本法に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として平成26年7月に策定。本県教育の基本理念や施策の方向を示し、学校・家庭・地域等が一体となって施策の推進に努めることとしている。計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間。

## 7) 伝統野菜

その土地で古くから作られてきたもので、採種を繰り返していく中で、その土地の気候風土にあった野菜として確立されてきた野菜。(例) 黒田せり、津田かぶ など

## 8) しまね・ふるさと食の日実施協力店

地産地消の趣旨に賛同し、「しまね・ふるさと食の日<sup>2)</sup>」に地元産品コーナーの設置やフェアの開催などで協力する量販店、小売店、卸売市場等。

## 9) 実需者（じつじゅしゃ）

量販店、食品加工事業者、飲食店など、生産者から仕入れた商品を消費者に提供（販売）する者。

## 10) 中食（なかしょく）

レストラン等へ出かけて食事をする外食と、家庭内で手作り料理を食べる「内食（ないしょく）」の中間にあって、市販の弁当や惣菜など調理・加工された食品を家庭や職場等で食べること。

## 11) G A P（ギャップ：Good Agricultural Practice）

農業生産工程管理と意識され、農産物の安全、作業従事者の安全、良好な環境の保全を達成するために、適切な農業生産活動を行うこと。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検・評価を行うことによる持続的な改善活動。

## 12) H A C C P（ハサップ：Hazard Analysis Critical Control Point）

食品衛生上の危害防止と適正な品質管理のために、食品の原材料から製品として出荷されるまでの各工程の危害を予め分析し、危害の発生防止対策を行うとともに、特に重点的に管理する工程については連続的に管理・記録し、製品の安全性を保障するシステム。

## 13) トレーサビリティ

食品の移動ルートを把握できるよう、生産、加工、流通等の各段階で、原材料や商品の入荷と出荷に関する記録等を作成・保存しておくこと。食品事故等があったときに、食品の移動ルートをこの記録等から特定し、遡及・追跡して、原因究明や商品回収等を円滑に行えるようにする仕組み。

## 14) 安全で美味しい島根の県産品認証（美味しまね認証）

島根県で生産される農林水産物で、「安全でおいしい」を兼ね備えた産品を生産する生産者・生産方法を知事が認証する制度。島根県独自の認証基準に基づき、第三者機関が認証の可否を審査。認証されると、生産者は認証マークを使用することができる。

専用サイト <http://www.oishimane.com/>



### 15) エコロジー農産物

エコファーマー<sup>22)</sup>が、土づくりを行い、化学合成農薬と化学肥料を標準的な使用量の半以下で栽培した、人と環境にやさしい農産物。

### 16) 有機JAS

有機食品のJAS規格に適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査し認定。認定された事業者のみが有機JASマークを貼ることができる。「有機JASマーク」がない農産物と農産物加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの表示や、これと紛らわしい表示をすることは法律で禁止されている。



### 17) 食育の日

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、国の「食育推進基本計画」により、食育の日を「毎月19日」と設定。食育の日には、各地で様々な普及啓発活動が実施されている。

### 18) 機会ロス

商品の欠品により販売の機会を失うこと。

### 19) 食材コーディネーター

自治体が、学校給食に地元の農林水産物や加工品を積極的に利用するため、学校給食調理場等へ配置した地域の農業等に精通した者であり、地域の食材について、学校給食と生産者とをつなぐ役割を担っている。名称は特に定まったものではない。

### 20) しまね田舎ツーリズム

農山漁村で、地元の人々との交流を通して、農林漁業体験やその地域の自然や文化、暮らしに触れること。例えば、米作り体験なら、田植えや稲刈りなど足を運んで農作業を手伝うこと。単なる観光旅行とは違い、手に入れる感動もより深く、大きくなるのが「しまね田舎ツーリズム」の一番の魅力。

専用サイト <http://www.oideyo-shimane.jp/>

### 21) マーケットイン

市場や消費者という買い手の立場に立って、買い手が必要とするものを開発し、提供していこうとする考え方。一方、生産者といった提供側からの視点で開発し販売していく考え方を「プロダクトアウト」という。

### 22) エコファーマー

持続農業法に基づき、環境と調和のとれた農業を実践する、知事が認定した「認定農業者」の愛称。

### 23) 農商工連携

地域資源を有効に活用するため、農林水産業、商業、工業等の産業間での連携を強化し、お互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

### 24) 島根型6次産業ステップアップモデル事業

県が実施する6次産業の推進のための支援事業。事業主体を含む3者以上のネットワークによる、地域資源を活用した創意工夫のある多様な6次産業の取組（新商品の開発、市場調査、施設・機器等の整備等）を支援する補助事業。

### 25) 6次産業化アドバイザー派遣事業

県が実施する6次産業の推進のための支援事業。農林漁業者をはじめとする事業者等の要請に基づき、6次産業化に向けた課題解決のための指導・助言等を行うアドバイザーを派遣する事業。

### 26) 食の学習ノート

島根県教育委員会が県内の小学生すべてに配布し、学校において子どもたちが食の学習を行う上で活用するとともに、家庭において学校の学習や活動の様子を保護者が把握し、親子で話題にしたり、調べたりして活用する学習ノート。



### 27) 六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」

農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画（農林水産大臣が認定）。計画の認定を受けると、農業改良資金の償還期限・据置期間の延長等の特例や新たな加工・販売等へ取り組む場合に必要な施設整備に対する支援等の対象となる。

平成26年11月

発行 島根県しまねブランド推進課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-6398

FAX 0852-22-6859

この計画は、しまねブランド推進課のホームページに掲載しています。

# しまねの6次産業推進ビジョン（案）の概要

## 《策定の目的》

関係者が共通の認識を持って島根県の6次産業の取組みを推進するための方向として策定

### 島根県の農林水産・食品産業の現状

#### 【農山漁村と農林水産業】

- 島根県の農林水産物の産出額は、30年間で約半分に減少
- 農業就業人口については減少を続けており、高齢化も進展
- 集落営農組織数は600以上、近年は法人化する組織も増加
- 平成23年以降新規就農者も増加

#### 【食品製造業】

- 島根県の食品製造業は、製造業種別としては、最大の事業所数、雇用者数
- 製造出荷額は、鉄鋼、情報通信機械、電子部品・デバイスに次ぐ業種で、本県にとって非常に重要な業種
- 従業員数の推移では、平成7年以降微減に留まっており、景気変動を受けにくい業種
- 全国と比較して事業規模が小さい事業所が多い

#### 【飲食料品卸売・小売業】

- 平成24年の島根県の飲食料品卸売業の年間商品販売額は、平成14年調査比で49%の大幅減
- 平成24年の飲食料品小売業の年間商品販売額は、平成14年調査比で25%の減
- 平成24年の飲食料品小売業の事業所数は平成14年調査比で45%の大幅減
- 県人口の減少が続く中、県内市場は今後とも縮小傾向

### ビジョンにおける6次産業の定義

6次産業、農商工連携、地産地消、地域資源を活用した地域ぐるみの取組みなど、地域資源を活用し、1次産業～3次産業の多様な事業者の連携、協同、結合等による取組み

1次×2次×3次＝6次産業

### 島根県の6次産業の現状

- ◆農業生産関連事業の年間販売額(H24)  
14,084百万円  
⇒都道府県平均額 37,009百万円
- ◆農業生産関連事業の一事業所あたり  
年間販売額 14,084千円  
⇒都道府県平均額 26,263千円

農業経営体では小さな取組みが多い

- ◆国の計画認定数 19 (H27年2月現在)
  - ・6次産業化法 総合計画認定 13  
全国認定数 1,982
  - ・農商工連携 計画認定 6  
全国認定数 654

### 島根県の6次産業化への課題

(事業者アンケート※ から)

- 人材確保が、思うように出来ない。ノウハウのある人材がほしい。取組みには、高い生産技術や経営能力が必要。

#### ⇒人材の課題

- 原料生産段階と加工販売面のマッチングが難しい。他との連携をどこに求めているかわからない。供給量が安定しないので取引が出来ない。

#### ⇒連携の課題

- 加工・製造そのものに集中し、魅力ある商品開発ができていない。事業規模が小さく、安定供給に不安。

#### ⇒開発、製造の課題

- 生産したものが販売できていない。販売先が広がらない。販路先を求めて商談会に出向いている。

#### ⇒販路の課題

- 取組んだからといって、すぐに収益は上がらない。利益を出して継続することは難しい。

#### ⇒計画性の課題

## 島根県の6次産業推進の基本的な考え方

### 【基本方向】

- 島根県の農林水産業や食品製造業は、**小規模のものが大多数**であり、全国レベルでの**競争力は相対的に弱い**
- このような状況の下で、島根県の農林水産業や食品製造業の維持・発展、事業者の所得向上を図っていくためには、豊富な地域資源をフル活用し、1次産業～3次産業の多様な事業者が連携し、強みを相互活用するとともに、弱みを相互補完しつつ、独自性のある付加価値の高い商品の生産・製造・販売を一体的、総合的に取組む**6次産業の推進が重要**
- 県では、6次産業への取組みに際し、**想定される課題への対応方向を5つのキーワードで整理し**、関係者が一体となって**課題の克服を図りつつ、積極的に6次産業を推進**

### ◆6次産業を推進するにあたっての5つのキーワード

#### 【キーワード1】「人材」 ……人材確保・育成

- ①6次産業の取組みに必要な専門的知識や技術、能力等を有する人材の確保・育成
- ②外部の専門家からの指導、助言や、他事業者との連携などによる必要とする能力等の補完
- ③事業の遂行に必要な労力の確保

#### 【キーワード2】「つながる」 ……連携や協同化の促進

事業者単独での6次産業の取組みへの限界等から、1次産業・2次産業・3次産業の多様な事業者の連携や小規模経営体の協同化等を促進

- ①関係機関・団体等が相互に有する情報を共有化するとともに、各組織における情報の有効活用
- ②関係機関、団体等が連携し、事業者を結びつけていく異業種間マッチング機能の充実・強化
- ③安定的な生産供給体制の構築に向けた、小規模経営体の協同化等の促進

#### 【キーワード3】「取組む」 ……開発・製造等の実践

アイデア段階に留まらない具体的な商品開発・製造等の実践を促進

- ①企画段階から消費者ニーズを取込んだ、「マーケットイン」に基づく商品開発
- ②商品の確実な納品とそれを支える安定生産・供給体制の構築、強化
- ③食品表示を含めた食品衛生・品質管理に対する意識改革と取組み強化

#### 【キーワード4】「売る」 ……販路の開拓・確保

6次産業の取組みの計画段階からの販路開拓・販売先を想定した取組みを促進

- ①商品特性等にあった販路選択、販売戦略の構築、継続的な販売対策
- ②「食」をめぐる消費トレンドの変化の把握と生産・製造部門へのフィードバック

#### 【キーワード5】「ステップアップ」……計画的・段階的な事業展開

- ①自己の経営規模・能力にあったレベルからの計画的な取組みと段階的な事業拡大

### 【推進体制】

具体的な推進にあたっては、6次産業に関わる、行政、関係団体、支援機関等の関係者が相互に**情報共有できるしくみづくりを進めるとともに、地域の具体的な取組みに対し、臨機応変に支援できる態勢づくりを促進**

(未定稿)

# しまねの6次産業推進ビジョン（案）

平成27年3月

島根県しまねブランド推進課

## I はじめに

### 1. 趣旨・目的

島根県における農林水産・食品産業は、地域の基幹産業であり、県民の食と生活を支える重要な産業の一つですが、経営規模が小さい事業者が多く、産業競争力は決して高いものとはいえません。

また、長く続いた景気停滞を背景とした販売価格の低迷、高齢化・担い手不足、経済情勢の変化などにより、本県の農林水産・食品産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

一方、健康、安全、安心志向などの食に対する意識の変化による国産志向や農山漁村に対する意識の変化による田舎回帰の動きなどもあり、県内各地では特徴ある農林水産物生産や食品製造なども芽生えつつあります。

そのような中、本県の農林水産・食品産業を発展させていくためには、本県の豊かな地域資源を活用し、1次産業から3次産業の多様な事業者がそれぞれのノウハウや強みを活かした連携、協同、結合等により、新たな価値の創造や付加価値を向上させ、その価値を循環させることで、事業者の所得向上、雇用の増大を図っていく、「6次産業」の推進が重要であると考えております。

こうした考えから、このたび関係者の皆様が共通の認識を持って島根県の6次産業の取組みを推進するための方向をビジョンという形で取りまとめました。

県としましては、今後、農林水産・食品産業に関係する農林漁業者、商工業者、自治体、団体等の皆様と一緒に島根の農林水産・食品産業を活性化させ、地域の暮らしをより豊かなものにするよう力を尽くしていきたいと考えております。

### 2. ビジョンにおける6次産業の定義

農林業業者等が主体的に2次、3次産業へ進出していくいわゆる「6次産業」、商工業者が農林漁業者と連携するいわゆる「農商工連携」、地産地消、医福食農連携、農観連携、都市と農山漁村の共生・対流、地域資源を活用した地域ぐるみの取組みなど、地域資源を活用し、1次産業～3次産業の多様な事業者の連携、協同、結合等による取組みをビジョンにおける6次産業の定義とします。

## 《参考》6次産業化とは（農林水産省資料から抜粋）

農山漁村に豊富に存在する地域資源をフル活用し、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取組み

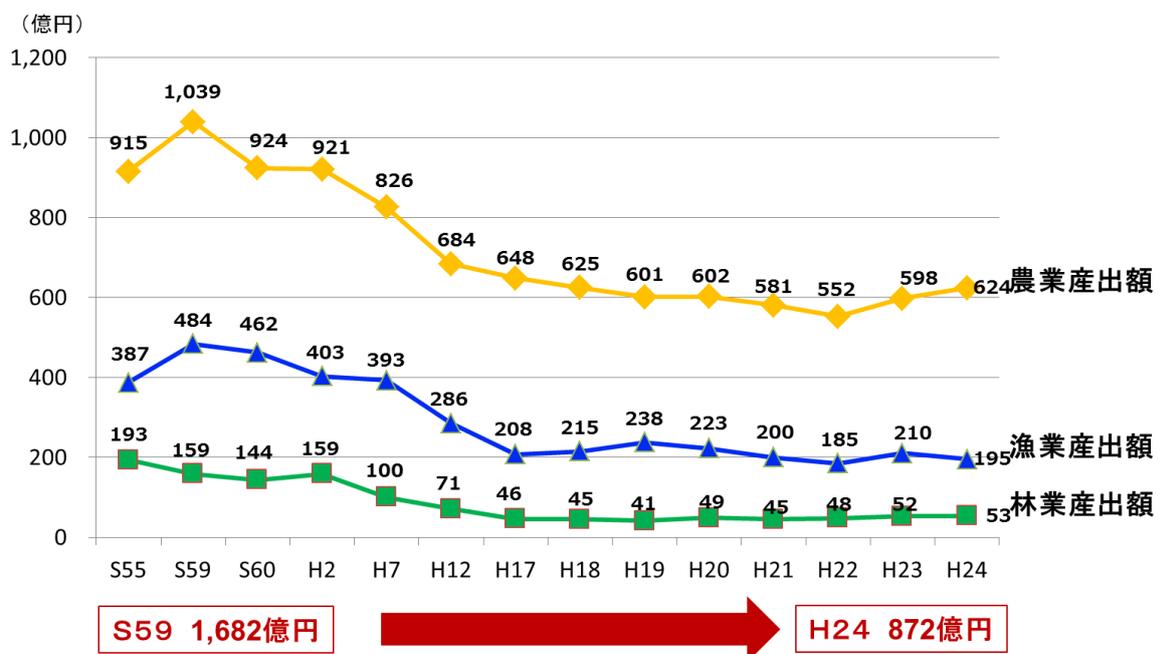
## Ⅱ 島根県の農林水産・食品産業の現状

### 1. 農山漁村と農林水産業の現状

平成24年の島根県の農林水産物の産出額は、872億円で、全国第37位、対前年比101.4%とほぼ横ばいですが、昭和59年（1,682億円）に比べると約半分にまで減少しています。この要因としては、米の価格下落や生産調整の拡大、イワシ類の資源変動が大きい魚種の長期的な生産量の減少、長引く景気低迷による生産物価格の全体的な低下などによるものと思われます。

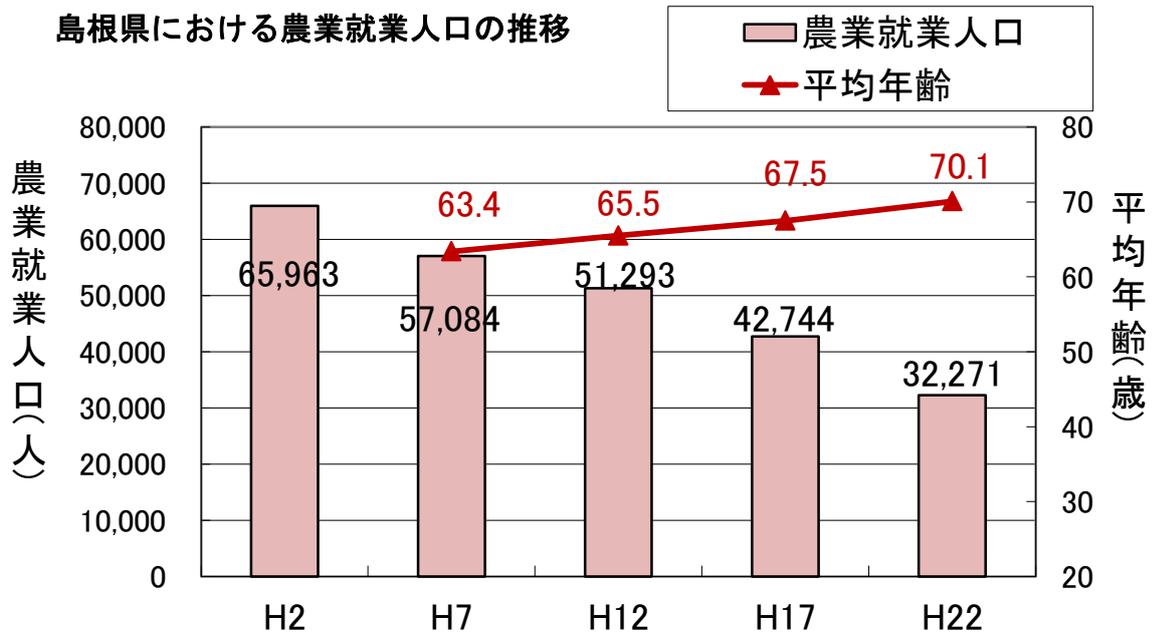
また、農業就業人口については減少を続けており、農業従事者の平均年齢も70.1歳と高齢化が進んでいます。しかしながら島根県では、全国に先駆けて集落営農組織化が進んでおり、平成24年では606組織となっています。近年は法人化する組織も増加しているだけでなく、平成23年以降新規就農者も増加しています。

### 島根県の農業・林業・水産業産出額の推移



(農林水産部資料より)

島根県における農業就業人口の推移



(農林水産部資料より)

## 2. 食料品製造業の現状

平成24年の島根県の食料品製造業は、事業所数333、従業員数6,221人と製造事業における業種別では最大の事業所数、雇用となっています。また、製造出荷額は、733億円で、鉄鋼、情報通信機械、電子部品・デバイスに次ぐ業種となっており、本県にとって非常に重要な業種といえます。

また、平成7年を100とした従業員数の推移では、平成24年度の食料品製造業従業員数は6ポイントの微減で、製造業全体の32ポイントの減に比べ減少幅が小さく、景気変動を受けにくい業種といえます。

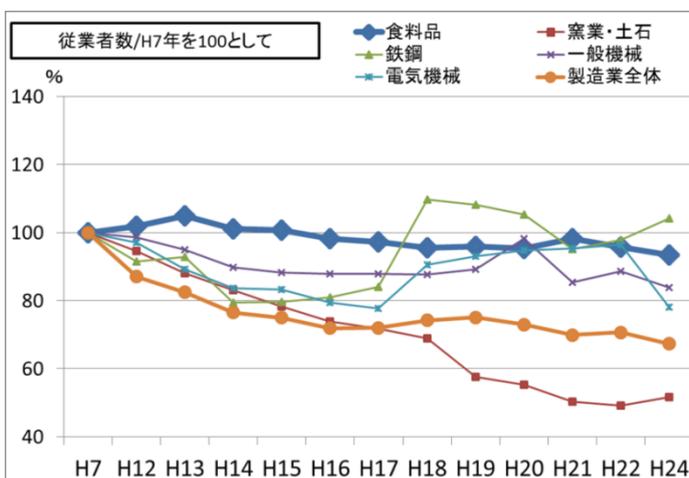
しかし、食料品製造出荷額は全国第45位、シェアはわずか0.3%にすぎません。1事業所あたりの従業員数は19名で全国平均の50%、1事業所あたり製造出荷額は、22,019万円で全国第47位、全国平均の26%と、全国と比較して事業規模が小さいものが多く、資金力や商品開発力、営業力、衛生・品質管理体制の強化等を進めていく必要があります。

### 島根県内食料品製造業の状況

項目	年	製造業	食料品製造業	構成比	構成順位
事業所数	H24	1,324 事業所	333 事業所	25.2%	第1位
従業者数	H24	40,959 人	6,221 人	15.2%	第1位
出荷額	H24	9,788 億円	733 億円	7.5%	第5位
付加価値額	H24	3,331 億円	278 億円	8.3%	第3位
現金給与額	H24	1,425 億円	128 億円	9.0%	第3位

※H24工業統計(産業編 4人以上事業所)

### 島根県の主要製造業における従業員数の推移



■H24年と平成7年の主要製造業従業者比較(人)

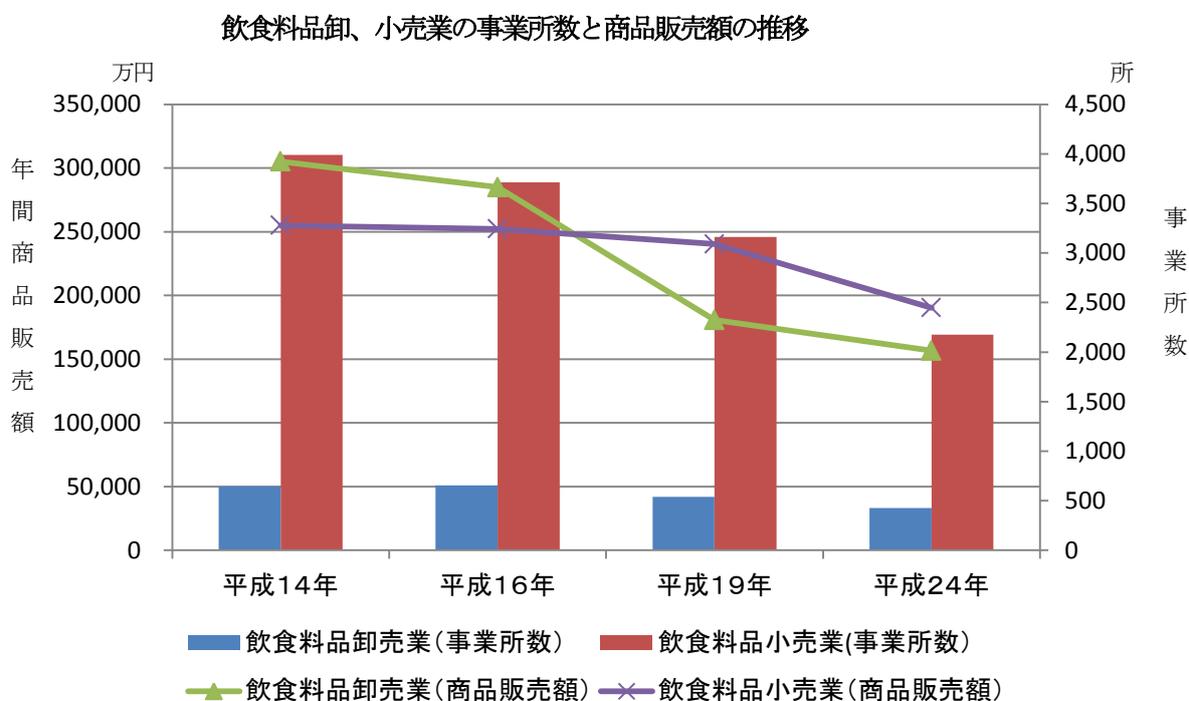
業種/中分類	H7	H24	H7比較
食料品	6,645	6,221	94%
農業・土石	3,673	1,897	52%
鉄鋼	3,981	4,145	104%
一般機械	5,614	4,706	84%
はん用機械		1,307	
生産用機械		2,591	
業務用機械		808	
電気機械	10,225	8,171	80%
電子部品・デバイス		5,182	
電気機械		1,860	
情報通信機械		1,129	
製造業全体	60,551	40,959	68%

※産業分類はH7のもの、一般機械と電気機械は、現在では上記のように分類が分かれている。

(しまねブランド推進課資料より)

### 3. 飲食料品卸売・小売業の現状

平成24年の鳥根県の飲食料品卸売業の年間商品販売額は1,566億円（経済センサス-活動調査）で、平成14年調査（商業統計）比で49%の減となりました。これは、全国レベルでの流通合理化の影響による県内の卸機能の低下によるものと考えられます。また、平成24年の飲食料品小売業の年間商品販売額は、1,904億円（経済センサス-活動調査）で、平成14年調査（商業統計）比で25%の減となりました。平成24年の飲食料品小売業の事業所数の平成14年調査（商業統計）比は45%の減と大きく減少しており、小規模事業所の廃業増加が要因の一つと考えられます。県人口の減少が続く中、県内市場は今後とも縮小傾向にあるといえます。



(平成19年商業統計調査より)

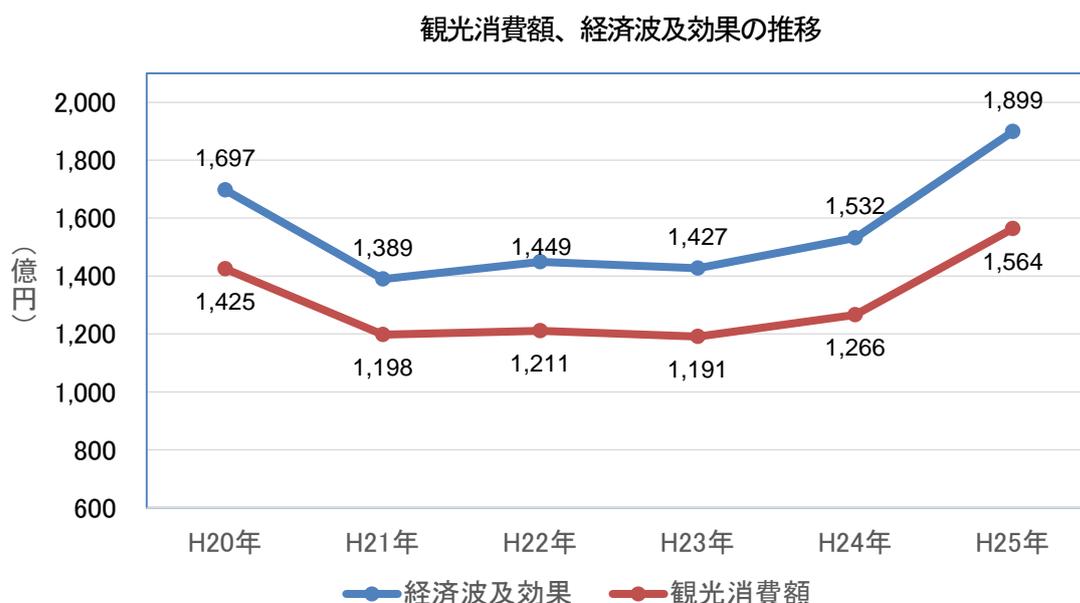
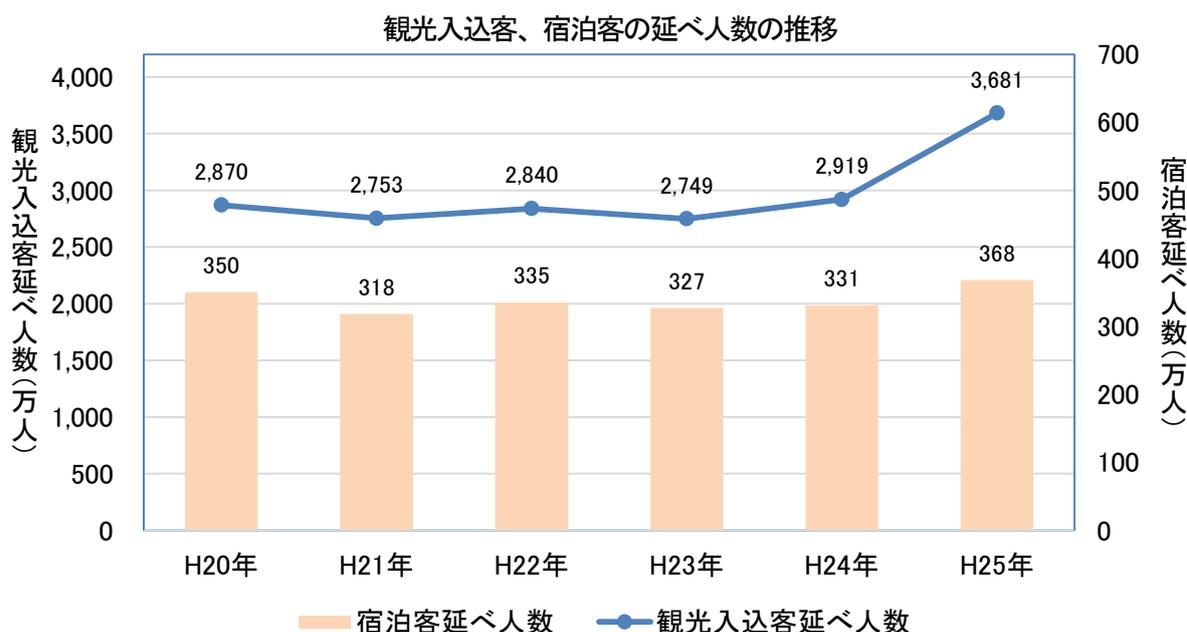
※平成24年は、経済センサス-活動調査数値

## 《参考》観光の動向

観光は、成長性の高い産業であり、様々な産業に波及する裾野の広い産業です。

島根県の観光は伸びてきており、農林水産業、食品産業など県内の幅広い産業への経済効果が拡大し、地域活性化に寄与していくことが期待されます。

平成25年における観光消費がもたらす県内産業への経済波及効果は、約1,899億円となり、部門別にみると、農林水産業は約58億円、飲料・食料品製造業は約71億円と推計されます。



出展: 島根県観光動態調査

注) 観光消費額: 本県を訪れた観光入込客が、県内で消費した金額の総額(宿泊、飲食、土産、交通費等)  
 経済波及効果: 観光消費額によって誘発される直接効果、間接波及効果の合計(産業連関表を用いて推計)  
 飲料・食料品製造業: 食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業

### Ⅲ 島根県の6次産業の現状と課題

#### 1. 島根県における取組みの現状（全国比）

農林水産省が平成26年4月1日に公表した6次産業化総合調査の結果（平成24年度）によると平成24年度の島根県の農業生産関連事業の年間販売額 14,084百万円で、前年度に比べほぼ横ばいですが、都道府県平均年間販売額と比べると38.1%となっています。

また、島根県の農業生産関連事業の1事業者あたりの年間販売額は、14,084千円で、前年度に比べ約2%の増加ですが、都道府県平均年間販売額と比べると53.6%となっています。

農業生産関連事業の年間販売額の94.8%を占める農産物加工、農産物直売所において、農業経営体の平均年間販売額は、それぞれ3,825千円、5,836千円で、農協等の平均年間販売額（農産物加工122,300千円、農産物直売所34,505千円）に比べ、小さな取組みが多くを占めています。

島根県の農業生産関連事業の事業体数、販売金額等

関連事業	事業体数	販売金額 (100万円)	事業体あたり 販売額(千円)
農産物加工 (農業経営体)	560	2,142	3,825
農産物加工 (農協等)	30	3,669	122,300
農産物直売所 (農業経営体)	110	642	5,836
農産物直売所 (農協等)	200	6,901	34,505
観光農園	70	518	7,400
農家民宿	20	21	1,050
農家レストラン	10	190	19,000
合計	1000	14,084	14,084

(農林水産省 平成24年度 6次産業化総合調査報告より)

平成23年3月に施行された6次産業化・地産地消費（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）に基づく総合事業化計画の島根県の認定件数は、平成27年2月現在で13件（全国認定計画数1,982）、平成20年7月に施行された農商工等連携促進法（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律）に基づく農商工等連携事業計画の島根県の認定件数は、平成27年2月現在で6件（全国認定計画数654）と全国的に見ても少ないものとなっています。

(H27年2月現在)

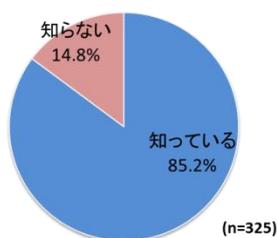
	全国	島根県
総合化事業計画認定数	1,982	13
連携計画認定数	654	6

(農林水産省ホームページより)

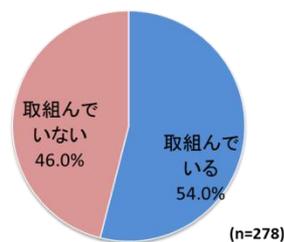
## 2. 県内事業者の6次産業に対する意識

島根県における6次産業に対する意識、取り組み状況等を把握するため、平成26年8月～9月にかけて、県内の農業者、食品加工事業者585者にアンケート調査を実施し、うち328者から回答を得ました。(回答率56%。以下「アンケート」とします。)

6次産業については、85%以上の事業者が知っていると回答しています。実際に取組んでいる事業者も半数を超えており、現在は取組んでいないが今後取組んでみたい事業者を含めると約7割に上っています。6次産業の認知度は比較的高いといえます。



〔設問〕 6次産業を知っているか

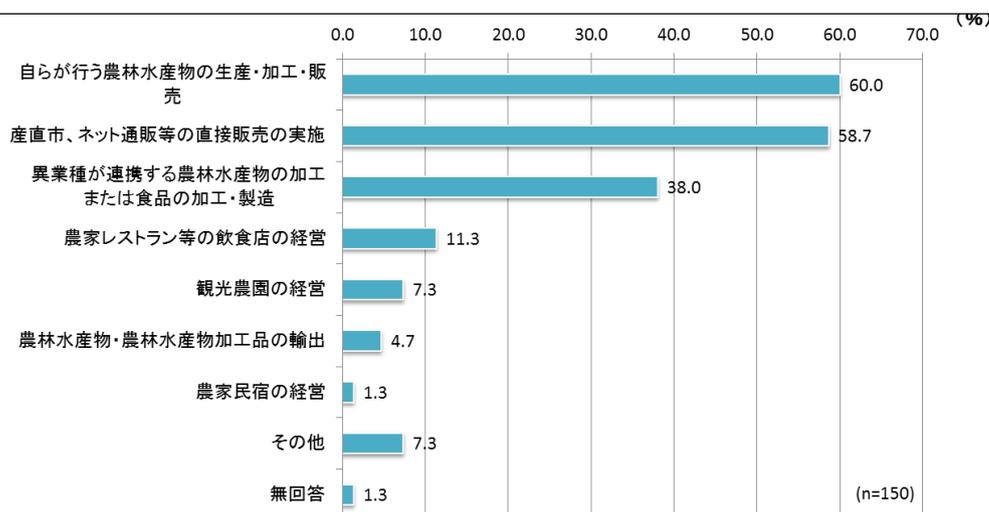


〔設問〕 6次産業に取組んでいるか

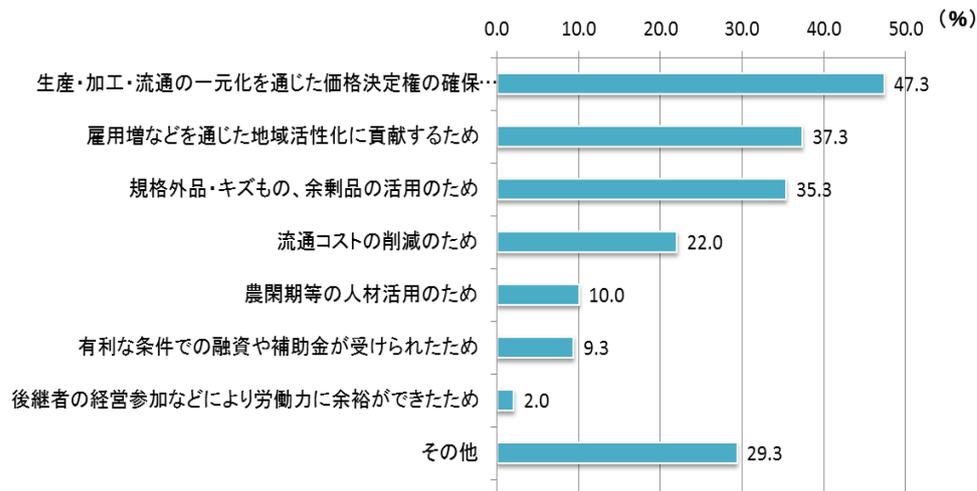
## 3. 県内事業者の6次産業への取組みの現状

取組みの主流は、直接販売と加工で、6次産業に取組んだきっかけは、価格決定権の確保や規格外品活用、流通コストの削減などの収益向上が主流ですが、雇用増による地域貢献という回答も多くありました。

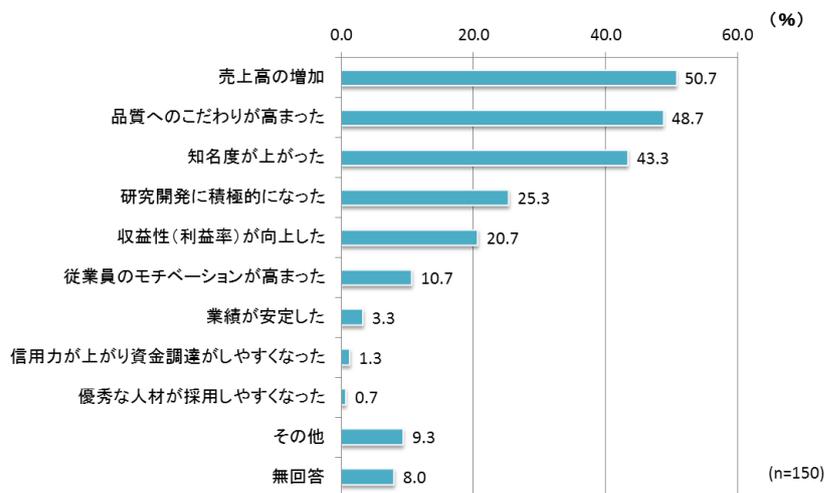
取組んだことによるメリットは、売上高の増加、品質へのこだわり、知名度の向上など多方面に及んでいます。



〔設問〕 6次産業の何の分野に取組んでいるか (6次産業に取組んでいる事業者)



〔設問〕 6次産業に取り組むこととなったきっかけ（6次産業に取り組んでいる事業者）

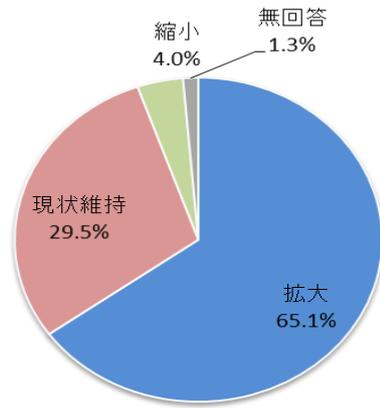


〔設問〕 6次産業に取り組んだことによるメリット（6次産業に取り組んでいる事業者）

#### 4. 県内事業者の今後の6次産業化への取り組み意向

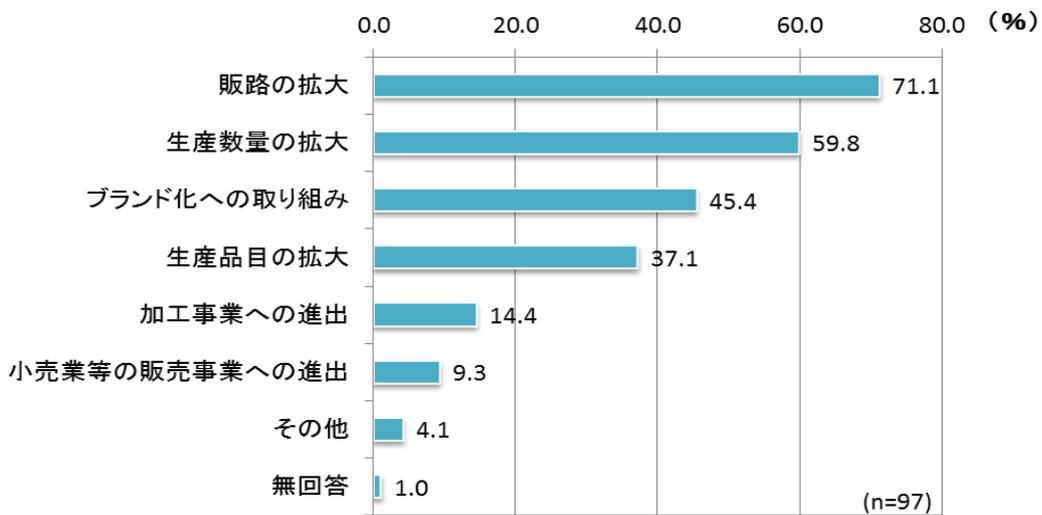
今後の取り組みについて、意欲的な事業者が多く、販路拡大、生産量拡大の意向が高くなっています。今後、新たに6次産業に取り組みたいと回答した事業者は、約5割でした。取り組みの方向は、「直接販売の実施」、「異業種連携による加工・製造」が上位となっています。

一方で、縮小する事業者も4%あり、具体的には、「コスト高となり、販売先が広がらない」といった意見がありました。

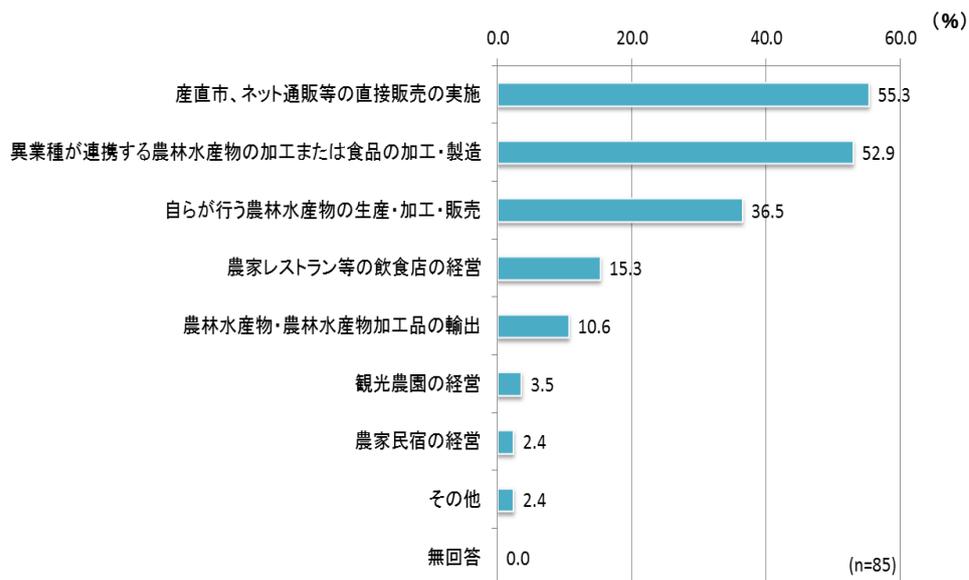


(n=149)

〔設問〕 今後の6次産業等の取組みの方向性（6次産業に取り組んでいる事業者）



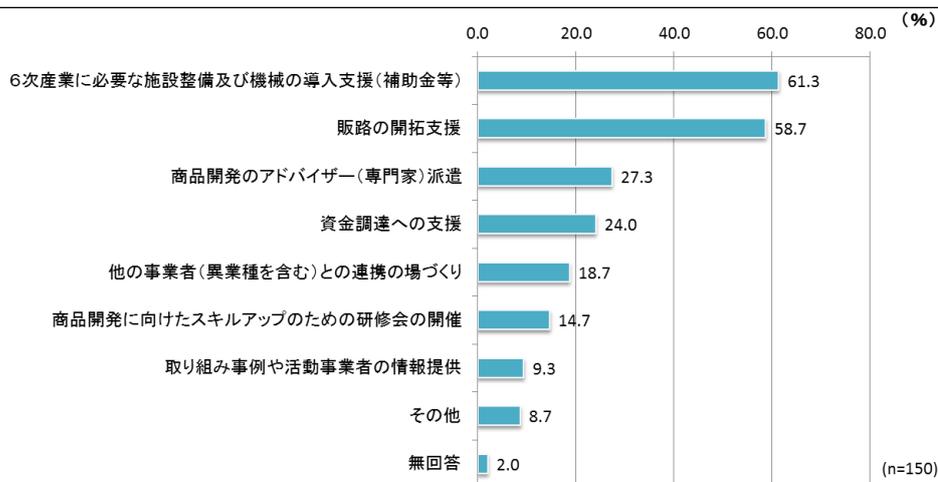
〔設問〕 具体的な拡大の方向性（今後6次産業の取組みを拡大すると答えた事業者）



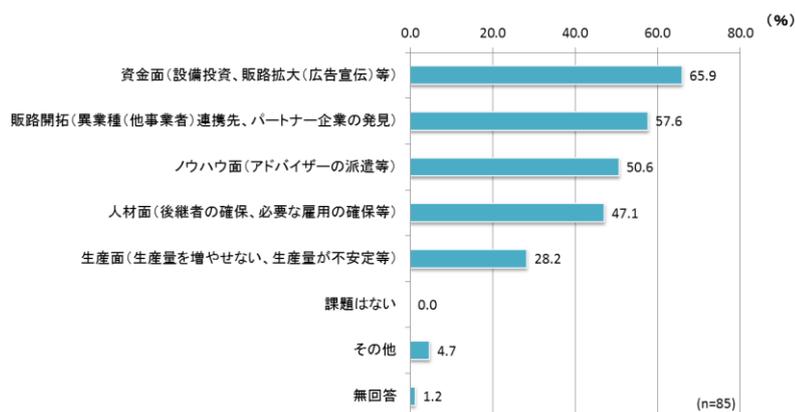
〔設問〕 具体的な拡大の方向性（これから6次産業に取り組みたいと答えた事業者）

## 5. 県内事業者の6次産業の取組みに係る課題及び必要としている支援

多くの事業者が、資金面や販路開拓など多方面にわたる支援策を求めており、様々な課題を持っていることがうかがわれました。具体的には、「ノウハウのある人材がほしい。人材確保が思うように出来ない。取組みには、高い生産技術や経営能力が必要」（人材の課題）、「生産、販売面でのマッチングが難しい。他との連携をどこに求めたらいいのかわからない。供給量が安定しないので取引が出来ない。」（事業者連携の課題）、「加工・製造そのものに集中し、魅力ある商品開発が出来ていない。事業規模が小さく、安定供給に不安。」（開発・製造の課題）、「生産したものが販売できていない。販売先が広がらない。販路先を求めて商談会に出向いている」（販路開拓の課題）、「取組んだからといって、すぐに収益は上がらない。利益を出して継続することは難しい。」（計画性の課題）といった意見がありました。

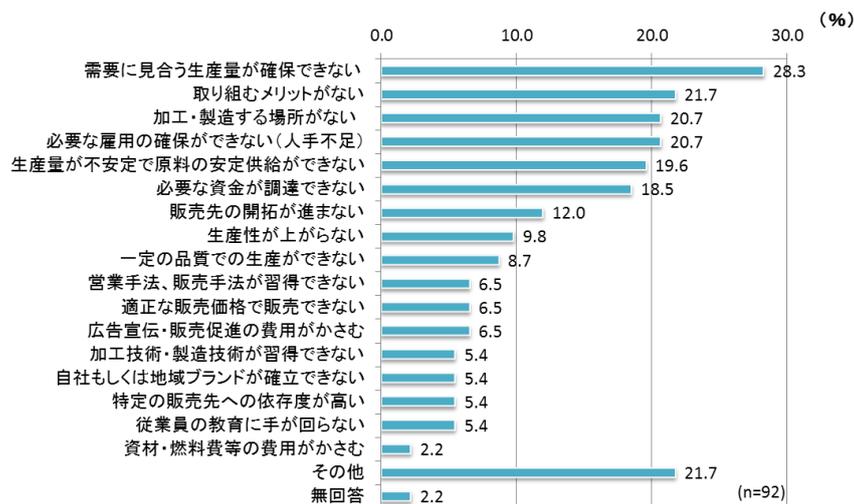


### 〔設問〕 必要となる支援はなにか（6次産業に取り組んでいる事業者）



### 〔設問〕 必要となる支援はなにか（今後、6次産業に取り組みたい事業者）

6次産業に取り組んでいない事業者が取組みをためらう理由の多くは、安定生産への不安、人手不足などで、開発・製造、人材、販路開拓などに不安を感じていることがうかがわれました。具体的には、「原料の安定供給がないと、製品づくりに不安」、「近辺に工場（委託先）がない」、「人材確保が困難、後継者が心配」といった意見がありました。



【設問】 6次産業への取組みをためらう理由（6次産業に取り組んでいない事業者）

#### IV 島根県の6次産業推進の基本的な考え方

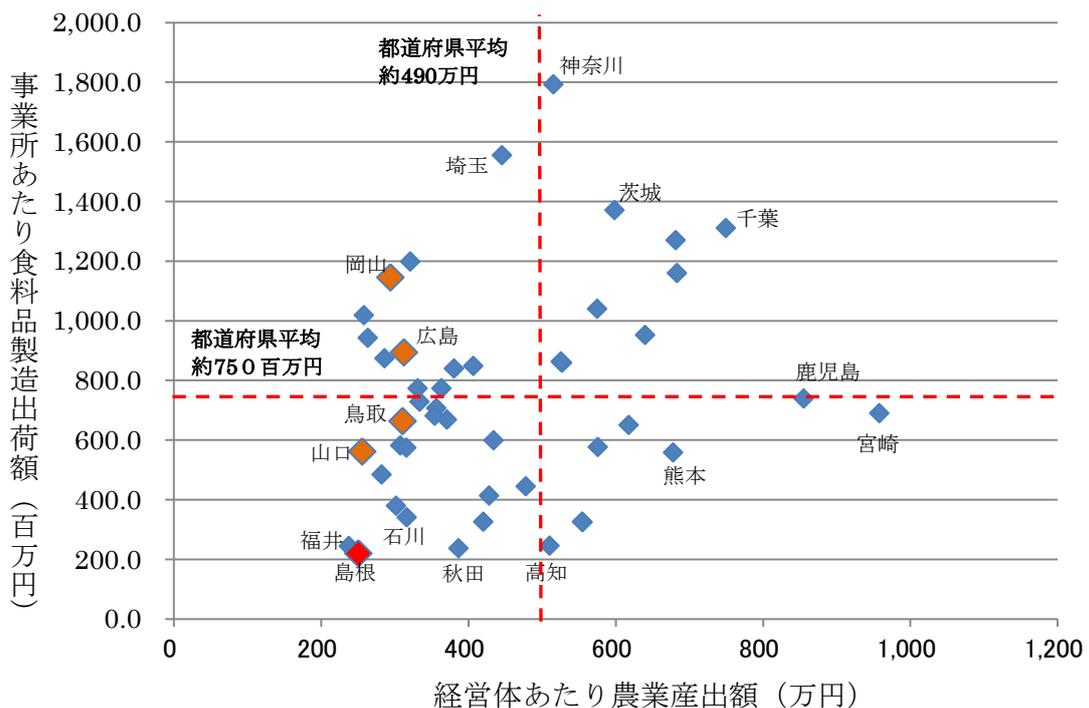
##### 【基本方向】

島根県の農林水産業の産出額や食品製造業の製品出荷額は、全国に比べて小さいだけでなく、事業者の経営規模も小規模なものが多く、農林漁業者が中心となった6次産業の取組みにおいても、事業者が単独に取り組んでいる小規模なものが大半です。そのため、事業規模の拡大や新たな取組み等により所得の向上を図るにしても、全国レベルでの競争力は相対的に弱いといえます。

このような状況にあって、本県の農林水産業や食品製造業の維持・発展、事業者の所得向上を図っていくためには、豊富な地域資源をフル活用し、1次産業～3次産業の多様な事業者がビジネスパートナーとして連携し、ノウハウ、スキル等の強みを相互活用するとともに、弱みを相互補完しつつ、独自性のある付加価値の高い商品の生産・製造・販売を一体的、総合的に取組む6次産業の推進が重要です。

県では、6次産業の取組みに際し、想定される課題への対応方向を5つのキーワードで整理し、関係者が一体となって課題の克服を図りつつ、積極的に6次産業を推進していきます。

都府県別 事業者あたり食料品製造出荷額と経営体あたり農業産出額



※食料品製造出荷額は平成24年工業統計調査速報から算出

農業産出額は、平成24年生産農業所得統計及び2010センサスから算出

## 【キーワード1】 「人材」・・・人材確保・育成

6次産業に取組み、新たな価値の創造や付加価値の向上を図る場合、高度な専門的知識や技術といったいわゆる「スキル」や「ノウハウ」が必要となります。特に、今までに経験のない業種・業態への進出を図ろうとする場合、その能力の習得、あるいは能力を有した人材の獲得により、人材の確保を図ることが重要であることから、新たな雇用による人材の獲得や研修会、セミナー等の研修機会を活用した人材育成を積極的に進めていきます。

しかしながら、事業規模や取組みの内容、必要とする能力等によっては人材の確保に限界がある場合もあります。そのような場合においても、外部の専門家からの指導、助言や、その能力を有する事業者との連携などにより、必要とする能力等を補完することが重要となります。このため、知識や能力を補完するアドバイス機能を強化していきます。

また、6次産業への取組みに必要な労力の確保も重要です。必要な労力を確保しないまま取組むことで、事業が計画通りに進まなかったり、既に行っている事業に悪影響を及ぼすことも想定されます。6次産業に取組もうとする事業者の地域内の労働力環境の把握や他の事業者との連携による労力の確保など、必要な労力確保に向けた取組みを促進します。

## 【キーワード2】 「つながる」・・・連携や協同化の促進

本県における6次産業を推進する上で、事業者単独での6次産業の取組みには限界があることや生産・製造・販売段階で付加価値を繋いでいく、いわゆる「価値連鎖（バリューチェーン）」の構築を図るため、1次産業・2次産業・3次産業との多様な事業者の連携や小規模経営体の協同化等の促進に取り組めます。

### ①関係機関・団体の情報共有

県、市町村、JA、JF、商工団体等の関係機関、団体には、地域産業に係る情報が相当量集積されているものの、組織間の情報共有が十分に進んでいるとはいえません。個別事業者のもつ情報量には限りがあり、関係機関・団体が相互に有する情報を共有化するとともに、情報の有効活用を図ります。

### ②異業種間マッチング機能の充実・強化

個別事業者は、連携候補先の情報量が少なく、多様な事業者の連携やネットワーク形成促進の阻害要因になっています。このため、関係機関、団体が連携し、事業者を結びつけていく異業種間マッチング機能の充実・強化を図ります。

しかしながら、異業種間のマッチングを進める上で、生産、製造量等、事業規模のバランスを考慮する必要があります。このバランスが悪いと生産、製造、販売の一体性が損なわれ、6次産業としての安定的なビジネスパートナーとなりえないことから連携が難しくなることに留意する必要があります。

### ③小規模経営体の協同化等の促進

気象条件や季節性、生産条件等から品質や供給量が不安定になりやすい農林水産物においては、一定の生産規模を確保し、安定した供給力を確保することが必要です。特に、個々の1次事業者の経営規模が小規模である場合、それぞれの経営体が協同して生産に取り組むなどの協同化の促進等により、安定的な生産供給体制の構築を図ります。

#### 事例

##### 地域資源の融合による商品開発と販売ネットワークの構築

江津市の浅利観光株式会社は、零細な生産者や個別企業がそれぞれに行ってきた加工、販売を、単に原材料の取引関係に留まらず、それぞれの立場を活かした協力グループ体として取組むことで、他地域にまねできない魅力ある商品づくりを進めている。

個社の取組みから広域での連携へ広げることで、多様な地域資源同士の出会い、融合、新しいアイデアが生み出されている。道の駅販売・石見のコラボギフトの商品化に留まらず、石見地域の商品の幅広い販路を確保し、石見地域ブランドのイメージ形成を図って行くこととしている。

浅利観光株式会社



## 事例

### 1次生産者～3次事業者が連携した 新商品開発と販路確保

雲南市の有限会社木村有機農園は、集落営農組織と連携し、高アミロース米による「米粉100%つなぎなし」の10割米粉麺の加工、販売に取り組んでいる。製造された商品は、地元の道の駅「たたらば壱番地」のレストラン「よってごしな菜むらげ」での販売、メニュー化を予定している。

今後、耕作放棄地の活用等による新規需要米の栽培拡大、道の駅での販売商品拡大による集客、販売額の増加、米粉麺加工場での雇用創出などをめざしている。

有限会社木村有機農園



## 事例

### 産直市のネットワークと仕組み づくりで、高い供給力を実現

奥出雲産直振興推進協議会は、JA雲南が事務局を持つ雲南地域1市2町にまたがる19の直売所のネットワーク組織で、平成25年の生産者数は、2927名となっている。

すべての直売所の販売情報を一元化、共有することで品揃えや生産活動に活かしている。尼崎市での直売など地域外への販売も展開しており、その高い供給力で年間総販売金額は7億円を越えている。

今では、中山間地域の小規模生産者にとって、なくてはならない組織となっている。

奥出雲産直振興推進協議会



## 【キーワード3】 「取組む」・・・開発・製造等の実践

6次産業において、アイデア段階に留まらず、具体的に商品開発・製造等を実践することが事業化には必要不可欠なことから、具体性や計画性に留意しつつ、商品開発・製造等の6次産業の実践を促進します。

### ① マーケットインに基づく商品開発

これまでの商品開発は、生産物を起点にし、具体的な販売を想定していないいわゆる「プロダクトアウト」になっているものが多くあります。この場合、販売段階で消費者ニーズとのミスマッチにより販売が思うように伸びず、取組みが停滞するケースが見受けられます。このため、企画段階から消費者ニーズを収集分析し、商品開発に取込む、いわゆる「マ

ーケットイン」に基づく商品開発を促進します。

## ②安定生産・供給体制の構築、強化

新たな価値の創造や付加価値の向上を図るためには、取引先との信頼関係を構築することが重要です。規格外品等の「余剰」で生産、出荷するだけでは供給が不安定となり、取引先への安定供給が難しくなるだけでなく、事業や経営そのものの安定化が難しくなります。商品の確実な納品とそれを支える安定生産・供給体制の構築、それに必要な施設、機械等の整備を促進します。

また、気象条件や季節性、生産条件等から品質や供給量が不安定になりやすい農林水産物においては、一定の生産規模を確保し、安定した供給力を確保することが重要です。特に、個々の1次事業者の経営規模が小規模である場合、それぞれの経営体が協同して生産に取り組むなどの協同化の促進等により、安定的な生産供給体制の構築を図ります。

## ③衛生・品質管理体制の構築、強化

近年、消費者の健康、安全・安心意識の高まりや商品知識の向上、食品事故の多発などにより、食品製造者の衛生・品質管理に対して消費者から厳しい目が向けられています。

特に、農林漁業者の6次産業への進出においては、初めて食品の製造・加工に取り組む事業者の増大や、既存事業者によるより加工度の高い食品製造への取り組み増加が想定され、食品衛生・品質管理に対しては、食品表示も含め、これまで以上に高いレベルでの意識と取り組みの強化が必要となります。

研修等を通じた意識改革、知識・技術の向上に取り組むとともに、必要に応じた適切な施設、機械の整備等を促進します。

## 事例

### 販売店とタイアップした新商品づくり

松江市の「まる福農園」は、西条柿の高級干し柿の生産、販売や西条柿加工品として柿酢、ピューレ等を開発、販売している。現在、取引のある首都圏の高級果物店とタイアップしたオリジナル新商品の開発、製造等に取組んでいる。

今後は、さらなる新商品の開発によりシリーズ拡充を図るとともに、柿販売市場の魅力化向上と新たな担い手の創出等をめざしている。

まる福農園



## 事例

### 自社ブランド卵を活用した加工食品の開発、製造で経営を多角化

大田市の有限会社旭養鶏舎は、H26年に鶏卵加工施設を整備、自社で生産する鶏卵を使用した鶏卵加工食品を開発・製造し、既存の販路に加え、新たな販路開拓を行うことで、経営の多角化、高度化を進めている。

加工部門の立上げにあたっては、新規に従業員を雇用するなど、地域経済活性化にも寄与している。

平成26年3月六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画認定

有限会社旭養鶏舎  
直売所・鶏卵加工場



## 事例

### コケビジネス創出に向けた、安定生産体制づくりに取組む

江津市では、ドクターリセラ株社が、コケの環境復元機能に着目し、平成22年度から市内波積地区でコケの試行栽培を開始。同地区では、地域ビジネス創出の可能性として、このコケに着目、江津市が中心となり、関係者が連携した取組みを実施している。

需要に対応できる生産体制を確立するため、生産組織を立ち上げ、江津版コケ生産・加工マニュアルを作成。生産加工の技術力の向上のための研究を続けている。将来的には、販路の拡大に加え、波積地区では、U・ターン者の受入れ等、コケによる町おこしにも取組む予定としている。

江津市農林水産課



## 【キーワード4】 「売る」・・・販路の開拓・確保

6次産業の取組みにおいて、その成否を左右する最も重要な要素の一つが販路開拓・確保です。どんなに魅力のある商品を生産・製造しても、最終的に消費者に購入してもらえなければ、その価値は事業者を循環しません。そのため、計画段階からの販路開拓・確保を想定した取組みを促進します。

### ①商品特性等を活かし、継続性をもった販売対策

商品特性には、商品そのものに限らず、地域の食文化や立地、名勝などの商品背景の物語性を付加することが、商品の独自性や付加価値の向上を図る上で重要です。

そのため、スーパー等の一般的な小売店販売だけでなく、地域の観光事業と連携した地域の名産としての販売やインターネットを活用した直接販売など、商品特性にあった販路選択と販売戦略の構築を促進します。

また、国内では、人口減少等により消費量が縮小する中で、常に事業者間の顧客争奪が起こっていることから、販路の維持、拡大に向けた営業活動やPR活動、商品改良・改善など、継続的な販売対策を促進します。

### ②食を取巻くトレンド変化への対応

近年、「食」をめぐるのは、少子・高齢化による消費量の減少、景気後退による食生活の多様化（内食、中食）、夫婦共働きによる調理機会の減少、個食化、生産者と消費者（都会地）のインターネットを活用した直接販売の拡大、健康・安全・安心意識の高まりなど、「食」をめぐる消費トレンドに大きな変化が起こっています。

そのため、「食」をめぐる消費トレンドの変化の把握と生産、製造部門へのフィードバックを促進することで、販路開拓・確保に向けた適切な対応を図ります。

## 事例

### 観光地での直売店舗開設による新たな事業展開への挑戦

出雲市の津山屋製菓株式会社は、県産の高品質な農産物を活かした新商品開発を行うとともに、会社として初となる直営店舗を観光客で賑わう大社神門通りに開設し、新たな事業展開に挑戦している。

店舗開設により、より消費者と近い距離でのニーズ把握と商品開発が期待できるとともに、将来的には、輸出も視野に島根県や県産品の知名度向上につなげたいと意欲を燃やしている。

津山屋製菓株式会社



## 事例

### 店舗が行う加工品製造による産直市出荷生産物の販路拡大

松江市の道の駅本庄企業組合は、自らが加工製造機器を導入し、道の駅産直市に出荷された生産物を活用したオリジナル加工品を製造販売することで、出荷生産物の安定した販路の拡大を図っている。

道の駅機能を活用したマーケティング調査により、売れる商品を速やかに提供していくとともに、店舗が販売状況等を直接確認しながら、臨機応変な対応を行うことで、生産・加工・販売がスムーズに流れるしくみづくりをめざしている。

道の駅本庄企業組合



## 【キーワード5】 「ステップアップ」・・・計画的・段階的な事業展開

6次産業の取組みは、一朝一夕に成果が出るものではなく、息の長い地道な取組みが必要となります。過大な投資を行うことにより、不測の事態によって事業が停滞するとともに、経営全体への悪影響を生じる可能性が大きくなります。

事業への取組みに際し、いきなり大きな投資を行うのではなく、自己の経営規模にあった、適切なレベルからの計画的な取組みと段階的な事業拡大を促進します。

## V 推進体制

6次産業の取組みは、非常に幅広い分野に関係するとともに、形態が多岐にわたることから、国、県、市町村といった行政、関係団体、支援機関等の連携はもとより、組織内の関係するセクションが連携して推進することが重要です。

そのため、具体的な推進にあたっては、6次産業に関わる、行政、関係団体、支援機関等の関係者が相互に情報共有できるしくみづくりに取組むとともに、地域の具体的な取組みに対し、臨機応変に支援できる態勢づくりを促進します。

【分野連携・共通戦略プラン】 プロジェクトの概要・取組状況等

達成状況判断基準：100%以上「◎」、80%以上～100%未満「○」、80%未満「△」、50%未満「×」

圏域	第2期地域戦略プロジェクト(H24～H27年度)		成果指標項目	H22現況	H26			達成状況	H27 目標	□ 主な活動実績・成果、■ 課題 (H26)
	プロジェクト名	主な取組項目			目標	実績見込	達成率			
県全域	「美味しまね認証制度」推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現場実態等を踏まえた美味しまね認証制度の見直し</li> <li>●関係団体等との連携による生産者・消費者への制度のPR。</li> </ul>	美味しまね認証件数(件)	44	72	62	86%	○	80	<p>□26年度末で、認証件数は62件となる見込み。(農産物36件、畜産物18件、林産物7件、水産物1件)。</p> <p>□イワガキの生産工程管理基準の変更や認証品目への乾燥きの追加が見込まれるなど、制度が充実</p> <p>□事例調査を実施。商品性を活かした単価設定、取引先の信用度の向上と販路拡大、資材コストの削減、生産者の意識・意欲の向上などの効果を確認</p> <p>■年間の新規認証件数が減少しており、事例調査結果も活かし、生産工程管理の必要性和認証取得に関する普及・啓発の強化が必要</p> <p>■消費者の認知度調査を継続し、PR効果の確認と効果的PR手法の検討が必要</p>
	6次産業推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国事業を活用した6次産業の推進</li> <li>●県事業を活用した多様なネットワークによる6次産業の推進</li> </ul>	6次産業化・地産地消費総合事業化計画認定数(件)	13 (H25現況)	15	13	87%	○	20	<p>□島根型6次産業ステップアップモデル事業(しまろく事業)の運用を開始。6次産業化への関心の高まりと農林漁業者はもとより商工業者、行政等の多様な取組申請があり、21件を採択。</p> <p>□県内外からアドバイザー登録が進んだこともあり、25事業所において、アドバイザー派遣事業を活用</p> <p>■国事業活用に向けた総合事業化計画認定については、当初認定見込み事業者がいずれも申請を中止、申請対応できる事業者の掘り起こしに時間がかかるため、早い段階からの事業の掘り起こしが課題</p>
			ネットワークによる6次産業に取り組む事業者数(件)	— (H25現況)	8	21	263%	◎	20	
		アドバイザー派遣実施事業数(所)	— (H25現況)	10	25	250%	◎	40		

【分野連携・共通戦略プラン】 プロジェクトの概要・取組状況等

達成状況判断基準：100%以上「◎」、80%以上～100%未満「○」、80%未満「△」、50%未満「×」

圏域	第2期地域戦略プロジェクト(H24～H27年度)		成果指標項目	H22現況	H26			達成状況	H27 目標	□ 主な活動実績・成果、■ 課題 (H26)
	プロジェクト名	主な取組項目			目標	実績見込	達成率			
大田	地域ぐるみの獣害対策推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民全体を対象とした獣害対策の理解促進。</li> <li>●モデル集落における営農意欲向上に向けた対策検討。</li> <li>●獣害を受けにくい品目や生産方式への誘導。</li> <li>●捕獲個体の有効利用。</li> </ul>	獣害対策(追い払い活動や侵入防止柵の設置等)に集落全体で自主的に取り組む集落数(集落)	11	16	19	119%	◎	18	□既に獣害対策に集落全体で自主的に取り組む14集落に対しては、必要に応じて関係機関が支援を実施し当該の取り組みが継続 □獣害対策に関心のある集落への支援活動を開始するとともに、先行事例の活動調査を実施 ■獣害を受けにくい品目の生産拡大を図るとともに、被害を受けにくい栽培方法の導入と実効性のある設置等へ誘導
			獣害を受けにくい品目の栽培面積(ha)	19	23	18	78%	△	25	
浜田	鳥獣被害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域防護柵等の整備や餌場としない集落づくり、捕獲体制の整備についてモデル地域を設置。</li> <li>●戦略的体制の構築。</li> <li>・餌場としない集落づくりの指導マニュアル作成。</li> <li>・新規被害地での早期駆除に向けた遊撃捕獲班の検討。</li> <li>・長期的な視点での狩猟者確保対策や獣肉の加工施設整備支援。</li> </ul>	モデル集落数(集落)	1	4	4	100%	◎	4	□浜田市田橋・横山地区では、住民一体となって被害対策の効果や問題点を整理、浜田市金城町宇栗集落では、住民一体で防護柵を整備。 □広報の成果により、新規狩猟免許取得者数が前年を大幅に上回った。(実人数平成25年:18名⇒平成26年55名) ■獣肉加工施設整備について、運営体制や販売先等を検討するとともに、給食以外の獣肉の活用を検討
			狩猟免許所持者数(人)	525	525	552	105%	◎	525	
隠岐	隠岐産品のブランド力強化に向けた6次産業化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業者間の連携、協力関係を促進し、生産、加工者の意識統一、意識向上等の資質の向上。</li> <li>●特徴ある産品の積極的な発掘、消費者ニーズに対応した商品開発の促進。</li> <li>●国、県の事業を活用した6次産業化への取り組みを支援。</li> <li>●産品の特徴やロットが活かせる販路対策の促進。</li> </ul>	隠岐スモールビジネス協議会員の取り引き先数1社あたり(件)	43	55	年度末に取引調査を実施	—	◎	65	□隠岐フェアを開催(11/1～3)し、出店者は、新商品のテスト販売や消費者との意見交換を図るとともに、委託販売の申し出があり、販路開拓につながった。 □各事業者が国や県事業(島根型6次産業ステップアップモデル事業)を活用し、6次産業化への取り組みを開始 ■6次産業化の動きを軌道に乗せるために関係機関の助言と専門家などの派遣を通じて支援を実施
			6次産業化に取り組む事業者数(件)	0	2	5	250%	◎	5	
			島根県物産観光館で定番化した隠岐産商品数(件)	39	55	年度末に取引調査を実施	—	◎	80	

【農業部門】 県全域プロジェクトの概要・取組状況等

達成状況判断基準：100%以上「◎」、80%以上～100%未満「○」、80%未満「△」、50%未満「×」

圏域	第2期地域戦略プロジェクト(H24～H27年度)		成果指標項目	H22現況	H26			達成状況	H27	□ 主な活動実績・成果、■ 課題 (H26)
	プロジェクト名	主な取組項目			目標	実績見込	達成率			
県全域	島根米の品質向上・売れる米づくり推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新品種の高品質・安定生産のための栽培マニュアルの策定・普及</li> <li>●新品種の販売拡大のための販売戦略の策定・実践</li> <li>●新品種の優良種子安定確保のための採種場の設置、生産体制の再編整備</li> <li>●極早生品種「鳥系72号」の奨励品種採用に向けた調査・分析</li> <li>●「契約的取引」の拡大に向けた販売戦略づくり</li> </ul>	米の新品種作付面積(ha)	0	1,000	704	70%	△	1,900	□H26年産米の食味ランキングにおいて、島根から初出品した「つや姫」が、最上級の「特A」を獲得。 □「つや姫」主産地の栽培面積拡大のため共同乾燥調製貯蔵施設等の再編整備計画が策定され、サテライト方式による広域利用施設整備に着手し、H27年度から受入開始予定 □「島根の「つや姫」マスター」制度を新たに設け、つや姫栽培経験のある生産者13名を認定し、研修会を通じて技術習得を実施 ■今後は、試験研究・普及組織・マスターが一体となって食味、品質向上のための栽培技術を確立 ■米をめぐる厳しい販売環境の中で、特定の米卸・米穀店との契約により1.9mmのふるい目で選別した「石見銀山つや姫」の取組をモデルとして、県全体への波及が必要
	園芸産地の再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空きハウス等を有効活用するための産地体制としくみの構築</li> <li>●地域の労働力資源を有効に活用する産地体制としくみの構築</li> <li>●低コスト、省力化技術等の導入支援</li> </ul>	しくみ活用組織数(空きハウスの整備事業を活用した組織の累計数)	-	12	13	108%	◎	16	□出雲市、大田市、吉賀町において空きハウスの利用開始予定、初期投資の軽減策として定着 □園芸産地での労力補完に取り組むモデル地域として、出雲、出雲(斐川)、益田、安来、大田の5地区を選定し、サポーター制度や新規就農者の受入制度などを検討 ■県内の園芸産地では、雇用労力の活用に消極的な産地が多く、啓発活動の強化が必要
			園芸産地再生に向けたモデル地域(労力補完体制の仕組みを活用)	-	4	5	125%	◎	4	
	和牛繁殖産地の再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の実態に適した放牧体系の確立・普及</li> <li>●地域内自給飼料生産・供給体制の構築</li> <li>●飼養管理の省力化・生産効率の向上支援</li> <li>●集落営農組織や農外企業などによる和牛繁殖経営への参入促進</li> </ul>	繁殖雌牛頭数(頭)	9,415	9,800	概数集計中	-	-	10,000	□和牛繁殖経営の新たな担い手を確保するため、集落営農組織等による放牧飼育をモデル的に推進する事業を新設して推進し、現場での取り組みが開始 □JA統合を見据え、飼養管理の省力化や分業化を図るためのキャトルステーション等の設置構想について協議を重ね、次年度事業化 ■飼料用米の数量払の実施に伴い、多収性専用品種の導入、乾燥調製貯蔵施設の拡大及び需要の掘り起こしが必要
			繁殖雌牛放牧頭数(頭)	3,089	3,700	3,160	85%	○	4,000	
			繁殖牛平均年齢(才)	8.15	7.95	7.15	111%	◎	7.80	
			コントラクター組織数(組織)	4	9	9	100%	◎	11	
	有機農業の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農林大学校での実践的な有機農業技術研修の実施</li> <li>●農業技術センター等での有機農業に関する技術開発と生産者への技術指導の強化</li> <li>●経営の開始・拡大及び早期経営安定のための生産環境整備</li> <li>●生産者の販路開拓活動の支援や商談会の開催</li> <li>●生産から消費までの幅広いネットワークづくり</li> </ul>	有機農業による新規就農者数(H24からの累計)(人)	-	10	12	120%	◎	15	□農林大学校有機農業専攻には今年度も7名の入学者あり。研修部門でも10名が参加。有機農業専攻初の卒業生の進路は、7名のうち、5名が有機農業関係(自営就農1、雇用就農3、研修1) □有機農業による自営就農5名、半農半X認定者のうち、有機農業志向者が1名 ■県内消費者の購買行動につなげるための有効なPR活動の実施と首都圏等での取引拡大に向けた支援。
			有機農業の取組面積(ha)	203	300	377	126%	◎	310	
	新規就農者の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修受入先及び雇用就農受入リストの作成・提供</li> <li>●研修終了後の進路希望(自営就農、雇用就農、半農半X)に沿った就農準備への支援</li> <li>●雇用のための条件整備や年間雇用の調整による受け皿づくりとマッチングの実施</li> <li>●中間雇用機能を含めた人材育成研修の場の検討・設置</li> <li>●農福連携の体制づくりと推進</li> </ul>	新規就農者数(人)	140	170	155	91%	○	170	□就農希望者の確保から研修、就農後のフォローで、積極的な支援等を展開(新規就農者数は、H27年4月に確定) □農の雇用事業により、52名が採択(1月末現在) □人材派遣会社と委託契約し、集落営農法人等へ11名を派遣 ■市町村、定住関係機関と連携し、受入情報のパッケージ化の推進 ■研修終了後の支援体制の持続
独自の就農研修、研修農場を実施する市町村数			6	12	11	92%	○	19		

【農業部門】 県全域プロジェクトの概要・取組状況等

達成状況判断基準：100%以上「◎」、80%以上～100%未満「○」、80%未満「△」、50%未満「×」

圏域	第2期地域戦略プロジェクト(H24～H27年度)		成果指標項目	H22現況	H26			達成状況	H27	□ 主な活動実績・成果、■ 課題 (H26)
	プロジェクト名	主な取組項目			目標	実績見込	達成率			
県全域	集落営農の強化と農地利用集積の促進による地域の維持・活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「集落ビジョン」・「人・農地プラン」の作成とその実現に向けた活動の支援</li> <li>●農地中間管理機構を活用した農地利用集積の促進</li> <li>●担い手不在集落における組織化の推進やサポート経営体の育成・確保</li> <li>●農外も含めた事業拡大に向けた組織運営体制の構築</li> <li>●経営多角化の推進による人材の維持・確保</li> <li>●直払い協定、自治会組織等との連携による担い手不在集落の解消</li> <li>●広域連携組織の育成と新たな支援策の構築</li> </ul>	地域貢献型集落営農組織数(組織)	146	260	244	94%	○	288	<ul style="list-style-type: none"> <li>□「集落ビジョン」作成のための研修会、地域協議会ごとの意見交換会を実施しており、各地域協議会において重点集落での新たな取り組みが進行</li> <li>□直払制度においては、新規協定の設立、高齢農家等をサポートする体制への移行についての動きがあり、協定面積の拡大や取組項目が着実に進んでいる。</li> <li>■新規集落営農組織の設立及び他集落との連携誘導</li> </ul>
			LLP等の強固な連携組織数(組織)	2	4	4	100%	◎	5	
			農地中間管理機構を活用した農地利用集積面積(累計)(ha)	0 (H25現況)	500	集計中 (3月末)	—	1,200		
			中山間地域等直接支払協定面積(ha)	12,833	13,284	13,300	100%	◎	13,100	
	国営開発農地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開発地                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・作付休閑地台帳の整備</li> <li>・地区別・ほ場別の作付休閑地解消方策の検討</li> </ul> </li> <li>●干拓地                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等の新規参入、規模拡大の誘導</li> <li>・売渡済地の作付休閑の解消</li> </ul> </li> </ul>	農地活用面積(ha)	685	728	752.1	103%	◎	733	<ul style="list-style-type: none"> <li>【開発地】</li> <li>□作付休閑地の減少</li> <li>□農地中間管理事業を活用した利用権の設定(予定)(横田13件、27,670㎡)</li> <li>【干拓地】</li> <li>□産直市に出荷する女性グループが新規品目試作実証圃を設置し、農地の利用向上に向けた取り組みを開始(揖屋)</li> <li>■取得前提リース借受者の取得断念及び長期貸付の解約による公社管理地の拡大(貸付面積が大幅に減少(安来で10ha以上の減少))</li> </ul>
			農地売渡・貸付面積(ha)	295	317	312.0	98%	○	321	
	水田フル活用に向けた耕畜連携推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飼料用米等の生産性向上・多収性専用品種の検討</li> <li>●飼料用米等の生産・流通・利用体制の再構築</li> <li>●構築連携による地域循環型農業モデルの確立</li> <li>●飼料用米の需要の掘り起こし・拡大</li> </ul>	飼料用米作付面積(ha)	528 (H25現況)	800	750	94%	○	1,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>□飼料用米専用品種「みほひかり」の栽培展示ほ及び、他の多収性専用品種「モミロマン」「ホシアオバ」栽培比較展示ほを設置、収量調査結果は、全品種とも数量払の最大限の交付が可能な収量を確保</li> <li>■H26年産主食用米価格下落に伴い、H27年は飼料用米やWC S用稲への大幅な転換が想定されることから、需要先確保や受入・流通体制づくり等対策の検討が急務。</li> </ul>
			(飼料用米需要量(t))	(3,000) (H25現況)	(5,000)	(4,500)	(90%)	(6,000)		
			WCS作付面積(ha)	311 (H25現況)	400	390	98%	○	500	
	日本型直接支払を活用した農地・環境保全推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存活動組織について多面的機能支払制度への円滑な移行及び未参加地域の新規参入による制度の一層の推進</li> <li>●中山間地域等直接支払協定と自治会組織等との連携による担い手不在集落の解消</li> <li>●環境保全型農業直接支援の取組推進</li> <li>●各直接支払制度の一体的な推進</li> </ul>	多面的機能支払制度(農地維持支払)を活用して農地保全に取り組む面積(ha)	19,871 (H25現況)	21,000	21,706	103%	◎	22,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>□各直接支払い制度とも県関係機関と市町村が連携して、取組を推進した結果、目標面積を達成する見込み</li> <li>□各直接支払い制度の一体的な推進については、集落支援に係るモデル地区として、2市町で農地保全支援員を設置</li> <li>■H27年からの法制化後における推進体制の構築、制度変更内容の周知</li> </ul>
			「中山間地域等直接支払」協定面積(再掲)(ha)	12,833	13,284	13,300	100%	◎	13,100	
			環境保全効果の高い営農活動に取り組む面積(ha)	1,109 (H25現況)	1,200	1,291	108%	◎	1,290	
集落支援に係るモデル地区の設置(地区)			— (H25現況)	2	2	100%	◎	2		

【農業部門】 地域プロジェクトの概要・取組状況等

達成状況判断基準：100%以上「◎」、80%以上～100%未満「○」、80%未満「△」、50%未満「×」

圏域	第2期地域戦略プロジェクト(H24～H27年度)		成果指標項目	H22現況	H26			達成状況	H27 目標	□ 主な活動実績・成果、■ 課題 (H26)
	プロジェクト名	主な取組項目			目標	実績見込	達成率			
大田	「おおだ」で作り「おおだ」で食す地産地消推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画出荷に向けた営農指導体制の構築</li> <li>●集荷体制の再構築</li> <li>●安全安心な農産物づくりの推進</li> <li>●地元農畜産物を利用した新商品の開発支援</li> <li>●学校給食が求める食材への生産供給体制の検討</li> </ul>	産直市での地元産品の販売金額(千円)	91,184	165,000	108,600	66%	△	173,000	□給食センターと生産者を含めた関係機関の定期的な協議の開催により、新品目、1次加工をする品目を含め、地域内生産物の利用を拡大 □JAが主催する「農園塾」の受講生からの新規会員を確保 ■春先の低温、7、8月の高温等の影響や、産直市近隣に新設されたスーパーの影響もあり、産直市での販売額は前年度に比較して僅かではあるが減少
			学校給食での大田市産農産物利用割合(品目)	17.6	19.5	50.0	256%	◎	20.0	
			産直出荷者協議会会員数(人・件)	224	280	281	100%	◎	300	
	石見銀山和牛ブランド生産流通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における石見銀山和牛の一貫生産体制の構築</li> <li>●石見銀山和牛のブランド化(石見銀山和牛の認定基準の策定、販路開拓)</li> <li>●地域循環型農業の推進(稲ワラの安定確保、堆肥散布システムの検討)</li> </ul>	子牛市場価格比(%)	94	98	98	100%	◎	100	
			石見銀山和牛販売頭数(頭/年)	0	18 (60)	18 (60)	100%	◎	20 (80)	
	持続可能な水田農業の確立と地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担い手の育成(集落営農組織の広域連携、サポート経営体の育成)</li> <li>●飼料米やWCS用稲、大豆、ソバ等の生産拡大</li> <li>●生産構造や消費動向の変化に対応した野菜産地の育成(白ねぎの生産拡大、新たな業務用・加工用品目の導入)</li> <li>●耕畜連携の推進(堆肥の流通、散布の仕組みづくり)</li> </ul>	サポート経営体(集落営農)育成数(カ所)	0	2	2	100%	◎	3	
			水田転作における戦略・振興作物等の生産面積(ha)	149	200	198	99%	○	220	
			堆肥化施設の整備(カ所)	0	1	1	100%	◎	2	
	地域アグリビジネスの推進による邑智郡農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直売所における生産・販売の組織体制整備</li> <li>●GAPへの取組推進、エコ・有機・各種認証農産物の生産拡大</li> <li>●加工による高付加価値化</li> <li>●生産者と消費者の交流推進</li> </ul>	直売所組織の販売額(千円)	310,000	370,000	370,000	100%	◎	400,000	
			トレサシステムの導入(機)	0	1	2	200%	◎	1	
	未来へ続く園芸産地育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体験から就農までの受け入れ態勢整備</li> <li>●トロ箱栽培を核とした生産基盤の強化(トロ箱栽培マニュアル作成ほか)</li> <li>●新たな加工品の開発による販売ルートの多様化</li> <li>●生産団体の事務局機能体制強化。</li> </ul>	就農前研修受け入れ者数(人)	0	3	2	67%	△	4	
			認定就農者数(温泉津特産協会の累計)(人)	0	0	1	-	-	2	
農業生産量(メロン:60t→100t+裏作レタス:17t→20t) ※レタス収穫中途のため、H25実績を使用			77	109	72	67%	△	120		
農業販売額(千円) ※レタス収穫中途のため、H25実績を使用			38,000	51,500	35,110	68%	△	56,000		

【農業部門】 地域プロジェクトの概要・取組状況等

達成状況判断基準：100%以上「◎」、80%以上～100%未満「○」、80%未満「△」、50%未満「×」

圏域	第2期地域戦略プロジェクト(H24～H27年度)		成果指標項目	H22現況	H26			達成状況	H27 目標	□ 主な活動実績・成果、■ 課題 (H26)
	プロジェクト名	主な取組項目			目標	実績見込	達成率			
浜田	サポート経営体を核とした地域を支えるしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たなサポート経営体の育成</li> <li>●「三隅町農業支援センターみらい」、「ふるさと支援センターめぐみ」などの既存第3セクターの体制強化</li> <li>●集落とサポート経営体の連携による「地域を支えるしくみづくり」の展開(周年雇用ができる仕組みづくりなど)</li> </ul>	サポート経営体数(累計)	2	4	4	100%	◎	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;金城&gt;</li> <li>□新たなサポート経営体「株式会社みどりファームかなぎ」(みどりファーム)が設立</li> </ul>
			サポート経営体カバー集落数(集落農地の過半をカバーする目標の集落)(集落)	0	12	0	0%	×	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;旭&gt;</li> <li>■2集落で「みりの」を担い手に位置づけた人・農地プランの作成</li> </ul>
			サポート経営体を担い手に位置づけた集落数(集落)	0	10	6	60%	△	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;三隅&gt;</li> <li>□新たに1集落が「みらい」を担い手に位置づけた人・農地プランを作成。</li> <li>■さらに2集落で「みらい」を担い手に位置づけた人・農地プランの作成</li> <li>&lt;江津&gt;</li> <li>□桜江地区のサポート経営体として、来年度から、「めぐみ」が作業受託エリアを拡大する方向で調整中。</li> <li>■「めぐみ」が桜江地区で作業受託を進めていくしくみについて検討</li> </ul>
	産直市を核とした絆づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●POSデータの有効活用</li> <li>●いわみ中央産直協議会の体制整備</li> <li>●重点品目の選定による生産指導とリレー出荷の確立</li> <li>●消費者交流イベントの開催や学校給食への対応</li> </ul>	設置支部数(支部)	2	6	6	100%	◎	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>□品質管理委員会の必要性について、江津支部の活動を紹介することにより、他店舗へ認識が波及</li> <li>□各店舗で消費者モニター活動を実施し、生産への理解を深めてもらうとともに、モニター意見を元に店舗運営改善を図った</li> <li>■年間を通じて品目によって過不足が発生、ピーク時の平準化のための作付分散や加工品の利用・開発、不足品の生産振興が必要</li> </ul>
			消費者モニター設置(延人数)	0	120	120	100%	◎	160	
			産直総売上(万円)	23,700	41,707	32,173	77%	△	50,000	
	西条柿産地再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●灌水設備など園地再整備による自然条件に左右されない安定生産の確立</li> <li>●選果場の再整備による流通コストの低減</li> <li>●園地の計画的継承のための検討や生産組合の組織強化</li> <li>●新たな加工品の開発</li> </ul>	西条柿販売量(t)	118	165	183	111%	◎	180	<ul style="list-style-type: none"> <li>□「かん水施設等の基盤整備」「防風施設整備」については順調に進行</li> <li>□集落ビジョン検討会4回実施</li> <li>■廃園防止のため、アンケート調査や廃園が危惧される園のリストアップ等の実施</li> <li>□旬別の出荷予測の作成を基にした販売戦略の実施</li> </ul>
			西条柿等販売額(千円)(生果・干し柿)	52,506	59,478	55,529	93%	○	61,800	
	益田	西いわみ農産物の産地力強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遊休ハウス、遊休園の有効利用システムの構築</li> <li>●有機農産物、エコ農産物の生産拡大</li> <li>●地元産品を活用した加工品の開発</li> <li>●高齢化に対応した栽培支援体制の構築</li> </ul>	遊休財産の継承件数(件/年)	3件/年	5	6	120%	◎	5
主要品目の販売額(百万円)				1,159	1,300	1,143	88%	○	1,373	
産地を担う新規就農者の確保数(名/年)				1名/年	3	9	300%	◎	3	
伸びゆく石西地域の肉用牛		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市場の付加価値化を図るため市場出荷牛への生産履歴情報を添付</li> <li>●WCS用稲の品質向上と栽培面積の拡大</li> <li>●大型畜産経営体と各市町堆肥センター等との連携による良質堆肥の供給・散布体制の構築</li> </ul>	繁殖雌牛頭数(頭)	1,438	1,483	1,578	106%	◎	1,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>□生産履歴添付(提供)農家は新たに28戸増加して49戸(提供率71%)</li> <li>□飼料用米を肉用牛農家で活用するため、新たに稲ソフトグレインサイレージによる自給飼料確保の取り組みを開始</li> <li>■新たに津和野町においてWCSコントラクター組織の体制づくりを模索しており、体制構築が必要</li> <li>□1戸の大規模農家が組合へ新規加入したことで、堆肥の原料不足が解消</li> <li>■堆肥生産コストの低減及び堆肥使用農家の拡大等による収入増加方策の検討</li> </ul>
	WCS用稲栽培面積(ha)		31	34	30	88%	○	35		
	(堆肥センター)堆肥供給量(t)		3,734	3,932	3,192	81%	○	4,000		

【農業部門】 地域プロジェクトの概要・取組状況等

達成状況判断基準：100%以上「◎」、80%以上～100%未満「○」、80%未満「△」、50%未満「×」

圏域	第2期地域戦略プロジェクト(H24～H27年度)		成果指標項目	H22現況	H26			達成状況	H27	□ 主な活動実績・成果、■ 課題 (H26)
	プロジェクト名	主な取組項目			目標	実績見込	達成率			
隠岐	隠岐の水田農業担い手育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集落営農法人など多様な担い手の育成・確保</li> <li>●藻塩米の安定生産と生産拡大</li> <li>●そば、白小豆、飼料米、WCS用稲の生産体制強化</li> <li>●育苗ハウス等を活用した新規作目の導入</li> </ul>	集落営農法人数(組織)	2	4	3	75%	△	5	□26年産の「島の香り 隠岐藻塩米」(藻塩米)は作付面積37.2ha、前年度より約10ha増加。ブランド力強化のため、新たな品質区分(世界ジオパーク米)を設定し、首都圏へ販売 □WCS用稲の栽培面積は、島後が前年度より約10ha増加し19.8ha、島前が前年度より約2.5ha増加し、5.5haの作付 ■集落営農設立志向集落が現れ組織化支援を行っているが、米価下落による採算性の不安があり合意形成ができなかった。今後も継続的な支援が必要
			こだわり米のJA集荷量(t)	83	160	131	82%	○	200	
			WCS用稲の栽培面積(ha)	2.4	26	25	96%	○	27	
			白小豆のJA集荷量(t)	5	7	7.5	107%	◎	8	
			新規品目の定着(品目)	—	試験栽培	2	—	—	2	
	隠岐牛産地拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受精卵技術の導入・活用による優良雌牛の確保</li> <li>●放牧場における事故対策</li> <li>●飼料用米、WCS用稲の生産体制並びにコントラクター育成を含む耕畜連携システムの確立</li> <li>●子牛市場の効率化</li> </ul>	肥育牛の出荷頭数(頭)	144	144	162	113%	◎	200	□海士町の法人を中心として肥育牛を162頭出荷。 □受精卵移植実施向け、2頭から受精卵の採取、交配を実施、優良子牛を地域に残すことにより、隠岐全体の繁殖牛の能力向上を図っている。 □海士町では、約6haでWCS用稲を栽培。島前3島で利用できるように検討会を実施し、知夫村で利用を開始 ■さらなる増頭に向けた施設整備計画や素牛導入費用のための資金計画の支援、経営指導の実施
			子牛出荷頭数(頭)	1,145	1,150	1,150	100%	◎	1,350	
			脂肪交雑育種価	1	1.1	1.1	100%	◎	1	
			飼料米・稲WCS利用農家戸数(戸)	2	7	12	171%	◎	10	
	隠岐の地産地消拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農産物等の生産拡大</li> <li>●新規品目の導入と定着</li> <li>●安全・安心な農産物の推進と生産拡大(エコ農産物、県認証など)</li> <li>●学校給食、福祉施設等への供給量の拡大</li> </ul>	地産地消拠点販売額(万円)	4,000	7,000	7,920 (内訳) 隠岐の島2,620 西ノ島1,200 海士4,100	113%	◎	7,500	【共通】 □各町村とも地産地消拠点の販売額が増加 ■供給拡大に向けた関係機関との協議及び実需者要望調査の実施  【島後】 □新商品としてドライトマトの開発・販売が開始、島内向け新規切り花として、コギク、ストック、スターチス・シニアータの栽培が開始 □あんき市場から2施設への供給開始  【島前】 □海士町で新規に加工用サツマイモ、イチゴ、干イモが導入 □新たに隠岐島前高校学生寮、西ノ島町の給食センター、福祉施設への供給が開始
			新規品目数(加工品含む、/年)	3	5	7 (内訳) 隠岐の島4 海士3	140%	◎	5	
			学校給食・福祉施設等への食材提供箇所数(箇所)	3	9	8	89%	○	11	